

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年6月27日

【事業年度】 第20期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

【会社名】 株式会社ジャパンディスプレイ

【英訳名】 Japan Display Inc.

【代表者の役職氏名】 代表執行役会長 CEO スコット キャロン

【本店の所在の場所】 東京都港区西新橋三丁目7番1号

【電話番号】 03 - 6732 - 8100(大代表)

【事務連絡者氏名】 代表執行役 CFO 大河内 聡人

【最寄りの連絡場所】 東京都港区西新橋三丁目7番1号

【電話番号】 03 - 6732 - 8100(大代表)

【事務連絡者氏名】 代表執行役 CFO 大河内 聡人

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月		2018年 3月	2019年 3月	2020年 3月	2021年 3月	2022年 3月
売上高	(百万円)	718,991	636,661	504,022	341,694	295,946
経常損失()	(百万円)	86,312	40,564	57,854	32,656	7,964
親会社株主に帰属する 当期純損失()	(百万円)	239,656	106,585	101,417	42,696	8,096
包括利益	(百万円)	236,972	107,181	99,886	35,923	3,683
純資産額	(百万円)	73,039	862	53,363	41,829	72,768
総資産額	(百万円)	604,923	538,502	389,746	224,998	258,275
1株当たり純資産額	(円)	118.60	1.37	43.91	42.70	24.93
1株当たり 当期純損失()	(円)	398.49	128.41	116.56	17.93	2.08
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	11.8	0.2	13.1	17.6	28.2
自己資本利益率	(%)	126.3	303.8	406.1	94.2	14.4
株価収益率	(倍)	0.48	0.54	0.42	2.68	23.08
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	128	6,604	87,111	23,121	21,673
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	52,185	36,614	28,069	9,145	95
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	51,261	30,968	57,682	20,230	14,769
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	80,866	68,988	66,380	55,347	50,939
従業員数 (外、平均臨時 雇用者数)	(人)	11,542 (6,683)	10,085 (5,806)	8,815 (2,986)	8,443 (3,118)	6,600 (2,314)

- (注) 1. 第16期における親会社株主に帰属する当期純損失の主な要因は、事業構造改善費用の計上によるものです。
2. 第17期における親会社株主に帰属する当期純損失の主な要因は、減損損失の計上によるものです。
3. 第18期における親会社株主に帰属する当期純損失の主な要因は、事業構造改善費用の計上によるものです。
4. 第19期における親会社株主に帰属する当期純損失の主な要因は、減損損失の計上によるものです。
5. 第16期、第17期、第18期、第19期及び第20期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
7. 第19期より、固定資産売却益の表示方法を営業外収益から特別利益へ変更し、第16期、第17期及び第18期の関連する主要な経営指標等について、表示方法の変更の内容を反映させた組替え後の数値を記載しております。
8. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第20期の期首から適用しており、第20期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月
売上高 (百万円)	698,275	633,893	481,316	331,174	285,873
経常損失() (百万円)	90,763	42,631	56,371	36,778	13,127
当期純損失() (百万円)	221,113	119,586	114,965	33,040	16,197
資本金 (百万円)	96,863	114,362	190,562	202,757	100
発行済株式総数 (株)					
普通株式	601,411,900	846,165,800	846,165,800	846,165,800	1,296,165,800
A種優先株式			1,020,000,000	1,020,000,000	1,020,000,000
B種優先株式			672,000,000	672,000,000	372,000,000
D種優先株式				500	500
E種優先株式				1,939	5,540
純資産額 (百万円)	55,919	28,662	8,761	112	18,299
総資産額 (百万円)	591,873	516,395	360,392	205,820	227,148
1株当たり純資産額 (円)	92.90	33.94	62.28	54.97	36.49
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純損失() (円)	367.66	144.07	132.13	13.87	4.16
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	9.4	5.6	2.4	0.0	8.0
自己資本利益率 (%)	132.9	880.7	-	751.6	176.7
株価収益率 (倍)	0.52	0.48	0.37	3.46	11.54
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	4,782 (452)	4,403 (376)	3,023 (380)	2,967 (393)	2,900 (373)
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX) (%)	74.2% 115.9%	26.5% 110.0%	18.8% 99.6%	18.5% 141.5%	18.5% 144.3%
最高株価 (円)	290	189	93	66	50
最低株価 (円)	174	50	38	41	32

- (注) 1. 第16期における当期純損失の主な要因は、事業構造改善費用の計上によるものです。
2. 第17期における当期純損失の主な要因は、減損損失の計上によるものです。
3. 第18期における当期純損失の主な要因は、事業構造改善費用の計上によるものです。
4. 第19期における当期純損失の主な要因は、事業構造改善費用及び減損損失の計上によるものです。
5. 第16期、第17期、第18期、第19期及び第20期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
6. 第18期における自己資本利益率については、期首及び期末の自己資本の合計がマイナスのため記載しておりません。
7. 配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
9. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
10. 第19期より、固定資産売却益の表示方法を営業外収益から特別利益へ変更し、第16期、第17期及び第18期の関連する主要な経営指標等について、表示方法の変更の内容を反映させた組替え後の数値を記載しております。
11. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第20期の期首から適用しており、第20期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

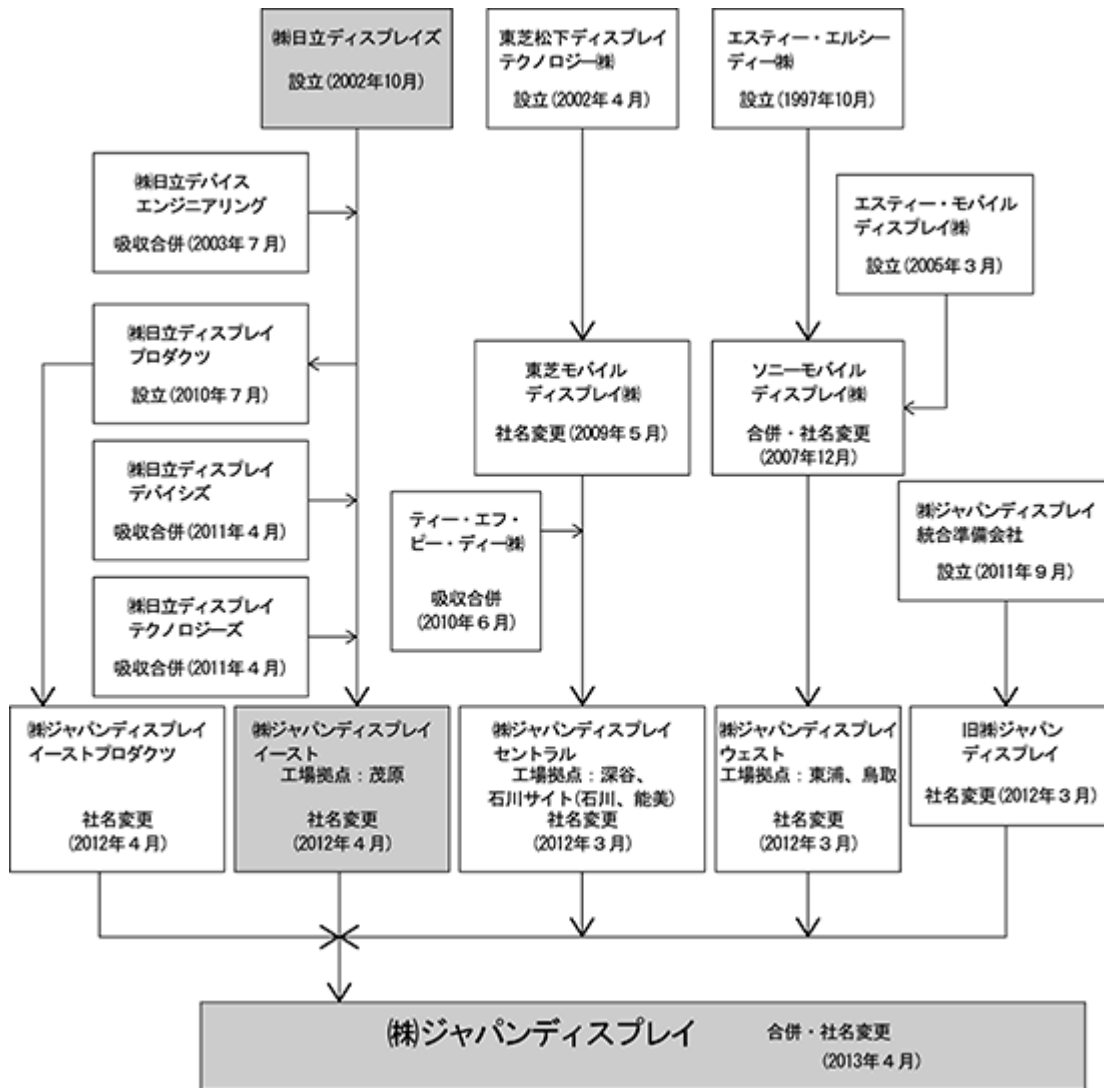
2 【沿革】

年月	概要
2002年10月	東京都千代田区神田練堀町に中小型液晶ディスプレイ製造及び関連製品の開発、設計、製造及び販売を事業目的とする(株)日立ディスプレイズ(資本金100億円)を設立。 (株)日立製作所より、日立顕示器件(蘇州)有限公司、深圳日立賽格顕示器有限公司、及び高雄日立電子股份有限公司を取得し子会社化。
2003年7月	(株)日立デバイスエンジニアリングを吸収合併し、(株)日立ディスプレイデバイスと(株)日立ディスプレイテクノロジーズへ会社分割。
2008年3月	(株)日立製作所100%出資から、(株)日立製作所50.2%、キヤノン(株)24.9%、松下電器産業(株)(現パナソニック(株))24.9%出資に変更。
2010年6月	(株)日立製作所がパナソニック(株)が保有する(株)日立ディスプレイズの全株式を譲受。
2010年7月	千葉県茂原市に(株)日立ディスプレイプロダクツを設立。
2011年4月	(株)日立ディスプレイデバイス及び(株)日立ディスプレイテクノロジーズを吸収合併。
2011年9月	東京都千代田区丸の内中小型ディスプレイデバイス及び関連製品の開発、設計、製造及び販売を事業目的とした(株)ジャパンディスプレイ統合準備会社が発足。
2011年11月	(株)産業革新機構、(株)日立製作所、(株)東芝、ソニー(株)の4社が(株)日立ディスプレイズ、東芝モバイルディスプレイ(株)、ソニーモバイルディスプレイ(株)の統合契約を締結。
2012年2月	(株)ジャパンディスプレイ統合準備会社が海外販売子会社4社(JDI Display America, Inc.、JDI Europe GmbH、JDI Taiwan Inc.、JDI Korea Inc.)を設立。
2012年3月	(株)ジャパンディスプレイ統合準備会社が海外販売子会社2社(JDI China Inc.、JDI Hong Kong Limited)を設立。 (株)ジャパンディスプレイ統合準備会社が社名を(株)ジャパンディスプレイ(旧(株)ジャパンディスプレイ)に変更。 (株)日立製作所がキヤノン(株)が保有する(株)日立ディスプレイズの全株式を譲受。 旧(株)ジャパンディスプレイが(株)日立ディスプレイズの全株式を取得。 日立顕示器件(蘇州)有限公司がSuzhou JDI Devices Inc.へ社名変更。 深圳日立賽格顕示器有限公司がShenzhen JDI Inc.へ社名変更。 高雄日立電子股份有限公司がKaohsiung Opto-Electronics Inc.へ社名変更。 旧(株)ジャパンディスプレイがソニー(株)、(株)東芝、(株)日立製作所よりそれぞれソニーモバイルディスプレイ(株)、東芝モバイルディスプレイ(株)、(株)日立ディスプレイズの全株式を取得。
2012年4月	(株)日立ディスプレイズが(株)ジャパンディスプレイイーストへ社名変更。 (株)日立ディスプレイプロダクツが(株)ジャパンディスプレイイーストプロダクツへ社名変更。
2012年7月	(株)ジャパンディスプレイイーストが索尼移動顕示器(蘇州)有限公司の全株式を取得。
2012年8月	索尼移動顕示器(蘇州)有限公司がSuzhou JDI Electronics Inc.へ社名変更。
2013年1月	(株)ジャパンディスプレイイーストを存続会社とし、同社の親会社である旧(株)ジャパンディスプレイ、旧(株)ジャパンディスプレイの子会社である(株)ジャパンディスプレイセントラル、(株)ジャパンディスプレイウエスト、及び(株)ジャパンディスプレイイーストの子会社である(株)ジャパンディスプレイイーストプロダクツを吸収合併する合併契約を締結。
2013年4月	上記合併を実施し、(株)ジャパンディスプレイイーストは(株)ジャパンディスプレイへ社名変更。本社を東京都港区へ移転。
2013年6月	Nanox Philippines Inc.の株式の81%を取得。 茂原工場において第6世代LTPS液晶ラインでの量産開始。
2014年3月	東京証券取引所市場第一部に株式を上場。(注)

年月	概要
2016年12月	白山工場において第6世代LTPS液晶ラインでの量産開始。
2017年9月	JDI Taiwan Inc.の子会社が提出会社からKaohsiung Opto-Electronics Inc.の全株式を取得し、子会社化。
2018年3月	Shenzhen JDI Inc.の全株式を譲渡。
2018年5月	Suzhou JDI Devices Inc.の全株式を譲渡。
2018年6月	能美工場に係る資産等を譲渡。
2020年3月	Ichigo Trust (以下「いちごトラスト」といいます。)に対する第三者割当によるエクイティ・ファイナンスを実施。いちごトラストが筆頭株主となる。
2020年8月	いちごトラストに対する第三者割当による追加エクイティ・ファイナンスを実施。
2020年10月	白山工場に係る資産を譲渡。
2021年10月	Nanox Philippines Inc.の株式を追加取得し、完全子会社化。
2021年12月	JDI Taiwan Inc.が Kaohsiung Opto-Electronics Inc.の全株式を譲渡。

(注) 2022年4月4日に東京証券取引所の市場区分の見直しにより市場第一部からプライム市場へ移行しております。

以下は、2013年4月に合併するまでの当社の沿革図であります。



株式会社ジャパンディスプレイウェストは2010年4月にエプソンイメージンデバイス株式会社から、中小型TFT液晶ディスプレイ事業資産の一部を譲り受けました。

3 【事業の内容】

当社グループ(当社及び当社の関係会社)は、当社、海外製造子会社2社、海外販売子会社等7社で構成されており、主な事業内容は、ディスプレイ及び関連製品の開発、設計、製造及び販売事業です。

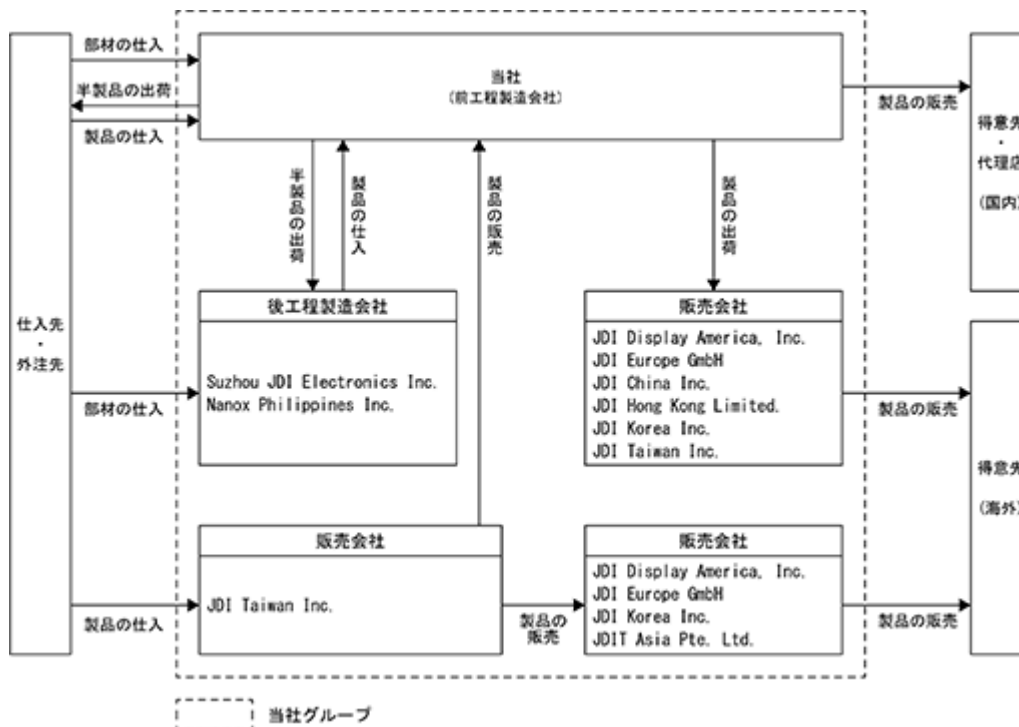
ディスプレイは、電子機器の出力装置として文字、写真、動画等の画像を表示する電子部品です。当社グループが手掛けるディスプレイは、主としてスマートフォン、車載用機器、ウェアラブル機器、VR機器等に搭載されています。

なお、当社グループの事業は、ディスプレイ事業の単一セグメントであるため、事業別セグメント情報の記載を省略しています。

[事業系統図]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

(2022年3月31日時点)



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有(又は被所有)割合(%)	関係内容
(連結子会社) JDI Display America, Inc. (注) 1、3	米国 カリフォルニア州	200 千USD	ディスプレイの 販売	100.0	当社グループが製造したディスプレイの 販売を行っております。 役員の兼任1名
JDI Europe GmbH (注) 1、3	ドイツ ミュンヘン市	5,000 千EUR	ディスプレイの 販売	100.0	当社グループが製造したディスプレイの 販売を行っております。 役員の兼任1名
JDI Korea Inc. (注) 1	韓国 ソウル市	600 百万KRW	ディスプレイの 販売	100.0	当社グループが製造したディスプレイの 販売を行っております。 役員の兼任1名
JDI China Inc. (注) 1	中国 上海市	2,500 千USD	ディスプレイの 販売	100.0	当社グループが製造したディスプレイの 販売を行っております。 役員の兼任1名
JDI Hong Kong Limited. (注) 1、3	香港	1,500 千HKD	ディスプレイの 販売	100.0	当社グループが製造したディスプレイの 販売を行っております。 役員の兼任1名
Suzhou JDI Electronics Inc. (注) 1	中国 蘇州市	1,043 百万元	TFT 液晶モ ジュールの後工 程製造	100.0	後工程の製造委託 役員の兼任2名
Nanox Philippines Inc. (注) 1	フィリピン	954 百万円	TFT 液晶モ ジュールの後工 程製造	100.0	後工程の製造委託 役員の兼任1名
JDI Taiwan Inc. (注) 1	台湾 台北市	3,570 百万NTD	ディスプレイの 販売等	100.0	当社グループが製造したディスプレイの 販売等を行っております。 役員の兼任1名
その他1社					
(その他の関係会社) いちごトラスト (注) 4					

(注) 1. 特定子会社に該当しております。

2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

3. JDI Hong Kong Limited.、JDI Europe GmbH及びJDI Display America, Inc.については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

	JDI Hong Kong Limited.	JDI Europe GmbH	JDI Display America, Inc.
(1) 売上高	167,115百万円	39,639百万円	38,558百万円
(2) 経常利益	280百万円	1,410百万円	328百万円
(3) 当期純利益	231百万円	823百万円	349百万円
(4) 純資産額	4,540百万円	8,061百万円	2,587百万円
(5) 総資産額	35,008百万円	26,335百万円	19,902百万円

4. いちごトラストの状況については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 (関連当事者情報)」において記載しているため、記載を省略しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2022年3月31日現在

部門区分	従業員数(人)	
製造部門	5,972	(2,289)
非製造部門	628	(25)
合計	6,600	(2,314)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 当社グループはディスプレイ事業の単一セグメントであるため、セグメント別従業員数の記載を省略しております。
3. 前連結会計年度末に比べ従業員数が1,843名減少しておりますが、主として製造連結子会社であった Kaohsiung Opto-Electronics Inc. (以下「KOE」といいます。)の株式譲渡に伴い、同社を連結範囲から除外したことによるものです。

(2) 提出会社の状況

2022年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
2,900 (373)	47.0	20.4	6,181

- (注) 1. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
2. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
3. 当社はディスプレイ事業の単一セグメントであるため、セグメント別従業員数の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社において労働組合(ジャパンディスプレイ労働組合)が結成されており、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「今までにない発想と、限りない技術の追求をもって、人々が躍動する世界を創造し続ける。」を企業理念として、人と世界を結び、瞬時に多くの情報を伝えるインターフェースであるディスプレイを世界中のお客様にお届けしています。現代社会の基盤技術であるこれらディスプレイの供給において、当社グループは、価値創造の源泉である「世界初、世界一」の独自技術とそれを支える人財力を有効に活用し、社会と人の課題解決に取り組んでまいります。そして、全てのステークホルダーの皆様のための未来価値創造実現に向け、全社一丸となって取り組む成長戦略として、2022年5月に「METAGROWTH 2026」を策定いたしました。

以下は、「METAGROWTH 2026」の2026年に向けた基本方針であります。

「世界初、世界一」の独自技術により、社会と人の課題を解決し、
PersonalTech For A Better World を実現
価値創造を METAGROWTH

「META」は「広範囲で、高度な、普遍的な」を意味し、「METAGROWTH」は当社グループの今後の飛躍的な成長を表しております。「METAGROWTH 2026」の最終年度となる2026年度の財務目標を、EBITDA 1,044億円、営業利益833億円とし、飛躍的な顧客価値創造と株主価値向上を目指してまいります。

(2) 中長期的な会社の経営戦略

全体戦略

当社グループは、私たちの存在で、社会が、世界が、コミュニティが今より良くなる社会の実現に向けて、現代社会の基盤技術であるディスプレイの探索と深化を進め、他の追随を許さない競争優位性を確立し、社会の発展にとって不可欠な企業として顧客価値・社会価値を創造いたします。

以下は、「METAGROWTH 2026」における3つの重点施策です。

() 「世界初、世界一」テクノロジーリーダーシップ

- ・ eLEAP、HMO、メタパス向けの超高精細ディスプレイ、透明ディスプレイ等、既に「世界初、世界一」独自技術で実証しているように、当社は、グローバルディスプレイ業界においてテクノロジーリーダーシップを取り戻しました。この盤石な技術基盤をさらに強化し、飛躍的な顧客価値創出と株主価値向上を実現してまいります。

() 革新的な技術、飛躍的な成長

- ・ グローバルディスプレイ業界はテクノロジー産業であり、テクノロジーカンパニーである顧客のニーズは、高いコストパフォーマンスを持つ優れたテクノロジーです。当社は、圧倒的なコストパフォーマンスを有するeLEAP等、「世界初、世界一」独自技術を通じて顧客ニーズに対応し、顧客の価値創造と競争優位性をサポートいたします。
- ・ コモディティ競争に参加せず、唯一無二の革新的な技術で抜本的な収益力向上と飛躍的な成長を実現いたします。

() GreenTech・サステナビリティ経営

- ・ 環境性能に優れたeLEAP、HMO等のGreenTechにより環境問題に取り組むとともに、ESG意識の高い顧客の付加価値創出に寄与します。
- ・ 企業の存在意義は社会貢献にあり、サステナブル社会に資する経営を堅持してまいります。
- ・ 「世界初、世界一」への挑戦ができる会社として、社員一人ひとりの成長を支え、風通しの良い企業文化を促進いたします。

6つの成長ドライバー

当社グループの「世界初、世界一」の独自技術を「6つの成長ドライバー」として位置付けました。技術基盤を

価値創造の源泉とし、脱過当競争・脱コモディティ化により収益性の抜本的な改善を図ります。

	成長ドライバー	特徴
1	eLEAP (次世代OLED)	<ul style="list-style-type: none"> ・高輝度、長寿命、高精細 ・幅広い画面サイズ・解像度に対応 ・環境に優しいGreenTech、高いコストパフォーマンス
2	HMO (High Mobility Oxide/ 高移動度酸化物半導体)	<ul style="list-style-type: none"> ・超低消費電力、高精細化、大画面化を実現するバックプレーン技術 ・基盤技術として第8世代、第10世代生産ラインへ適用可能
3	メタパース (超高精細ディスプレイ)	<ul style="list-style-type: none"> ・圧倒的なリアリティと没入感 ・高い歩留りと安定した品質
4	AutoTech	<ul style="list-style-type: none"> ・EVに対応した統合コックピットの実現 ・HUDの進化による安全性の向上
5	R&Iclear (レルクリア) (透明ディスプレイ)	<ul style="list-style-type: none"> ・世界最高の透過率 ・双方向コミュニケーションで社会貢献
6	新技術・新商品・新事業	<ul style="list-style-type: none"> ・独自技術の用途拡大 ・課題解決型の新規事業

eLEAPは仮称であり、商標登録出願中です。R&Iclearは当社の商標です。R&Iclearは、「c」を起点に左右いずれの方向に読んでも「clear」と読めます。当社の「世界初、世界一」の独自技術により、世界最高の透過率を有することで、双方から鮮明に視認でき、唯一無二の双方向コミュニケーションを可能にしております。

(3) 目標とする財務指標

当社グループは、「METAGROWTH 2026」において、以下の5か年の財務目標(KPI)を設定しております。

2022～2026年度の5か年計画

(単位：億円)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
売上高	3,291	3,355	3,845	4,182	4,735
EBITDA	92	164	379	674	1,044
営業利益	194	40	199	480	833

(注) 1 為替前提 2022年度：1ドル=123円、2023年度以降：1ドル=120円

2 EBITDAは、営業利益(損失)に営業費用である減価償却費及びのれん償却額を加算して算出しています。

(4) 経営環境及び対処すべき課題

当社グループは、2020年3月期に実施した人員削減を含む大規模な構造改革以降、競争力強化と収益力向上に向けて徹底したコスト削減策を継続するとともに、アセットの適正化や事業ポートフォリオの変革等、様々な取組みを行ってまいりました。その結果、当期には、営業損失が大幅に縮小し、自己資本比率も向上いたしました。また、この間、指名委員会等設置会社への移行等によるガバナンス体制の強化、「世界初、世界一」の技術の開発による技術基盤の強化と「技術立社」への回帰も図られ、成長に向けた経営基盤の構築が進みました。

足もとの経営環境は、新型コロナウイルスの影響や地政学的リスク等に起因するサプライチェーンの混乱をはじめ、引き続き厳しい状況が続いており、財務面、資金面における取り組みは引き続き重要な課題として認識しております。それらへの取り組みを継続する一方、当社グループは、成長戦略「METAGROWTH 2026」に基づき、価値創造の源泉である「世界初、世界一」の独自技術、そしてそれを支える人財力を有効活用し、飛躍的な顧客価値創造と株主価値成長も目指してまいります。以下は、「技術立社」としての当社が取り組む課題として特に重要なものです。

収益力の向上

「世界初、世界一」の独自技術とそれを支える人財力により顧客価値創出を実現し、脱過当競争・脱コモディティ化による収益性の抜本的な改善を図ります。成長ドライバーは、圧倒的なコストパフォーマンスを有する次世代有機EL(OLED)ディスプレイeLEAP、超低消費電力、高精細化、大画面化を実現するバックプレーン技術HMO、メタパース(超高精細ディスプレイ)、AutoTech、R&Iclear(透明ディスプレイ)、新技術・新製品・新事業であり、全て当社の「世界初、世界一」の独自技術です。これらに経営リソースを注力し、顧客の価値創造と競争優位性をサポートすることで、収益力の更なる向上と飛躍的な成長を図ってまいります。

また、新型コロナウイルスや地政学的リスクに起因するサプライチェーンの混乱、半導体等の部材不足や部材・

エネルギー・輸送費の高騰等に対しては、主要サプライヤーとの長期供給契約の締結、サプライヤーの分散、在庫確保等により、顧客への供給責任を最大限に果たしつつ、コスト上昇分の販売価格への転嫁も引き続き進めてまいります。

持続的成長と企業価値向上の実現

当社は、顧客や市場に求められる技術や製品を継続して開発、生産、供給するための前提となる健全な環境・社会の維持に配慮するサステナビリティ経営を推進し、持続的な成長を実現することで、企業価値の向上を目指してまいります。

技術・製品の開発においては、環境や社会への貢献を重要な基準とし、ESG意識の高い顧客の付加価値創出にも寄与します。例えば、次世代OLED eLEAPは有機材料の廃棄ロスやCO2排出量を大幅に低減し、HMO技術はディスプレイの消費電力を大幅に低減するグリーンテクノロジーです。また、透明ディスプレイR&I Clearは、双方向コミュニケーションツールとして、難聴者、ウクライナ避難民支援等に自治体で利用が進むなど、幅広く社会貢献に資する新たな価値を創造しています。

また、全社的には、当社が2021年8月に署名した世界最大のサステナビリティ・イニシアチブである国連グローバルコンパクトへの取組みを強化するほか、数年内に、パリ協定が求める水準と整合した温室効果ガス排出削減中長期目標の「SBT」の認定、及び事業を再生可能エネルギー100%で賄うことを目標とする「RE100」への加盟を目指してまいります。

2 【事業等のリスク】

当社グループでは、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性のあるリスクとして、「事業活動リスク」「財務リスク」「経済リスク」「自然・事故災害リスク」「法務リスク」「労務リスク」「社会リスク」「政治リスク」の8つのリスクに分類し、リスクの評価と対応策の検討・立案を行っております。また、リスクの未然防止や発生時の影響を最小限に抑えるために、規則や体制を整えております。なお、文中における将来に関する事項は、本有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものです。

(1) 事業活動リスク

市場動向・商品市況・競争環境の変動

当社グループは、売上の大半をディスプレイの売上に依拠しており、事業及び業績は、国内外におけるディスプレイの市場動向の影響を受けるとともに、スマートフォン、車載機器、民生機器等の当社グループが製造するディスプレイを採用する完成品の市場動向の影響を受けます。完成品の市況は、景気の変動等による個人消費の動向、消費者の嗜好、新学期やクリスマスシーズン等の季節性等に大きく左右される傾向にあり、受注が大きく変動した場合には、部品や完成品の過剰在庫、又は工場稼働率低下による機会損失となり、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、ディスプレイ業界全体での生産過剰、ディスプレイ需要の減少、中国及び台湾等の低価格メーカーとの競争の結果、販売価格が低下し、十分な利益を確保することが困難となり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。競合他社においては、財務・資金、研究開発、技術、製造能力、マーケティング、コスト競争力、事業ポートフォリオ等において、当社グループより強い競争力を有する可能性があり、競合他社が他社との提携や経営統合を行うなど、競争環境が一層厳しくなる可能性があります。

このため、当社グループは、「世界初、世界一」独自技術を価値創造の源泉とし、脱過当競争・脱コモディティ化を図り、販売価格水準の維持及び向上を目指すとともに、原材料や部品の削減、歩留りの改善等によるコスト低減に取り組み、販売価格の下落に備えておりますが、当社グループでのコスト低減幅以上に当社グループ製品の販売価格が下落した場合又は利益率の低い製品の販売比率が拡大する場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

技術・研究開発

当社グループは、高度な技術を必要とするディスプレイの製造・販売を行っているため、技術の優位性の確保は、当社グループの競争力にとって極めて重要です。当社グループは、従来技術と比較して大幅な低消費電力や高精細化を実現するバックプレーン技術や次世代OLED等、唯一無二の技術を開発し、ディスプレイ市場におけるニーズをけん引している状況にあると認識しておりますが、最新の技術を利用した製品を迅速に顧客に提供するためには、設備投資及び資源投入が必要な場合があります。しかしながら、かかる設備投資及び資源投入にもかかわらず、当社グループの技術の優位性が損なわれる場合には、当社グループの競争力が低下し、また、設備投資及び資

源投入に見合うだけの収益を上げられないことにより、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、新たな顧客価値創造のため、研究開発投資に力を入れています。しかしながら、研究開発投資で想定した成果を得られない場合、又は成果が十分に収益に繋がらない場合も想定されます。そのような事態の発生を最小限に留め、開発投資効果の最大化を図るため、当社グループでは、明確な開発方針のもと、研究開発対象の取捨選択を慎重に行い、開発段階の進捗状況をレビューし、継続の是非を判断しています。こうした施策にもかかわらず投資のリターンを得られない場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

生産活動

当社グループが営むディスプレイ事業は、大規模な生産設備の取得及び維持、大量かつ安定的な電力供給、並びに多くの従業員の雇用を要する、固定費比率が比較的高い事業です。したがって、顧客需要の減少、他社との競合等により当社グループの工場の稼働率が低下する場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、電力会社による電力供給の制限や、石油・天然ガスの輸入価格の高騰又は円安等による電気料金の値上げが行われる場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、原材料・部品等を複数の仕入先から購入しており、原材料等が適時、適量に調達できることを前提とした生産体制を敷いています。しかしながら、原材料・部品等の一部については、その特殊性から仕入先が限定されているものや仕入先の切替えが困難なものもあります。仕入先の経営環境の悪化や災害等により必要な原材料・部品等の供給遅延、供給不足又は価格高騰等が生じた場合には、当社グループの製品の納期に遅延が生じる可能性、又は他の仕入先からの購入のための費用増加が生じる可能性があります。また、調達した原材料・部品等に欠陥が存在し、又は当社グループ若しくはその顧客の求める仕様が満たされていない場合には、当社グループの製品の品質及び評価に影響を及ぼす可能性、並びに当社グループ又はその顧客に対するクレーム、訴訟に発展する可能性があります。

更に、高精細、広視野角、低消費電力、薄型軽量、狭額縁といった高性能、高付加価値のディスプレイの生産には、精緻な生産技術と成熟したスキルを要します。当社グループが生産する製品はカスタム品が大半であり、製品ごとに部材や製造装置の設定が変更となることが多いため、特にノウハウの蓄積が少ない新技術を採用した製品の生産活動においては、製品の歩留り向上に時間を要することや、品質トラブルが生じることがあります。また、顧客との契約に基づく供給義務の履行のため、歩留りが低い状況においても製品の製造を継続する必要が生じる場合もあります。当社グループでは、開発、設計、プロセス、製造、品質保証の各分野の摺合せを綿密に行うことで、そうした問題の発生の極小化を図るとともに、問題が発生した際には早期に解決することを目指した体制を構築し、生産ライン従事者のスキル向上のための教育プログラムも完備しています。しかしながら、そうした対策をもってしても、歩留りの悪化や品質トラブルが生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

経営戦略

当社グループは、企業競争力強化や収益性向上、長期的な供給体制の維持、新技術及び新製品の開発のため、部材メーカー、装置メーカー、完成品メーカーを含む外部企業との協業を実施しており、今後も研究開発、製造等の分野において競争力を強化するため、外部企業との新たな協業に加え、戦略的提携及び買収等を実施する可能性があります。これらの協業、戦略的提携及び買収等は、資金調達の制約、戦略上の目標変更、技術管理又は製品開発等の事業上の問題の発生、若しくは許認可等の規制上の問題、市場の変動等により、実施又は維持ができなくなる可能性があるほか、実施後に十分な成果が得られない可能性があり、そのような場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

固定資産の減損

当社グループは、多くの有形固定資産を保有しています。固定資産の連結貸借対照表計上額につきましては、当該資産から得られる将来のキャッシュ・フローの見積りに基づく残存価額の回収可能性を定期的に評価していますが、競合やその他の理由によって事業収益性が低下し当該資産が十分なキャッシュ・フローを創出できないと判断される場合には、減損の認識が必要となり、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

事業構造改善費用

当社グループでは将来にわたり競争力を確保するため、必要に応じ生産効率の低い生産拠点の閉鎖や研究開発の

中止等の事業構造改善を実施する場合があります。その場合において、設備の減損や従業員の処遇に関する事業構造改善費用が発生するほか、技能を有する従業員の流出等の可能性があり、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

内部統制

当社グループは、コンプライアンス遵守、財務報告の適正性確保を達成するために内部統制システムを整備し、運用してまいりましたが、2020年3月期に、過年度決算において架空在庫計上や費用先送り等による不適切な会計処理を継続的に行っていたことが判明し、財務報告に係る内部統制に重要な不備があったことが判明しております。当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を十分認識しており、不備を是正するため、2020年4月28日にガバナンス向上委員会を設置の上、同委員会が検討・策定した内部統制機能の強化を含む再発防止策について、具体的な詳細を定め、全社一丸となって実行いたしました。その結果、2021年3月期末日においては、開示すべき重要な不備が解消しており、内部統制は有効である旨、2021年6月28日付「内部統制報告書」において開示いたしました。当社は、再発防止の取り組みを今後も継続的に実行し、一層コンプライアンス重視の経営を行っていくほか、社内の意思疎通・相互理解の促進によるコミュニケーション向上等により、内部統制の強化を図ってまいります。その一環として、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を重要な経営課題の一つとして位置付け、グループを挙げて関係会社の管理体制等の点検・改善等に取り組んでまいります。将来にわたって常に有効な内部統制システムを整備及び運用できる保証はなく、また、内部統制に本質的に内在する固有の限界があるため、今後、上記の対応が有効に機能しなかった場合や、財務報告に係る内部統制の不備又は開示すべき重要な不備が発生した場合には、当社グループの財務報告の信頼性に影響が及ぶ可能性があります。

(2) 財務リスク

資金調達・資金繰り

本有価証券報告書提出日現在において、当社グループを取り巻く事業環境は、半導体等の部材不足、部材・エネルギー・輸送価格の高騰等の逆風下であり、新型コロナウイルスやウクライナ情勢に伴うサプライチェーンの乱れがこれら逆風に拍車をかける中、世界的な物価高による消費者の購買心理の悪化も懸念されております。これらの影響が、当社グループの事業活動及び財政状態へ与える影響は見通しが困難であり、同影響次第では今後、追加の資金需要が生じる可能性があります。

当社は、当連結会計年度においていちごトラストによる第12回新株予約権の一部行使に伴うE種優先株式発行により、総額で約360億円を調達いたしました。今後も、株式会社INCJ（以下、「INCJ」といいます。）からの2019年9月2日付借入金（元本総額200億円、返済期限2022年9月3日）返済を含め、当社の資金需要に応じて適時適切な資金調達策を講じてまいります。当該調達をもってしても不足が生じ、金融市場及びディスプレイ業界の動向、並びに当社グループの信用力等を理由に借入等の金融機関からの資金調達が十分に実行できない場合には、手許預金残高が当社の事業遂行上必要な水準を下回る可能性があります。

大株主との関係

当社は、2020年3月26日付で、いちごトラストに対し、株主総会において議決権を有するB種優先株式を第三者割当により発行いたしました。2022年3月25日には、いちごトラストにより、B種優先株式の一部について普通株式を対価とする取得請求権が行使され、普通株式への転換がなされました。これらにより、いちごトラストは、当連結会計年度末において当社の発行済株式に係る議決権数の49.28%に相当する株式を直接保有する筆頭株主となっており、当社の株主総会の特別決議を要する事項（他社との合併等の組織再編、重要な資産や事業等の売却、定款の変更等）及び普通決議を要する事項（取締役の選解任、剰余金の処分や配当の決定等）について、拒否権を含む重大な影響力を有しております。今後、いちごトラストが保有する優先株式に付された当社普通株式を対価とする取得請求権が行使され、いちごトラストが当社の発行済株式に係る議決権数の過半数に相当する株式を保有することとなった場合は、いちごトラストは支配株主に該当することになります。また、いちごトラストとの間の投資一任契約に基づき、いちごトラストから投資運用に関する権限を受託しているいちごアセットマネジメント・インターナショナル・ピーティーイー・リミテッドへの投資助言を行う、いちごアセットマネジメント株式会社の代表取締役社長であるスコット キャロン氏は、当社の代表執行役会長CEO兼取締役です。

いちごトラストの前に当社の筆頭株主であったINCJは、当連結会計年度末において、当社の発行済株式に係る議決権数の12.83%に相当する普通株式を保有する第2位の大株主となっております。同社の議決権数は、同社が保有するA種優先株式に付された当社普通株式を対価とする取得請求権の行使により増加する可能性があります。その割合は、いちごトラストが保有する優先株式に付された当社普通株式を対価とする取得請求権の行使により増減

いたします。

当社は、前連結会計年度に指名委員会等設置会社に移行しており、社外取締役が過半数を占める監査委員会、指名委員会及び報酬委員会を設けることで独立性の担保を図っています。また、事前承認事項等の設定はありません。それでもなお、株主総会の承認を必要とする事項に関し、いちごトラストが影響を及ぼす可能性があります。

また、いちごトラストは、当社の企業価値向上をサポートするスポンサーとして、長期的視点から株式を保有する意向を当社に対して示しており、同社の保有する当社株式には一定の譲渡制限も付されております。しかしながら、譲渡制限期間終了後にいちごトラストが当社株式の一部又は全部を売却する可能性があり、また、市場で売却した場合には、売却の規模等によっては、当社株式の需給関係及び市場価格に影響を与える可能性があります。

株式の希薄化

当社の筆頭株主であるいちごトラストは、当連結会計年度末において、普通株式（議決権数4,500,000個）、株主総会において議決権を有するB種優先株式（議決権数3,720,000個）、議決権を有しないD種優先株式及びE種優先株式を保有しております。また、当社の第2位の大株主であるINCJは、普通株式（議決権数2,140,000個）及び議決権を有しないA種優先株式を保有しております。

今後、いちごトラストにより、普通株式を対価とする取得請求権が行使され、残存するB種優先株式の全てについて転換価額50円をもって転換された場合にいちごトラストに交付される普通株式数は558,000,000株（議決権数5,580,000個）と、議決権を有する株式数では当連結会計年度末比186,000,000株（議決権数1,860,000個）の純増となり、また、D種優先株式の全てについて転換価額50円をもって、E種優先株式の全てについて転換価額24円をもってそれぞれ転換された場合にいちごトラストに交付される普通株式数は、合わせて2,408,329,640株（議決権数24,083,296個）となります。加えて、INCJにより、普通株式を対価とする取得請求権が行使され、A種優先株式の全てについて転換価額225円をもって転換された場合にINCJに交付される当社普通株式数は453,333,333株（議決権数4,533,333個）となります。これら優先株式に係る潜在株式の合計3,047,662,973株（議決権数30,476,629個）につき、当連結会計年度末現在の当社発行済普通株式数1,296,165,800株（議決権数12,961,271個）と当社発行済B種優先株式数372,000,000株（議決権数3,720,000個）の合計を分母とする希薄化率は205.00%（議決権ベースの希薄化率も205.00%）に相当します。

これらにより、当社普通株式の1株当たりの株式価値及び持分割合が希薄化し、当社株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。

継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、当連結会計年度において5期連続で営業損失及び重要な減損損失を、8期連続で親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、対前連結会計年度で営業損失を縮小したものの、重要な営業損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上したことにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当該状況を解消するため、当社グループは、全社的な事業構造改革として、設備稼働効率の改善、資産規模の適正化による生産性向上及びサプライチェーンの見直し等によるコストの更なる削減に取り組んでおります。当連結会計年度における戦略的取組みの一環として、2021年12月1日付で製造連結子会社K0Eの全株式を譲渡いたしました。当該グループ再編を主とした費用削減により損益分岐点が低減した結果、第4四半期連結会計期間においては営業損益が黒字転換しております。また、（重要な後発事象）に記載のとおり、2022年5月10日開催の取締役会において、小型のガラス基板で液晶ディスプレイを生産する東浦工場について、2023年3月を目途に生産終了することを決議いたしました。今後も既存事業の選択と集中を進め、収益性の更なる向上に向けた経営資源の最適化に引き続き取り組んでまいります。

当該施策に加え、高付加価値技術の製品化及び拡販、成長基盤の創出に向けた新規事業への戦略投資をより強化し推進すべく、2022年5月13日付で今後5年間の経営方針に基づく成長戦略「METAGROWTH 2026」を策定・公表いたしました。本成長戦略における主な事業戦略として、同年3月30日に对外発表した超高移動度酸化物半導体を含むOLED、LTPS等のバックプレーン技術のほか、車載、VR及びコミュニケーション分野における高付加価値デバイス製品、並びにそれらに関連する知的財産権の積極活用等を中心に製品・事業ポートフォリオを再編し、早期の黒字体質の安定化と事業成長を図っていく方針であります。

財務面では、当連結会計年度においていちごトラストによる第12回新株予約権の一部行使に伴うE種優先株式発行により、総額で約360億円を調達いたしました。今後も、INCJからの2019年9月2日付当社借入金（元本総額200億円、返済期限2022年9月3日）返済対応を含め、当社の資金需要に応じて、主に低効率資産の売却又は流動化、金融投資家等によるファイナンスの実行により長期安定資金を確保することで、財務体質の強化に向けて適時適切

な資金調達策を講じてまいります。

一方で、昨今のウクライナをめぐる国際情勢等を背景とした世界的な原材料費の高騰、エネルギー需給の逼迫による動力費や輸送費の負担増加のほか、半導体の需給逼迫継続による部材調達の一部制約等の影響により、早期の業績回復による黒字転換が遅延し、当社グループ資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性を勘案すると、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

(3) 経済リスク

経済状況の変動

当社グループは、グローバルに事業活動を行っているため、世界経済の動向に起因する完成品需要の変動により、当社グループの事業、業績及び財政状態が影響を受ける可能性があります。とりわけ、スマートフォンを中心とするモバイル製品などの高価な民生機器や耐久消費財である自動車の需要は、経済状況の変動の影響を強く受けるため、国内外の経済状況が悪化する場合等には、それら完成品に採用される当社製品の需要が減退するなど、当社グループを取り巻く経営環境が厳しくなり、その結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

為替相場の変動

当社グループは、取引先及び取引地域が世界各地にわたっており、外貨建で取引されている製品・サービス等のコスト及び価格は為替の影響を受けるため、為替相場の変動により当社グループの事業、業績及び財政状態が悪化する可能性があります。当社グループでは、この影響を最小限に抑えるべく、適宜為替予約等によるヘッジを行っていますが、かかるヘッジにより為替リスクを完全に回避できるわけではありません。加えて、海外子会社の現地通貨建の資産・負債は、連結財務諸表作成の際には円換算されるため、当社グループの財政状態は為替相場の変動による影響を受けます。

(4) 自然・事故災害リスク

災害・その他の要因による影響

当社グループは、製造拠点を日本、中国及びフィリピン、販売拠点をグローバルに展開しています。地震、津波、豪雨、洪水、落雷等の自然災害、コンピュータウィルスの感染、顧客データの漏洩、部品調達先等の罹災によるサプライチェーン上の混乱、疫病の発生や蔓延、戦争、テロ行為、暴動あるいは労働争議等が発生し、当社グループの拠点が大打撃を被った場合には、生産・出荷や販売活動が停止する恐れがあります。また、災害により電力供給量の低下や物流ルートの遮断等、社会インフラが不安定化した場合には、生産能力の低下、原材料の調達難、製品供給の遅延等、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。かかる災害による損害の発生に備え、当社グループは、建物、構築物、装置、在庫及び運搬中の貨物の代替コスト及び、事業の中断、製造物責任等に対して適切と判断するレベルの補償範囲をカバーする各種保険に加入しておりますが、当該保険には免責金額が設定されているものがあるなど、全ての損害額がカバーされるものではありません。

環境規制その他の法的規制

当社グループの事業は、国内外の様々な法令、規則等による制約を受けています。また、世界各地において、大気汚染、土壌汚染、水質汚濁、有害物質、廃棄物処理、製品リサイクル、地球温暖化防止、エネルギー等に関する様々な環境関連法令の適用を受けています。当社グループは、これらの規制に細心の注意を払いつつ事業を行っておりますが、製品の製造販売活動や設備投資が制約を受けるなど、事業展開に支障が生じる可能性があるほか、各種の法規制が制定又は変更された場合には、その遵守対応のための費用が増加する可能性があります。また、当社グループにおいてこうした法規制の違反が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性や社会的評価に影響を与える可能性があります。

(5) 法務リスク

重要な訴訟の発生

2020年7月16日付で、当社の過年度決算における不適切な会計処理により損害を被ったとして、当社の株主1名及び当該株主が代表取締役を務める国内法人株主2名から、当社並びに当社の元取締役及び現取締役合計10名に対し、連帯して約3,858百万円の損害賠償を請求する訴訟が提起されております。当社は、原告の主張を踏まえて適切に対応してまいります。

知的財産権

当社グループは、当社技術の保護に向け、適切な国・地域での知的財産権の取得に努めていますが、一部の国・地域によっては十分な知的財産権の取得がされていない可能性があります。

また、当社グループは、第三者からの使用許諾を受けて第三者の知的財産権を使用する場合がありますが、今後、必要な使用許諾を第三者から受けられなくなる可能性や、当社グループにとって不利な条件での使用許諾しか受けられなくなる可能性、競合他社が当社グループより有利な条件で第三者から使用許諾を受け当社グループの競争力が相対的に低くなる可能性があります。

更に、当社グループの製品に係る知的財産権に関して、当社グループ又はその顧客が第三者から特許侵害訴訟等を提起され、その結果、当社グループの当該製品が、一定の国・地域で製造・販売できなくなる可能性や、当社グループが第三者又は当社グループの顧客に対して損害賠償責任を負う可能性があります。当社グループから知的財産権の使用許諾を受けている他社が第三者に買収された場合等においては、従来当社グループが使用許諾を行っていない第三者が当該知的財産権を使用することが可能となる場合もあり、これにより、当社グループの競争優位性が低下する可能性があります。

加えて、第三者との提携等により行うこととなる事業の内容が、他の第三者との間の既存の契約において認められた知的財産権の使用許諾の範囲に含まれない場合等においては、当該他の第三者から、新たな対価の支払いを強いられる可能性があります。長期間にわたり訴訟費用が高み、訴訟等の結果によっては当社優位性を失う可能性があります。

更に、当社グループでは、内部規定に従い、従業員から職務発明を承継した場合には、当該従業員に対し報奨金を支払うこととしておりますが、当該従業員から当該報奨金額等に関して訴訟等を提起される可能性は否定できません。

訴訟その他法的手続について

当社グループは先端技術を用いたディスプレイの製造及び販売を行っていますが、先端技術を用いた製品については欠陥や瑕疵が製品の出荷までに発見されにくく、製品の出荷後に品質問題が発生した場合には、製品の回収及び修理、デザインの変更等に多大な費用を要するとともに、技術者等人的資源の投入を要する可能性があり、また、顧客との関係及び当社グループへの信用に影響を及ぼす可能性があります。当社グループの製品の欠陥や瑕疵により当社グループ又はその顧客に対する訴訟が提起される可能性もあり、当社グループはグローバルに事業活動を展開しているため、各国で訴訟その他の法的手続の当事者となるリスクを有しています。当社グループが訴訟その他の法的手続の当事者となった場合、各国の法制度・裁判制度の違いもあり、事案によっては巨額の損害賠償金や罰金等の支払を命じられる可能性もあります。

また、当社グループは、ディスプレイ事業における競争法違反の可能性に関し、日本及び他の国・地域において、調査の開始又は訴訟の提起がされる可能性があります。これらの調査や訴訟の結果、当社グループに対して、複数の国・法域において課徴金や損害賠償の支払が命じられる可能性があります。かかる規制当局による処分や訴訟について、その結果を予測することは困難ですが、その解決には相当の時間及び費用を要する可能性があるとともに、その結果によっては、当社グループの事業、業績、財政状態、及び社会的評価に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 労務リスク

人材確保

当社グループは、技術部門において専門性の高い優秀な人材を採用又は育成することにより、競争優位性を確保することができると考えています。しかしながら、専門性の高い優秀な人材は限られていることから、人材の採用及び確保の競争は激化しております。優秀な人材を確保又は育成できない場合には、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループから、専門性の高い優秀な人材が競合他社に移籍した場合には、その者が有する当社グループの知識やノウハウの流出により、当社の競争力が相対的に低くなるおそれがあります。また、当社グループの経営は、現経営陣の能力と貢献に相当程度依存しており、何らかの理由により経営陣が辞任しその代替が確保できない場合や、経営陣の健康状態、訴訟その他の不測の事態への対応により当社グループの経営に十分注力できない場合等には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 社会リスク

情報セキュリティ

当社グループは、当社グループ・顧客・取引先の技術、研究開発、製造、販売及び営業活動に関する機密情報、並びにステークホルダーの個人情報を様々な形態で保持及び管理しています。当社グループにおいてはこれらの機密情報を保護するために適切な管理を行っていますが、かかる管理が将来にわたって常に有効である保証はありません。予期せぬサイバー攻撃などの事態により当社グループが保持又は管理する情報が流出し、第三者がこれを不正に取得又は使用するような事態が生じた場合には、当社グループに対して損害賠償を求める訴訟が提起されるなど、当社グループの事業、業績、財政状態、及び社会的評価に影響を与える可能性があります。

新型コロナウイルス感染症

当社グループは、新型コロナウイルス感染症の世界的流行における環境の中、従業員に対する在宅勤務や時差出勤の推奨、作業スペースの隔離、また不要不急な出張の禁止やウェブ会議システムの活用等により接触を抑える対策を実施しております。また、手指や備品の消毒を徹底し、社内感染防止に取り組み、生産体制の維持を図っております。しかしながら、当社又は当社の事業活動に関係する調達、生産、物流等の企業様において、感染拡大が発生した場合には、原材料の調達、製品生産の遅れ、又は販売先からの受注減少が予想され、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

サプライチェーンにおける人権に関わるリスク

2020年にオーストラリアのシンクタンクが、当社を含む複数の企業がウイグル人の強制労働によって製造されたとされる部品を調達しているとの報告書を出しました。これについて、当社は、強制労働を行っていたとされた、サプライヤーの下請企業2社について事実関係の調査を行いました。強制労働があったことを示す事実は確認されませんでした。強制労働があったことを示す事実は確認されなかったものの、その後、上記サプライヤーからは、当該下請企業2社との取引を停止し、それぞれ他のサプライヤーへの切り替えを完了したと報告を受けており、当社も当該事実を確認しております。

当社グループは、全てのサプライヤーに対して「サプライヤーCSR推進ガイドブック」を配布し、強制労働や児童労働をはじめとするいかなる人権侵害にも加担しないことを要請するとともに、「サプライヤーCSR自己監査票」による調査の実施、及び定期的なモニタリングを実行してまいります。将来にわたって常にこれら施策が有効である保証はなく、サプライヤーにおいて人権侵害が起きた場合、当社の事業活動に必要な部材の調達が困難となることや、顧客、その他の取引先との取引が停止されることにより、当社グループの業績、財務状況、社会的評価に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 政治リスク

地政学的リスク

当社グループは、日本のほか、中国及びフィリピンに製造拠点を有し、グローバルに事業を展開しており、海外顧客への売上高が当社グループ全体の売上高の相当程度を占めております。海外事業の展開にあたっては、グローバル子会社の異動、外国における経済情勢や政治情勢の不安定化、新興国でのインフレーション等に基づく賃金の上昇及び現地従業員との関係悪化、外国為替管理の強化、予期しない法規制の新設又は変更、税制、法制度及び事業環境の差異及びその不利益な変更、課税等の行政上の措置、戦争及びテロ等の軍事的影響、反日感情による非買運動等の地政学的リスク要因があり、これらの要因が当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」といいます。）の状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりです。

なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績

連結業績

（単位：百万円）

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減	増減率
売上高	341,694	295,946	45,748	13.4%
営業利益	26,226	8,576	17,650	
経常利益	32,656	7,964	24,691	
親会社株主に帰属する当期純利益	42,696	8,096	34,600	
EBITDA（注）	12,502	161	12,664	

（注）EBITDA = 営業利益 + 減価償却費（営業費用） + のれん償却額

当連結会計年度における当社グループを取り巻く経営環境は、ディスプレイ業界における厳しい競争の継続、主要顧客であるスマートフォンメーカーの有機EL（OLED）ディスプレイへのシフト進展に伴う液晶ディスプレイ需要の更なる減少により、厳しい状況が続きました。また、新型コロナウイルスの影響によるサプライチェーンの混乱や、世界的な半導体等の部材不足、部材・エネルギー費の高騰等が事業に深刻な影響を及ぼしました。

こうした情勢の中、当社グループは、当連結会計年度第4四半期のEBITDA黒字化を当連結会計年度の目標に掲げ、半導体不足による生産への影響の最小化に努めるとともに、更なるコスト削減、生産性改善を推し進めたほか、当社の技術力に基づく高付加価値製品についての適正な価格設定にも注力いたしました。半導体等の部材不足、部材・エネルギー費の高騰に対しては、主要サプライヤーとの長期供給契約の締結、サプライヤーの分散、在庫確保等により供給責任を最大限果たしつつ、コスト上昇分の販売価格への転嫁も進めました。

また、将来の成長に向けた競争力及び収益力の強化の一環として、台湾の製造連結子会社であったKOEの全株式を世界有数のEMS（電子機器の受託製造）企業である台湾Wistronグループに譲渡したほか、知的財産の積極活用を推進し、海外ディスプレイメーカーからのライセンス料の獲得につなげました。加えて、高付加価値技術・製品の開発・上市にも取り組みました。

当期の売上高は、前期比45,748百万円減少（13.4%減）の295,946百万円となりました。売上高が減少した一方、製品ミックスの改善、コスト削減の継続、製品の値上げ等が奏功し、円安効果もあって営業損失は前期比17,650百万円縮小の8,576百万円となりました。経常損失は、前期に稼働停止中であった工場の保全費用の剥落、当期の為替差益の計上等により前期比24,691百万円縮小の7,964百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純損失は、KOEの株式売却益、減損損失の計上等により8,096百万円となり、前期比では、固定資産売却益の剥落の一方、事業構造改善費用の剥落、減損損失の縮小等により34,600百万円縮小いたしました。なお、EBITDAは、第4四半期に3,850百万円を計上したことにより目標としていた黒字化を達成し、通期においても161百万円の黒字を計上いたしました。

アプリケーション分野別の売上高の状況は次のとおりです。

モバイル分野

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減	
	金額割合	金額割合	金額	増減率
売上高	197,476 57.8%	117,632 39.8%	79,844	40.4%

スマートフォン、タブレット用のディスプレイを含むモバイル分野では、中国向けが、出荷数量の増加及び販売単価上昇により前期比増収となった一方、欧米向けは、主要顧客のOLEDディスプレイへのシフト進展に伴う液晶ディスプレイの需要減により前期比減収となったため、全体でも大幅減収となりました。

車載分野

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減	
	金額割合	金額割合	金額	増減率
売上高	88,052 25.8%	106,919 36.1%	18,867	21.4%

計器クラスターやヘッドアップディスプレイ等の自動車用ディスプレイからなる車載分野は、半導体等の部材不足の課題に対し、購買ルートの多様化、長期調達等によりサプライチェーンリスクを抑制し、顧客の高付加価値ディスプレイ需要に応え、売上高は前期比増収となりました。

ノンモバイル分野

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減	
	金額割合	金額割合	金額	増減率
売上高	56,165 16.4%	71,394 24.1%	15,228	27.1%

ウェアラブル機器やVR機器等の民生用ディスプレイ、医療用モニター等の産業用ディスプレイのほか、特許収入等を含むノンモバイル分野は、半導体不足の影響を受けたものの、高付加価値製品であるウェアラブル機器用OLEDディスプレイや超高精細なVR機器用液晶ディスプレイの出荷増がけん引し、前期比増収となりました。また、特許権収入等の知的財産収入も増加いたしました。

(生産、受注及び販売の実績)

生産実績

当社グループの生産品目は、広範囲かつ多種多様であり、その性能、構造、形式、販売条件などは一様ではないこと、受注生産形態をとらない製品も多いことなどから、販売価格による生産額の集計は行っておりません。また、当社グループの生産体制は、主として国内の生産拠点で担っている前工程、海外の製造子会社による後工程に区分して管理されております。

そのため、前工程及び後工程の生産量の単純合計がそのまま連結ベースの生産量ともならないことから、生産実績を金額又は数量で示すことはしておりません。

受注実績

当社グループは顧客から提示された生産計画に基づく見込生産を行っているため、記載を省略しております。

販売実績

当連結会計年度の販売実績を示すと、次のとおりであります。なお、当社のグループは単一セグメントであるため、アプリケーション分野別に記載を行っております。

(単位：百万円)

アプリケーション分野	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	前年同期比(%)
モバイル	117,632	40.4
車載	106,919	21.4
ノンモバイル	71,394	27.1
合計	295,946	13.4

(注) 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

(単位：百万円)

相手先	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
	金額	割合(%)	金額	割合(%)
Apple Inc.グループ	182,874	53.5	104,265	35.2

(2) 財政状態

(単位：百万円)

	前連結会計年度末	当連結会計年度末	増減
資産合計	224,998	258,275	33,277
負債合計	183,168	185,507	2,338
純資産合計	41,829	72,768	30,938
自己資本比率	17.6%	28.2%	10.6ポイント

当連結会計年度末の資産合計残高は、主に、当第4四半期における車載分野の売上高及び特許関連収入の増加に伴う売掛金の増加、有償支給取引の増加に伴う未収入金の増加等により、前連結会計年度末に比べて増加しました。

負債合計残高は、主に、KOE株式の譲渡による同社の連結除外、在庫積み増しに伴い買掛金が増加した一方、INCJからの借入金20,000百万円を返済したこと等により、前連結会計年度末に比べて増加しました。

純資産合計残高は、主に、新株予約権の行使による優先株式の発行に伴う株主資本の増加36,010百万円があったことにより、前連結会計年度末に比べて増加しました。

上記の結果、自己資本比率は28.2%と前連結会計年度末に比べて改善しました。

なお、前期末における繰越利益剰余金の欠損補填及び資本政策の機動性の確保を目的として、2022年3月31日付で、資本金、資本準備金の額の減少及び剰余金の処分を実施しております。

(3) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

キャッシュ・フローの状況

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減
営業活動によるキャッシュ・フロー	23,121	21,673	1,448
投資活動によるキャッシュ・フロー	9,145	95	9,241
財務活動によるキャッシュ・フロー	20,230	14,769	5,460
現金及び現金同等物の期末残高	55,347	50,939	4,407
フリー・キャッシュ・フロー(注)	30,161	28,836	1,325

(注)フリー・キャッシュ・フローは、営業活動によるキャッシュ・フローと固定資産の取得による支出の合計であります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純損失の計上、売上債権の増加及び棚卸資産の増加等により、21,673百万円の支出となりました。前連結会計年度との比較では、税金等調整前当期純損失の縮小等により、支出の減少となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、主にKOE株式の譲渡による収入があった一方、固定資産の取得による支出等により95百万円の収入となりました。前連結会計年度との比較では、KOE株式の譲渡による収入により収入の増加となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、優先株式の発行による収入があった一方、短期借入金の返済による支出等により、14,769百万円の収入となりました。前連結会計年度との比較では、優先株式の発行による収入が増えた一方、短期借入金の返済による支出が影響し、収入の減少となりました。

資金需要及び資金調達の状況

当社グループの主な資金需要は、生産、販売活動に必要な運転資金、先端技術の開発や生産性及び品質の向上を目的とした研究開発費及び設備投資であります。

当社グループでは、過年度に実施した大規模な設備投資や事業環境の急速な変化等の結果、当期純損失の計上

継続していることから、これらの資金需要が自社グループのキャッシュ・フローで賄えておらず、当連結会計年度まで数年にわたりフリー・キャッシュ・フローの赤字が継続しております。

また、過年度における新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により当社事業への影響が生じ、感染拡大が将来的に当社事業や財務へ及ぼす影響が正確に見通せない状況となっております。このため、当社は、追加運転資金の確保への手当てを行うとともに、財務体質の良化により資金調達を選択肢を増やし資金調達力を向上させるため、2020年7月21日付で、いちごトラストとの間で、いちごトラストに対する第三者割当によるD種優先株式（調達総額50億円）及びE種優先株式を目的とする第12回新株予約権（行使時の調達総額554億円）の発行による追加の資金調達に関する資本提携契約（以下「本追加資本提携契約」といいます。）を締結し、本追加資本提携契約に基づき、2020年8月28日に第三者割当を実施し、同日、D種優先株式に係る50億円の調達をいたしました。

その後、第12回新株予約権の行使によるE種優先株式に係る554億円についても、当連結会計年度において2022年3月4日までにその全額の調達を完了いたしました。調達した資金は、世界的な半導体等の部材不足、中国での新型コロナ対策のロックダウン及びウクライナ情勢に伴うサプライチェーンの乱れ、並びに物価高騰による消費者の購買心理の悪化を受けた当社の生産及び受注の減少に伴い、追加で必要となった運転資金の確保に一部を充当しております。

当社グループは、上記資金調達により当面の資金需要を確保しておりますが、今後は、後述の財務戦略の基本的な考え方に沿って、適宜資金調達を検討してまいります。

財務戦略の基本的な考え方

上記の資金状況を踏まえたくえ、当社グループは、安定収益の確保と着実な成長を目的として、計画的かつ機動的な財務戦略を立案し、実行しております。

事業活動を支える資金調達及び資金管理に関しては、低コストでかつ安定的に資金確保し、CCC（キャッシュ・コンバージョン・サイクル）改善によるキャッシュ・フロー創出、グループ内CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）等による資金効率化によって財務体質を強化することを目標として取り組んでいます。また、事業展開においては、現地のカントリーリスクに伴うサプライチェーンの混乱による受注減少のリスク等、不測の事態が発生することも想定し、政府系金融機関による各種支援メニューや民間金融機関によるアセットファイナンス及びプロジェクトファイナンスの組成等、その都度最適な資金調達方法を検討しております。

また、当社グループは、将来の成長のための設備投資等の資金需要に対応しつつ、流動性リスクを軽減し、経営の安定化を図るため一定の手許流動性を維持することが肝要だと考えております。手許流動性の水準を考慮するにあたっては、連結売上高1.5か月分を目安に、手許現預金及び追加ファイナンスによって賄うこととしております。

更に、手許現預金の中長期にわたり必要額に満たなくなると想定される場合には、金融機関及び金融投資家等からの借入金等を通じて、適宜必要な資金を確保する方針です。

(4) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表を作成するにあたって、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載しております。

(5) 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

当社グループは、「2 事業等のリスク (2)財務リスク 継続企業の前提に関する重要事象等」に記載のとおり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当該状況を解消するための当社グループの取り組みについては、「2 事業等のリスク (2)財務リスク 継続企業の前提に関する重要事象等」に記載のとおりであります。

4 【経営上の重要な契約等】

(Wistronグループへの当社連結子会社株式の譲渡)

当社は、当社連結子会社JDI Taiwan Inc. (以下「JDIT」といいます。)が保有する当社連結子会社KOEの全株式を、当社の製造委託先企業であるWistron Corporationの100%子会社Wise Cap Limited Company (以下「Wise Cap」といいます。)に譲渡(以下「本株式譲渡」といいます。)することについて、2021年7月8日付でJDIT、Wise Cap及びKOEとの間で基本合意書を締結の上、同年10月5日付でJDIT及びWise Capとの間で株式譲渡契約を締結いたしました。

なお、同年12月1日付で本株式譲渡が完了しております。

5 【研究開発活動】

当社は、先進の発想を具体化し、人々の生活と文化発展に貢献することを目標にし、商品開発から基礎的な要素技術開発まで幅広い研究開発活動を行っています。

顧客からの要求に即した商品開発及びそのための技術開発は事業部が担当しています。生産プロセス及び生産技術開発は生産・品質本部、近い将来から次世代までの技術開発はR&D本部が担当しています。また、大学、公的研究機関、関連メーカー、技術ベンチャーとの研究開発活動も積極的に行っています。

当連結会計年度の研究開発費は9,630百万円となりました。

当連結会計年度の主な研究開発の成果は、下記のとおりです。

- ・従来比4倍の電界効果移動度を持つ酸化物半導体TFTを開発

第6世代量産ライン(基板サイズ1,500mm×1,850mm)にて、従来の酸化物半導体薄膜トランジスタ(OS-TFT)に対して革新的な特性向上(移動度4倍以上)を実現する技術の開発に世界で初めて(当社調べ)成功いたしました。

本技術は、ディスプレイデバイスの低消費電力化(低周波数駆動時)、VR/AR等メタパース・ディスプレイの映像リアリティ・臨場感の向上に貢献するものと見込んでおり、2024年より事業化を予定しています。

- ・電波の反射方向が変えられる液晶メタサーフェス反射板を開発

株式会社KDDI総合研究所様と共同で、電波の反射方向を任意な方向へ変えられる、28GHz帯液晶メタサーフェス反射板の開発に世界で初めて(KDDI総合研究所様調べ)成功しました。

本技術により、5Gや次世代移動通信の超高速・大容量なサービスエリアを周辺の電波環境の変化にあわせて拡張することが可能となり、お客さまの利便性の向上が期待されます。今後、実用化を目指し、実証実験を進めていきます。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、生産設備の増強などを目的とした設備投資を継続的に実施しております。当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は7,499百万円（連結投資額）で、その主なものは茂原工場における生産設備投資額2,282百万円、石川工場における生産設備投資額1,893百万円であります。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2022年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物及び 構築物 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	機械装置 及び運搬具 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
茂原工場 (千葉県茂原市)	ディスプレイ	液晶ディスプレイ研究開発・製造	28,569	5,242 (373,464.56)	3,534	1,002	38,347	1,317 (151)
石川工場 (石川県能美郡 川北町)	ディスプレイ	液晶ディスプレイ研究開発・製造	5,018	1,275 (97,175.86)	2,226	63	8,582	442 (24)
東浦工場 (愛知県知多郡 東浦町)	ディスプレイ	液晶ディスプレイ研究開発・製造	5,995	()	547	142	6,684	340 (97)
鳥取工場 (鳥取県鳥取市)	ディスプレイ	液晶ディスプレイ研究開発・製造	832	0 (113,038.06)	723	271	1,826	504 (77)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品及び無形固定資産の合計であります。
3. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。
4. 東浦工場は上記のほか、土地を賃借しております。
年間賃借料は176百万円であります。

(2) 在外子会社

主要な設備に該当するものではありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当社の設備投資計画については、投資効率、事業の将来予測、利益計画の進捗状況等を総合的に勘案して策定しておりますが、ウクライナ情勢、グローバルサプライチェーンリスク等、当社グループの事業活動及び経営成績に与える未確定要素が多く、随時投資計画の見直しを行っております。

そのため、当連結会計年度末現在における重要な設備の新設・改修等の計画は未定であります。

(2) 重要な設備の除却等

当連結会計年度末現在における重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	10,000,000,000
A種優先株式	1,020,000,000
B種優先株式	672,000,000
C種優先株式	672,000,000
D種優先株式	500
E種優先株式	5,540
計	10,000,000,000

(注) 当社の各種類株式の発行可能種類株式総数の合計は12,364,006,040株であり、当社定款に定める発行可能株式総数10,000,000,000株を超過しますが、発行可能種類株式総数の合計が発行可能株式総数以下であることは、会社法上要求されておられません。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2022年3月31日)	提出日現在 発行数(株)(注)1 (2022年6月27日)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,296,165,800	1,296,165,800	東京証券取引所 市場第一部(事業年度末現在) プライム市場(提出日現在)	株主としての権利内容に 制限のない、標準となる 株式であり、単元株式数 は100株であります。
A種優先株式	1,020,000,000	1,020,000,000	非上場	(注)2 単元株式数は100株であり ます。
B種優先株式	372,000,000	372,000,000	非上場	(注)3 単元株式数は100株であり ます。
D種優先株式	500	500	非上場	(注)4 単元株式数は100株であり ます。
E種優先株式	5,540	5,540	非上場	(注)5 単元株式数は100株であり ます。
計	2,688,171,840	2,688,171,840		

(注) 1. 提出日現在発行数には、2022年6月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使又は各優先株式の転換請求権(普通株式対価の取得請求権)の行使により発行された株式数は含まれていません。

(注) 2. A種優先株式の内容は以下のとおりです。

(1) 剰余金の配当

当社は、配当支払日(配当の基準日を定めた場合は基準日とする。以下同じ。)における最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式の株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、A種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの配当金に、配当支払日におけるA種転換比率(以下に定義される。)を乗じた額の配当を、配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)、配当支払日における最終の株主名簿に

記載又は記録されたB種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）及びB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）、並びに配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録されたC種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）及びC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種優先登録株式質権者」という。）と同順位にて支払う。なお、A種優先株式1株当たりの配当金に、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。「A種転換比率」とは、その時点でのA種投資金額（（4）イに定義される。以下同じ。）を、A種転換価額（（6）ウに定義される。以下同じ。）で除した数（小数点以下第3位まで算出し、その小数点以下第3位を切り捨てる。）をいう。

(2) 残余財産の分配

ア 残余財産の分配

当社は、当社の解散に際して残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株主及びB種優先登録株式質権者並びにC種優先株主及びC種優先登録株式質権者と同順位にて、A種優先株式1株当たり、A種投資金額に相当する額を支払う。なお、A種優先株式1株当たりの残余財産の分配額に、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。また、当社は、残余財産の分配額が、ある順位の残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により残余財産の分配を行う。

イ 参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して(2)アに従って残余財産の分配を行った後になお残余財産がある場合、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者、B種優先株主及びB種優先登録株式質権者並びにC種優先株主及びC種優先登録株式質権者と同順位にて、A種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額に残余財産分配時におけるA種転換比率を乗じた額の残余財産の分配を行う。

(3) 議決権

A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(4) 金銭対価の取得請求権（償還請求権）

ア 償還請求権の内容

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者は、払込期日（2020年3月26日をいう。以下同じ。）の3年後の応当日以降いつでも、当社に対して金銭を対価としてA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができる。この場合、当社は、A種優先株式1株を取得すると引換えに、当該償還請求の効力が発生する日（以下「償還請求日」という。）における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該償還請求日に、当該A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、A種投資金額と同額の金銭を交付する。

イ A種投資金額

A種投資金額は以下のとおりとする。

当初は100円とする。

当社がA種優先株式につき株式分割、株式併合又は株式無償割当て（総称して、以下「株式分割等」という。）を行う場合、以下の算式によりA種投資金額を調整する。なお、調整の結果1円未満の端数が生じた場合、小数点以下第3位まで算出し、小数点以下第3位を切り捨てる。また、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「株式分割等前のA種優先株式の発行済株式数」は「無償割当て前のA種優先株式の発行済株式数（但し、その時点で当社が保有するA種優先株式を除く。）」、「株式分割等後のA種優先株式の発行済株式数」は「無償割当て後のA種優先株式の発行済株式数（但し、その時点で当社が保有するA種優先株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後のA種投資金額} = \text{調整前のA種投資金額} \times \frac{\text{株式分割等前のA種優先株式の発行済株式数}}{\text{株式分割等後のA種優先株式の発行済株式数}}$$

調整後のA種投資金額は、株式分割を行う場合は当該株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当てを行う場合は当該株式併合又は株式無償割当ての効力発生日（当該株式併合又は株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

その他上記 に類する事由が発生した場合は、A種投資金額は、取締役会の決定により適切に調整される。

(5) 金銭対価の取得条項（強制償還）

当社は、いつでも、当社の取締役会が別に定める日（本項において以下「強制償還日」という。）の到来をもって、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者の意思に拘わらず、当該強制償還日における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、A種投資金額を交付すると引換えに、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、A種優先株式の一部取得を行うに当たり、A種優先株主が複数存在する場合には、取得するA種優先株式は、比例按分により当社の取締役会が決定する。

(6) 普通株式対価の取得請求権（転換請求権）

ア 転換請求権の内容

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者は、払込期日の1年後の応当日以降、法令上可能な範囲で、当社がA種優先株式を取得すると引換えに、A種優先株式1株につき(6)イに定める算定方法により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求（本項において以下「転換請求」といい、転換請求の効力が発生する日を、以下「転換請求日」という。）することができる。

イ 転換請求により交付する普通株式数の算定方法

A種優先株式1株の取得と引換えに交付する当社の普通株式数は、以下の算式に従って算出される数とする。

（算式）

$$\text{A種優先株式1株の取得と引換えに交付する普通株式数} = \text{A種投資金額} \div \text{A種転換価額}$$

なお、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項の規定に従いこれを取り扱う。

ウ A種転換価額

A種転換価額は、以下に定める金額とする。

当初は、以下の(A)又は(B)に定める場合に応じて、それぞれに定める金額とする。

(A) 転換請求日において、当社の普通株式が上場等（金融商品取引所又は店頭売買有価証券市場への上場又は登録をいう。以下同じ。）されている場合、転換請求日の直前の取引日（但し、終値（気配表示を含む。）のない日を除く。）の、当社の普通株式が上場等されている金融商品取引所又は店頭売買有価証券市場における当社の普通株式の終値（気配表示を含む。）に相当する金額と、225円とのいずれか大きい方の金額とする。

(B) 転換請求日において、当社の普通株式が上場等されていない場合225円とする。

上記の規定に拘わらず、当社において以下の(i)乃至(v)に掲げる事由が発生した場合には、それぞれに定めるとおり、A種転換価額を調整する。なお、調整の結果1円未満の端数が生じた場合、小数点以下第3位まで算出し、小数点以下第3位を切り捨てる。

(i) 当社が普通株式につき株式分割等を行う場合、以下の算式によりA種転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「株式分割等前の普通株式の発行済株式数」は「無償割当て前の普通株式の発行済株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「株式分割等後の普通株式の発行済株式数」は「無償割当て後の普通株式の発行済株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後のA種転換価額} = \text{調整前のA種転換価額} \times \frac{\text{株式分割等前の普通株式の発行済株式数}}{\text{株式分割等後の普通株式の発行済株式数}}$$

調整後のA種転換価額は、株式分割を行う場合は当該株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当てを行う場合は当該株式併合又は株式無償割当ての効力発生日（当該株式併合又は株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

(ii) 調整前のA種転換価額を下回る価額をもって当社の普通株式を発行（自己株式の処分を含む。本(ii)において以下同じ。）する場合（但し、株式無償割当てを行う場合、潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。本項において以下同

じ。)、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき若しくは一定の事由の発生を条件として普通株式に転換し得る地位を伴う証券若しくは権利をいう。本(ii)において以下同じ。)の行使若しくは転換による場合、合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合、又は会社法第194条の規定に基づく自己株式の売渡しによる場合を除く。)、以下の算式によりA種転換価額を調整する。なお、本項において「株式総数」とは、調整後のA種転換価額を適用する日の前日時点での普通株式の発行済株式数(当社が保有するものを除く。)に、同日時点での発行済みの潜在株式等(当社が保有するものを除く。)の目的となる普通株式の数を加えたものをいう。また、本(ii)の算式において、自己株式の処分を行う場合には、「発行価額」を「処分価額」に、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、それぞれ読み替える。

$$\text{調整後のA種転換価額} = \text{調整前のA種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの発行価額}}{\text{調整前のA種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}$$

調整後のA種転換価額は、払込期日(払込期間が設定される場合はその期間の末日)の翌日以降、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 当社の普通株式に転換し得る株式を発行する場合(株式無償割当てを行う場合を含む。)で、当該株式の転換により交付される当社の普通株式の1株当たりの対価の額として当社の取締役会が決定した額が調整前のA種転換価額を下回る場合、以下の算式によりA種転換価額を調整する。但し、本(iii)の算式における「新規発行株式数」は、本(iii)による調整の適用の日にかかる発行株式の全てにつき普通株式への転換がなされた場合に交付される普通株式の数とする。

$$\text{調整後のA種転換価額} = \text{調整前のA種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの対価の額}}{\text{調整前のA種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}$$

調整後のA種転換価額は、払込期日(払込期間が設定される場合はその期間の末日)の翌日以降、株式無償割当てを行う場合には当該株式無償割当ての効力発生日(当該株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降、また、株主割当日がある場合には、当該株主割当日の翌日以降これを適用する。

(iv) 当社の普通株式を目的とする新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当てを行う場合を含む。)で、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額(本(iv)において以下「1株当たりの対価の額」という。)が調整前のA種転換価額を下回る場合、以下の算式によりA種転換価額を調整する。但し、本(iv)の算式における「新規発行株式数」は、本(iv)による調整の適用の日にかかる新株予約権の全てにつき行使又は普通株式への転換がなされた場合に交付される普通株式の数とする。

$$\text{調整後のA種転換価額} = \text{調整前のA種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの対価の額}}{\text{調整前のA種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}$$

調整後のA種転換価額は、割当日の翌日以降、新株予約権無償割当てを行う場合には当該新株予約権無償割当ての効力発生日(当該新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降、また、株主割当日がある場合には、当該株主割当日の翌日以降これを適用する。

(v) (a)当社が存続会社若しくは存続会社の親会社となる合併、(b)当社が完全親会社若しくは完全親会社の親会社となる株式交換、又は(c)当社が分割承継会社若しくは分割承継会社の親会社となる会社分割が行われる場合で、合併により消滅会社の株主に割り当てられる当社の株式、株式交換により完全子会社の株主に割り当てられる当社の株式又は会社分割により分割会社若しくは分割会社の株主に割り当てられる当社の株式(本(v)において以下「割当株式」という。)1株当たりの価値(当社の取締役会の決定により合理的に定められる額とし、かかる割当株式が当社の普通株式に転換し得る株式である場合、普通株式1株当たりに換算した額とする。本(v)において以下同じ。)が調整前のA種転換価額を下回る場合、以下の算式によりA種転換価額を調整する。但し、かかる割当株式が当社の普通株式に転換し得る株式である場合、本(v)の算式における「割当株式数」は、かかる株式の目的となる普通株式の数とする。

$$\text{調整後の A 種転換価額} = \text{調整前の A 種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{割当株式数} \times 1 \text{株当たりの価値}}{\text{調整前の A 種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{割当株式数}}$$

調整後の A 種転換価額は、当該合併、株式交換又は会社分割の効力発生日以降これを適用する。

(7) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(注) 3. B種優先株式の内容は以下のとおりです。

(1) 剰余金の配当

ア 剰余金の配当

当社は、配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録された B 種優先株主又は B 種優先登録株式質権者に対し、B 種優先株式 1 株につき、普通株式 1 株当たりの配当金に、配当支払日における B 種転換比率（以下に定義される。）を乗じた額の配当を、配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主及び普通登録株式質権者、配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録された A 種優先株主及び A 種優先登録株式質権者、並びに配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録された C 種優先株主及び C 種優先登録株式質権者と同順位にて支払う。なお、B 種優先株式 1 株当たりの配当金に、B 種優先株主及び B 種優先登録株式質権者が権利を有する B 種優先株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

「B 種転換比率」とは、その時点での B 種投資金額（(1)イに定義される。以下同じ。）を、B 種転換価額（(7)ウに定義される。以下同じ。）で除した数（小数点以下第 3 位まで算出し、その小数点以下第 3 位を切り捨てる。）をいう。

イ B 種投資金額

当初は 75 円とする。

当社が B 種優先株式につき株式分割等を行う場合、以下の算式により B 種投資金額を調整する。なお、調整の結果 1 円未満の端数が生じた場合、小数点以下第 3 位まで算出し、小数点以下第 3 位を切り捨てる。また、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「株式分割等前の B 種優先株式の発行済株式数」は「無償割当て前の B 種優先株式の発行済株式数（但し、その時点で当社が保有する B 種優先株式を除く。）」、「株式分割等後の B 種優先株式の発行済株式数」は「無償割当て後の B 種優先株式の発行済株式数（但し、その時点で当社が保有する B 種優先株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後の B 種投資金額} = \text{調整前の B 種投資金額} \times \frac{\text{株式分割等前の B 種優先株式の発行済株式数}}{\text{株式分割等後の B 種優先株式の発行済株式数}}$$

調整後の B 種投資金額は、株式分割を行う場合は当該株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当てを行う場合は当該株式併合又は株式無償割当ての効力発生日（当該株式併合又は株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

その他上記 に類する事由が発生した場合は、B 種投資金額は、取締役会の決定により適切に調整される。

(2) 剰余財産の分配

ア 剰余財産の分配

当社は、当社の解散に際して剰余財産を分配するときは、B 種優先株主又は B 種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A 種優先株主及び A 種優先登録株式質権者並びに C 種優先株主及び C 種優先登録株式質権者と同順位にて、B 種優先株式 1 株当たり、B 種投資金額に相当する額を支払う。なお、B 種優先株式 1 株当たりの剰余財産の分配額に、B 種優先株主及び B 種優先登録株式質権者が権利を有する B 種優先株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。また、当社は、剰余財産の分配額が、ある順位の剰余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余財産の分配を行う。

イ 参加条項

B 種優先株主又は B 種優先登録株式質権者に対して第(1)号に従って剰余財産の分配を行った後になお剰余財産がある場合、B 種優先株主又は B 種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権

者、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者並びにC種優先株主及びC種優先登録株式質権者と同順位にて、B種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額に残余財産分配時におけるB種転換比率を乗じた額の残余財産の分配を行う。

(3) 譲渡制限

譲渡によるB種優先株式の取得については当社の取締役会の承認を要する。

(4) 議決権

B種優先株主は、株主総会において議決権を有する。

(5) 種類株主総会の議決権

当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、B種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(6) 金銭対価の取得条項（強制償還）

当社は、いつでも、当社の取締役会が別に定める日（本項において以下「強制償還日」という。）の到来をもって、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者の意思に拘わらず、当該強制償還日における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、B種投資金額を交付すると引換えに、B種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、B種優先株式の一部取得を行うに当たり、B種優先株主が複数存在する場合には、取得するB種優先株式は、比例按分により当社の取締役会が決定する。

(7) 普通株式対価の取得請求権（転換請求権）

ア 転換請求権の内容

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者は、払込期日（2020年3月26日をいう。以下同じ。）の1年後の応当日以降、法令上可能な範囲で、当社がB種優先株式を取得すると引換えに、B種優先株式1株につき(7)イに定める算定方法により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求（本項において以下「転換請求」という。）することができる。

イ 転換請求により交付する普通株式数の算定方法

B種優先株式1株の取得と引換えに交付する当社の普通株式数は、以下の算式に従って算出される数とする。

（算式）

$$B種優先株式1株の取得と引換えに交付する = B種投資金額 \div B種転換価額$$

なお、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項の規定に従いこれを取り扱う。

ウ B種転換価額

B種転換価額は、以下に定める金額とする。

当初は50円とする。

上記の規定に拘わらず、当社において以下の(i)乃至(v)に掲げる事由が発生した場合には、それぞれに定めるとおり、B種転換価額を調整する。なお、調整の結果1円未満の端数が生じた場合、小数点以下第3位まで算出し、小数点以下第3位を切り捨てる。

(i) 当社が普通株式につき株式分割等を行う場合、以下の算式によりB種転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「株式分割等前の普通株式の発行済株式数」は「無償割当て前の普通株式の発行済株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「株式分割等後の普通株式の発行済株式数」は「無償割当て後の普通株式の発行済株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後のB種転換価額} = \text{調整前のB種転換価額} \times \frac{\text{株式分割等前の普通株式の発行済株式数}}{\text{株式分割等後の普通株式の発行済株式数}}$$

調整後のB種転換価額は、株式分割を行う場合は当該株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当てを行う場合は当該株式併合又は株式無償割当ての効力発生日（当該株式併合又は株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

(ii) 調整前のB種転換価額を下回る価額をもって当社の普通株式を発行（自己株式の処分を含む。本(ii)において以下同じ。）する場合（但し、株式無償割当てを行う場合、潜在株式等（取得請求権

付株式、取得条項付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。本項において以下同じ。））、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき若しくは一定の事由の発生を条件として普通株式に転換し得る地位を伴う証券若しくは権利をいう。本(ii)において以下同じ。）の行使若しくは転換による場合、合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合、又は会社法第194条の規定に基づく自己株式の売渡しによる場合を除く。））、以下の算式によりB種転換価額を調整する。なお、本項において「株式総数」とは、調整後のB種転換価額を適用する日の前日時点での普通株式の発行済株式数（当社が保有するものを除く。）に、同日時点での発行済みの潜在株式等（当社が保有するものを除く。）の目的となる普通株式の数を加えたものをいう。また、本(ii)の算式において、自己株式の処分を行う場合には、「発行価額」を「処分価額」に、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、それぞれ読み替える。

$$\text{調整後のB種転換価額} = \text{調整前のB種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの発行価額}}{\text{調整前のB種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}$$

調整後のB種転換価額は、払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）の翌日以降、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 当社の普通株式に転換し得る株式を発行する場合（株式無償割当てを行う場合を含む。）で、当該株式の転換により交付される当社の普通株式の1株当たりの対価の額として当社の取締役会が決定した額が調整前のB種転換価額を下回る場合、以下の算式によりB種転換価額を調整する。但し、本(iii)の算式における「新規発行株式数」は、本(iii)による調整の適用の日にかかる発行株式の全てにつき普通株式への転換がなされた場合に交付される普通株式の数とする。

$$\text{調整後のB種転換価額} = \text{調整前のB種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの対価の額}}{\text{調整前のB種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}$$

調整後のB種転換価額は、払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）の翌日以降、株式無償割当てを行う場合には当該株式無償割当ての効力発生日（当該株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降、また、株主割当日がある場合には、当該株主割当日の翌日以降これを適用する。

(iv) 当社の普通株式を目的とする新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当てを行う場合を含む。）で、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額（本(iv)において以下「1株当たりの対価の額」という。）が調整前のB種転換価額を下回る場合、以下の算式によりB種転換価額を調整する。但し、本(iv)の算式における「新規発行株式数」は、本(iv)による調整の適用の日にかかる新株予約権の全てにつき行使又は普通株式への転換がなされた場合に交付される普通株式の数とする。

$$\text{調整後のB種転換価額} = \text{調整前のB種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの対価の額}}{\text{調整前のB種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}$$

調整後のB種転換価額は、割当日の翌日以降、新株予約権無償割当てを行う場合には当該新株予約権無償割当ての効力発生日（当該新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降、また、株主割当日がある場合には、当該株主割当日の翌日以降これを適用する。

(v) (a)当社が存続会社若しくは存続会社の親会社となる合併、(b)当社が完全親会社若しくは完全親会社の親会社となる株式交換、又は(c)当社が分割承継会社若しくは分割承継会社の親会社となる会社分割が行われる場合で、合併により消滅会社の株主に割り当てられる当社の株式、株式交換により完全子会社の株主に割り当てられる当社の株式又は会社分割により分割会社若しくは分割会社の株主に割り当てられる当社の株式（本(v)において以下「割当株式」という。）1株当たりの価値（当社の取締役会の決定により合理的に定められる額とし、かかる割当株式が当社の普通株式に転換し得る株式である場合、普通株式1株当たりに換算した額とする。本(v)において以下同じ。）が調整前のB種転換価額を下回る場合、以下の算式によりB種転換価額を調整する。但し、かかる割当株式が当社の普通株式に転換し得る株式である場合、本(v)の算式における「割当株式数」は、かかる株式の目的となる普通株式

の数とする。

$$\text{調整後のB種転換価額} = \text{調整前のB種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{割当株式数} \times \text{1株当たりの価値}}{\text{調整前のB種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{割当株式数}}$$

調整後のB種転換価額は、当該合併、株式交換又は会社分割の効力発生日以降これを適用する。

(注) 4. D種優先株式の内容は以下のとおりです。

(1) 剰余金の配当

ア 剰余金の配当

当社は、配当支払日（配当の基準日を定めた場合は基準日とする。以下同じ。）における最終の株主名簿に記載又は記録されたD種優先株式の株主（以下「D種優先株主」という。）又はD種優先株式の登録株式質権者（以下「D種優先登録株式質権者」という。）に対し、D種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの配当金に、配当支払日におけるD種転換比率（以下に定義される。）を乗じた額の配当を、普通株主及び普通登録株式質権者、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者、B種優先株主及びB種優先登録株式質権者、C種優先株主及びC種優先登録株式質権者、並びに配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録されたE種優先株式を有する株主（以下「E種優先株主」という。）及びE種優先株式の登録株式質権者（以下「E種優先登録株式質権者」という。）と同順位にて支払う。なお、D種優先株式1株当たりの配当金に、D種優先株主及びD種優先登録株式質権者が権利を有するD種優先株式の数に乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

「D種転換比率」とは、その時点でのD種投資金額（下記イに定義される。以下同じ。）を、D種転換価額（(7)ウに定義される。以下同じ。）で除した数（小数点以下第3位まで算出し、その小数点以下第3位を切り捨てる。）をいう。

イ D種投資金額

当初は10,000,000円とする。

当社がD種優先株式につき株式分割、株式併合又は株式無償割当て（総称して、以下「株式分割等」という。）を行う場合、以下の算式によりD種投資金額を調整する。なお、調整の結果1円未満の端数が生じた場合、小数点以下第3位まで算出し、小数点以下第3位を切り捨てる。また、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「株式分割等前のD種優先株式の発行済株式数」は「無償割当て前のD種優先株式の発行済株式数（但し、その時点で当社が保有するD種優先株式を除く。）」、「株式分割等後のD種優先株式の発行済株式数」は「無償割当て後のD種優先株式の発行済株式数（但し、その時点で当社が保有するD種優先株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後のD種投資金額} = \text{調整前のD種投資金額} \times \frac{\text{株式分割等前のD種優先株式の発行済株式数}}{\text{株式分割等後のD種優先株式の発行済株式数}}$$

調整後のD種投資金額は、株式分割を行う場合は当該株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当てを行う場合は当該株式併合又は株式割当ての効力発生日（当該株式併合又はまぶしき無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

その他上記に類する事由が発生した場合は、D種投資金額は、取締役会の決定により適切に調整される。

(2) 残余財産の分配

ア 残余財産の分配

当社は、当社の解散に際して残余財産を分配するときは、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者、B種優先株主及びB種優先登録株式質権者、C種優先株式及びC種優先登録株式質権者、並びにE種優先株主及びE種優先登録株式質権者と同順位にて、D種優先株式1株当たり、D種投資金額に相当する額を支払う。なお、D種優先株式1株当たりの残余財産の分配額に、D種優先株主及びD種優先登録株式質権者が権利を有するD種優先株式の数に乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。また、当社は、残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により残余財産の分配を行う。

イ 参加条項

D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して(2)アに従って残余財産の分配を行った後になお残余財産がある場合、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者、B種優先株主及びB種優先登録株式質権者、C種優先株主及びC種優先登録株式質権者、並びにE種優先株主及びE種優先登録株式質権者と同順位にて、D種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額に残余財産分配時におけるD種転換比率を乗じた額の残余財産の分配を行う。

(3) 譲渡制限

譲渡によるD種優先株式の取得については当社の取締役会の承認を要する。

(4) 議決権

D種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(5) 種類株主総会の議決権

当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、D種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(6) 金銭対価の取得条項(強制償還)

当社は、いつでも、当社の取締役会が別に定める日(以下「強制償還日」という。)の到来をもって、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者の意思に拘わらず、当該強制償還日における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して、D種投資金額を交付するのと引換えに、D種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、D種優先株式の一部取得を行うに当たり、D種優先株主が複数存在する場合には、取得するD種優先株式は、比例按分により当社の取締役会が決定する。

(7) 普通株式対価の取得請求権(転換請求権)

ア 転換請求権の内容

D種優先株主又はD種優先登録株式質権者は、払込期日の1年後の応当日以降、法令上可能な範囲で、当社がD種優先株式を取得するのと引換えに、D種優先株式1株につき下記イに定める算定方法により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求(以下「転換請求」という。)することができる。

イ 転換請求により交付する普通株式数の算定方法

D種優先株式1株の取得と引換えに交付する当社の普通株式数は、以下の算式に従って算出される数とする。

(算式)

$$D種優先株式1株の取得と引換えに交付する普通株式数 = D種投資金額 \div D種転換価額$$

なお、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項の規定に従いこれを取り扱う。

ウ D種転換価額

D種転換価額は、以下に定める金額とする。

当初は50円とする。

上記の規定に拘わらず、当社において以下の(i)乃至(v)に掲げる事由が発生した場合には、それぞれに定めるとおり、D種転換価額を調整する。なお、調整の結果1年未満の端数が生じた場合、小数点以下第3位まで算出し、小数点以下3位を切り捨てる。

(i) 当社が普通株式につき株式分割等を行う場合、以下の算式によりD種転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「株式分割等前の普通株式の発行済株式数」は「無償割当て前の普通株式の発行済株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「株式分割等後の普通株式の発行済株式数」は「無償割当て後の普通株式の発行済株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後のD種転換価額} = \text{調整前のD種転換価額} \times \frac{\text{株式分割等前の普通株式の発行済株式数}}{\text{株式分割等後の普通株式の発行済株式数}}$$

調整後のD種転換価額は、株式分割を行う場合は当該株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当てを行う場合は当該株式併合又は株式無償割当て効力発生日(当該株式併合又は株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。

(ii) 調整前のD種転換価額を下回る価額をもって当社の普通株式を発行（自己株式の処分を含む。本(ii)において以下同じ。）する場合（但し、(a)株式無償割当てを行う場合、(b)潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。本項において以下同じ。）、その他その所有者若しくは当社の請求に基づき若しくは一定の事由の発生を条件として普通株式に転換し得る地位を伴う証券若しくは権利をいう。以下同じ。）の行使若しくは転換による場合、(c)合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合、又は(d)会社法第194条の規定に基づく自己株式の売渡しによる場合を除く。）、以下の算式によりD種転換価額を調整する。なお、本項において「株式総数」とは、調整後のD種転換価額を適用する日の前日時点での普通株式の発行済株式数（当社が保有するものを除く。）に、同日時点での発行済みの潜在株式等（当社が保有するものを除く。）の目的となる普通株式の数を加えたものをいう。

また、本(ii)の算式において、自己株式の処分を行う場合には、「発行価額」を「処分価額」に、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、それぞれ読み替える。

$$\text{調整後のD種転換価額} = \text{調整前のD種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの発行価額}}{\text{調整前のD種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}$$

調整後のD種転換価額は、払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）の翌日以降、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 当社の普通株式に転換し得る株式を発行する場合（株式無償割当てを行う場合を含む。）で、当該株式の転換により交付される当社の普通株式の1株当たりの対価の額として当社の取締役会が決定した額が調整前のD種転換価額を下回る場合、以下の算式によりD種転換価額を調整する。

但し、本(iii)の算式における「新規発行株式数」は、本(iii)による調整の適用の日にかかる発行株式の全てにつき普通株式への転換がなされた場合に交付される普通株式の数とする。

$$\text{調整後のD種転換価額} = \text{調整前のD種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの対価の額}}{\text{調整前のD種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}$$

調整後のD種転換価額は、払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）の翌日以降、株式無償割当てを行う場合には当該株式無償割当ての効力発生日（当該株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降、又、株主割当日がある場合には、当該株主割当日の翌日以降これを適用する。

(iv) 当社の普通株式を目的とする新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当てを行う場合を含む。）で、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額（以下本(iv)において、「1株当たりの対価の額」という。）が調整前のD種転換価額を下回る場合、以下の算式によりD種転換価額を調整する。

但し、本(iv)の算式における「新規発行株式数」は、本(iv)による調整の適用の日にかかる新株予約権の全てにつき行使又は普通株式への転換がなされた場合に交付される普通株式の数とする。

$$\text{調整後のD種転換価額} = \text{調整前のD種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの対価の額}}{\text{調整前のD種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}$$

調整後のD種転換価額は、割当日の翌日以降、新株予約権無償割当てを行う場合には当該新株予約権無償割当ての効力発生日（当該新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は、当該基準日の翌日）以降、また、株主割当日がある場合には、当該株主割当日の翌日以降これを適用する。

(v) (a)当社が存続会社若しくは存続会社の親会社となる合併、(b)当社が完全親会社若しくは完全親会社の親会社となる株式交換、又は(c)当社が分割承継会社若しくは分割承継会社の親会社となる会社分割が行われる場合で、合併により消滅会社の株主に割り当てられる当社の株式、株式交換により完全子会社の株主に割り当てられる当社の株式又は会社分割により分割会社若しくは分割会社の株主に割り当てられる当社の株式（以下「割当株式」という。）1株当たりの価値（当社の取締役会の決定により合理的に定められる額とし、かかる割当株式が当社の普通株式に転換しうる株式である場合、普通株式1株当たりに換算した額とする。以下同じ。）が調整前のD種転換価額を下回る場合、以下の算式により

D種転換価額を調整する。

但し、かかる割当株式が当社の普通株式に転換し得る株式である場合、本(v)の算式における「割当株式数」は、かかる株式の目的となる普通株式の数とする。

$$\text{調整後のD種転換価額} = \text{調整前のD種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{割当株式数} \times \text{1株当たりの価値}}{\text{調整前のD種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{割当株式数}}$$

調整後のD種転換価額は、当該合併、株式交換又は会社分割の効力発生日以降これを適用する。

(8) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(注) 5. E種優先株式の内容は以下のとおりです。

(1) 剰余金の配当

ア 剰余金の配当

当社は、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対し、E種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの配当金に、配当支払日におけるE種転換比率(以下に定義される。)を乗じた額の配当を、普通株主及び普通登録株式質権者、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者、B種優先株主及びB種優先登録株式質権者、C種優先株主及びC種優先登録株式質権者、並びにD種優先株主及びD種優先登録株式質権者と同順位にて支払う。なお、E種優先株式1株当たりの配当金に、E種優先株主及びE種優先登録株式質権者が権利を有するE種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

「E種転換比率」とは、その時点でのE種投資金額(下記イに定義される。以下同じ。)を、E種転換価額(下記(7)ウに定義される。以下同じ。)で除した数(小数点以下第3位まで算出し、その小数点以下第3位を切り捨てる。)をいう。

イ E種投資金額

E種投資金額は以下のとおりとする。

当初は10,000,000円とする。

当社がE種優先株式につき株式分割、株式併合又は株式無償割当て(総称して、以下「株式分割等」という。)を行う場合、以下の算式によりE種投資金額を調整する。なお、調整の結果1円未満の端数が生じた場合、小数点以下第3位まで算出し、小数点以下第3位を切り捨てる。また、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「株式分割等前のE種優先株式の発行済株式数」は「無償割当て前のE種優先株式の発行済株式数(但し、その時点で当社が保有するE種優先株式を除く。）」、「株式分割等後のE種優先株式の発行済株式数」は「無償割当て後のE種優先株式の発行済株式数(但し、その時点で当社が保有するE種優先株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後のE種投資金額} = \text{調整前のE種投資金額} \times \frac{\text{株式分割等前のE種優先株式の発行済株式数}}{\text{株式分割等後のE種優先株式の発行済株式数}}$$

調整後のE種投資金額は、株式分割を行う場合は当該株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当てを行う場合は当該株式併合又は株式無償割当ての効力発生日(当該株式併合又は株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降これを適用する。

その他上記に類する事由が発生した場合は、E種投資金額は、取締役会の決定により適切に調整される。

(2) 残余財産の分配

ア 残余財産の分配

当社は、当社の解散に際して残余財産を分配するときは、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者、B種優先株主及びB種優先登録株式質権者、C種優先株主及びC種優先登録株式質権者、並びにD種優先株主及びD種優先登録株式質権者と同順位にて、E種優先株式1株当たり、E種投資金額に相当する額を支払う。なお、E種優先株式1株当たりの残余財産の分配額に、E種優先株主及びE種優先登録株式質権者が権利を有するE種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。また、当社は、残余財産の分配額が、ある順位の残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により残余財産の分配を行う。

イ 参加条項

E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対して上記アに従って残余財産の分配を行った後になお残余財産がある場合、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者、B種優先株主及びB種優先登録株式質権者、C種優先株主及びC種優先登録株式質権者、並びにD種優先株主及びD種優先登録株式質権者と同順位にて、E種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額に残余財産分配時におけるE種転換比率を乗じた額の残余財産の分配を行う。

(3) 譲渡制限

譲渡によるE種優先株式の取得については当社の取締役会の承認を要する。

(4) 議決権

E種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(5) 種類株主総会の議決権

当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、E種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(6) 金銭対価の取得条項(強制償還)

当社は、いつでも、当社の取締役会が別に定める日(以下「強制償還日」という。)の到来をもって、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者の意思に拘わらず、当該強制償還日における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対して、E種投資金額を交付するのと引換えに、E種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、E種優先株式の一部取得を行うにあたり、E種優先株主が複数存在する場合には、取得するE種優先株式は、比例按分により当社の取締役会が決定する。

(7) 普通株式対価の取得請求権(転換請求権)

ア 転換請求権の内容

E種優先株主又はE種優先登録株式質権者は、払込期日(E種優先株式が最初に発行された日をいう。以下同じ。)の1年後の応当日以降、法令上可能な範囲で、当社がE種優先株式を取得するのと引換えに、E種優先株式1株につき下記イに定める算定方法により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求(以下「転換請求」という。)することができる。

イ 転換請求により交付する普通株式数の算定方法

E種優先株式1株の取得と引換えに交付する当社の普通株式数は、以下の算式に従って算出される数とする。

(算式)

$$E種優先株式1株の取得と引換えに交付する普通株式数 = E種投資金額 \div E種転換価額$$

なお、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項の規定に従いこれを取り扱う。

ウ E種転換価額

E種転換価額は、以下に定める金額とする。

当初は24円とする。

上記の規定に拘わらず、当社において以下の(i)乃至(v)に掲げる事由が発生した場合には、それぞれに定めるとおり、E種転換価額を調整する。なお、調整の結果1円未満の端数が生じた場合、小数点以下第3位まで算出し、小数点以下第3位を切り捨てる。

(i) 当社が普通株式につき株式分割等を行う場合、以下の算式によりE種転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「株式分割等前の普通株式の発行済株式数」は「無償割当て前の普通株式の発行済株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「株式分割等後の普通株式の発行済株式数」は「無償割当て後の普通株式の発行済株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{array}{l} \text{調整後の} \\ E種転換価額 \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前の} \\ E種転換価額 \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{株式分割等前の普通株式} \\ \text{の発行済株式数} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{株式分割等後の普通株式} \\ \text{の発行済株式数} \end{array}}$$

調整後のE種転換価額は、株式分割を行う場合は当該株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合又

は株式無償割当てを行う場合は当該株式併合又は株式無償割当ての効力発生日(当該株式併合又は株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。

(ii) 調整前のE種転換価額を下回る価額をもって当社の普通株式を発行(自己株式の処分を含む。本(ii)において以下同じ。)する場合(但し、株式無償割当てを行う場合、潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。本項において以下同じ。))、その他その所有者若しくは当社の請求に基づき若しくは一定の事由の発生を条件として普通株式に転換し得る地位を伴う証券若しくは権利をいう。以下同じ。)の行使若しくは転換による場合、合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合、又は会社法第194条の規定に基づく自己株式の売渡しによる場合を除く。)、以下の算式によりE種転換価額を調整する。なお、本項において「株式総数」とは、調整後のE種転換価額を適用する日の前日時点での普通株式の発行済株式数(当社が保有するものを除く。)に、同日時点での発行済みの潜在株式等(当社が保有するものを除く。)の目的となる普通株式の数を加えたものをいう。

また、本(ii)の算式において、自己株式の処分を行う場合には、「発行価額」を「処分価額」に、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、それぞれ読み替える。

$$\text{調整後のE種転換価額} = \text{調整前のE種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの発行価額}}{\text{調整前のE種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}$$

調整後のE種転換価額は、払込期日(払込期間が設定される場合はその期間の末日)の翌日以降、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 当社の普通株式に転換し得る株式を発行する場合(株式無償割当てを行う場合を含む。)で、当該株式の転換により交付される当社の普通株式の1株当たりの対価の額として当社の取締役会が決定した額が調整前のE種転換価額を下回る場合、以下の算式によりE種転換価額を調整する。

但し、本(iii)の算式における「新規発行株式数」は、本(iii)による調整の適用の日にかかる発行株式の全てにつき普通株式への転換がなされた場合に交付される普通株式の数とする。

$$\text{調整後のE種転換価額} = \text{調整前のE種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの対価の額}}{\text{調整前のE種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}$$

調整後のE種転換価額は、払込期日(払込期間が設定される場合はその期間の末日)の翌日以降、株式無償割当てを行う場合には当該株式無償割当ての効力発生日(当該株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降、また、株主割当日がある場合には、当該株主割当日の翌日以降これを適用する。

(iv) 当社の普通株式を目的とする新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当てを行う場合を含む。)で、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額(以下本(iv)において「1株当たりの対価の額」という。)が調整前のE種転換価額を下回る場合、以下の算式によりE種転換価額を調整する。

但し、本(iv)の算式における「新規発行株式数」は、本(iv)による調整の適用の日にかかる新株予約権の全てにつき行使又は普通株式への転換がなされた場合に交付される普通株式の数とする。

$$\text{調整後のE種転換価額} = \text{調整前のE種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの対価の額}}{\text{調整前のE種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}$$

調整後のE種転換価額は、割当日の翌日以降、新株予約権無償割当てを行う場合には当該新株予約権無償割当ての効力発生日(当該新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降、また、株主割当日がある場合には、当該株主割当日の翌日以降これを適用する。

(v) (a)当社が存続会社若しくは存続会社の親会社となる合併、(b)当社が完全親会社若しくは完全親会社の親会社となる株式交換、又は(c)当社が分割承継会社若しくは分割承継会社の親会社となる会社分割が行われる場合で、合併により消滅会社の株主に割り当てられる当社の株式、株式交換により完全子会社の株主に割り当てられる当社の株式又は会社分割により分割会社若しくは分割会社の株主に割り当てられる当社の株式(以下「割当株式」という。)1株当たりの価値(当社の取締役会の決定により合理

的に定められる額とし、かかる割当株式が当社の普通株式に転換し得る株式である場合、普通株式1株当たり換算した額とする。以下同じ。)が調整前のE種転換価額を下回る場合、以下の算式によりE種転換価額を調整する。

但し、かかる割当株式が当社の普通株式に転換し得る株式である場合、本(v)の算式における「割当株式数」は、かかる株式の目的となる普通株式の数とする。

$$\text{調整後のE種転換価額} = \text{調整前のE種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{割当株式数} \times \text{1株当たりの価値}}{\text{調整前のE種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{割当株式数}}$$

調整後のE種転換価額は、当該合併、株式交換又は会社分割の効力発生日以降これを適用する。

(8) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストック・オプション制度の内容】

ストック・オプション制度の内容は「第5 経理の状況、1 連結財務諸表等、(1)連結財務諸表 注記事項」の(ストック・オプション等関係)に記載しております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。なお、2020年8月28日付で発行した第12回新株予約権について、当事業年度中において割当先のいちごトラストにより未行使分の全てが行使されました。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2018年4月25日 (注)1	244,753,900	846,165,800	17,499	114,362	17,499	141,347
2020年3月26日 (注)2、3	1,692,000,000	2,538,165,800	51,000	190,562	51,000	217,547
2020年8月26日 (注)4	-	2,538,165,800	-	190,562	217,547	-
2020年8月28日 (注)5	500	2,538,166,300	2,500	193,062	2,500	2,500
2020年4月1日～ 2021年3月31日 (注)6	1,939	2,538,168,239	9,695	202,757	9,695	12,195
2021年4月1日～ 2022年3月31日 (注)6	3,601	2,538,171,840	18,005	220,762	18,005	30,200
2022年3月25日 (注)7	450,000,000	2,988,171,840	-	220,762	-	30,200
2022年3月31日 (注)8	300,000,000	2,688,171,840	-	220,762	-	30,200
2022年3月31日 (注)9	-	2,688,171,840	220,662	100	30,200	-

(注) 1. 有償第三者割当 普通株式 244,753,900株
 払込金額 1株につき143円
 資本組入額 1株につき71.5円
 割当先 海外機関投資家及び日亜化学工業株式会社
 2. 有償第三者割当 A種優先株式 1,020,000,000株
 払込金額 1株につき100円
 資本組入額 1株につき50円

3. 有償第三者割当 割当先 INCJ
B種優先株式 672,000,000株
払込金額 1株につき75円
資本組入額 1株につき37.5円
割当先 いちごトラスト
4. 2020年8月26日を効力発生日として、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金全額(217,547百万円)をその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金の一部を繰越利益剰余金に振り替えております。
5. 有償第三者割当 D種優先株式 500株
払込金額 1株につき10,000,000円
資本組入額 1株につき5,000,000円
割当先 いちごトラスト
6. 新株予約権の行使によるE種優先株式の発行に伴う増加であります。
7. いちごトラストによりB種優先株式300,000,000株の普通株式を対価とする取得請求権(転換請求権)が行使されたことに伴う普通株式の増加であります。
8. 上記7.の転換請求権行使に伴い自己株式となったB種優先株式300,000,000株を消却したことによる減少であります。
9. 2022年3月31日を効力発生日として、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金の一部(220,662百万円)及び資本準備金全額(30,200百万円)をその他資本剰余金にそれぞれ振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金の一部を繰越利益剰余金に振り替えております。なお、資本金の減資割合は99.95%で、資本準備金の減資割合は100%であります。

(5) 【所有者別状況】

普通株式

2022年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	9	30	607	173	303	72,234	73,356	
所有株式数 (単元)	-	752,297	129,970	2,795,849	5,144,363	18,885	4,119,907	12,961,271	38,700
所有株式数の 割合(%)	-	5.80	1.00	21.57	39.69	0.15	31.79	100.00	

(注) 自己株式67株は、「単元未満株式の状況」に含まれております。

A種優先株式

2022年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	1	-	-	-	1	
所有株式数 (単元)	-	-	-	10,200,000	-	-	-	10,200,000	-
所有株式数の 割合(%)	-	-	-	100.00	-	-	-	100.00	

B種優先株式

2022年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	-	1	-	-	1	
所有株式数(単元)	-	-	-	-	3,720,000	-	-	3,720,000	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	-	100.00	-	-	100.00	

D種優先株式

2022年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	-	1	-	-	1	
所有株式数(単元)	-	-	-	-	5	-	-	5	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	-	100.00	-	-	100.00	

E種優先株式

2022年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	-	1	-	-	1	
所有株式数(単元)	-	-	-	-	55	-	-	55	40
所有株式数の割合(%)	-	-	-	-	100.00	-	-	100.00	

(6) 【大株主の状況】

2022年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社INCJ	東京都港区虎ノ門1丁目3番1号	1,234,000,000	45.90
いちごトラスト(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	Elgin Court, Elgin Avenue, P.O. Box 448 Grand Cayman, KY1-1106, Cayman Islands (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	822,006,040	30.58
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	67,874,200	2.52
日亜化学工業株式会社	徳島県阿南市上中町岡491番地100	34,965,000	1.30
羽田タートルサービス株式会社	東京都大田区羽田5丁目3-1スカイプラザ オフィス12階	9,627,000	0.36
内海章雄	東京都大田区	9,432,700	0.35
ジャパンディスプレイ持株会	東京都港区西新橋3丁目7番1号ランディッ ク第2新橋ビル	5,828,834	0.22
内海晴和企画株式会社	東京都大田区羽田5丁目3-1スカイプラザ オフィス10階	5,392,000	0.20
HAITONG INT SEC-CL AC-10 (PERCENTAGE)(常任代理人 シ ティバンク、エヌ・エイ東京支 店)	22/F LI PO CHUN CHAMBERS, 189 DES VOEUX ROAD CENTRAL, HONGKONG(東京都新宿区新宿 6丁目27番30号)	5,146,000	0.19
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	5,063,100	0.19
計		2,199,334,874	81.82

(注) 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 67,874,200株

株式会社日本カストディ銀行 5,063,100株

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する所有議 決権数の割合 (%)
いちごトラスト(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	Elgin Court, Elgin Avenue, P.O.Box 448 Grand Cayman KY1-1106, Cayman Islands (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	8,220,000	49.28
株式会社INCJ	東京都港区虎ノ門1丁目3番1号	2,140,000	12.83
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	678,742	4.07
日亜化学工業株式会社	徳島県阿南市上中町岡491番地100	349,650	2.10
羽田タートルサービス株式会社	東京都大田区羽田5丁目3-1スカイプラザ オフィス12階	96,270	0.58
内海章雄	東京都大田区	94,327	0.57
ジャパンディスプレイ持株会	東京都港区西新橋3丁目7番1号ランディッ ク第2新橋ビル	58,288	0.35
内海晴和企画株式会社	東京都大田区羽田5丁目3-1スカイプラザ オフィス10階	53,920	0.32
HAITONG INT SEC-CL AC-10 (PERCENTAGE)(常任代理人 シ ティバンク、エヌ・エイ東京支 店)	22/F LI PO CHUN CHAMBERS, 189 DES VOEUX ROAD CENTRAL, HONG KONG(東京都新宿区新宿 6丁目27番30号)	51,460	0.31
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	50,631	0.30
計		11,793,288	70.70

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2022年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 1,020,000,000 D種優先株式 500 E種優先株式 5,500		(1)株式の総数等に記載のとおり
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,296,127,100 B種優先株式 372,000,000	普通株式 12,961,271 B種優先株式 3,720,000	(1)株式の総数等に記載のとおり
単元未満株式	普通株式 38,700 E種優先株式 40		(1)株式の総数等に記載のとおり
発行済株式総数	2,688,171,840		
総株主の議決権		16,681,271	

(注)「単元未満株式」の普通株式には、自己株式67株が含まれています。

【自己株式等】

2022年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得及び
会社法第155条第4号に該当するB種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	63	0
当期間における取得自己株式	-	-

(注)当期間における取得自己株式には、2022年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含めておりません。

会社法第155条第4号に該当するB種優先株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	300,000,000	-
当期間における取得自己株式	-	-

(注)当期間における取得自己株式には、2022年6月1日から有価証券報告書提出日までの取得請求権の行使による株式は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

普通株式

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	-	-	-	-
その他()	-	-	-	-
保有自己株式数	67	-	67	-

(注)当期間における保有自己株式には、2022年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含めておりません。

B種優先株式

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	300,000,000	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	-	-	-	-
その他()	-	-	-	-
保有自己株式数	-	-	-	-

(注)当期間における保有自己株式には、2022年6月1日から有価証券報告書提出日までの取得請求権の行使による株式は含めておりません。

3 【配当政策】

当社グループは、株主への利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しております。しかしながら、当期（2022年3月期）は配当原資となる剰余金はプラスに転じたものの、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、未だ収益力回復及び各段階損益の黒字安定化の途上にあることから、誠に遺憾ながら既に開示のとおり無配とさせていただきます。また、A種優先株式、B種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式につきましても、無配といたします。

2023年3月期につきましては、業績及び財務状況の改善に向けた取り組みを継続してまいります。今後の成長に向けた設備投資資金の確保も必要であることから、引き続き無配とさせていただきます。

当社は「毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めておりますが、年間の配当回数は決定しておりません。剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

- ・当社は、当社グループが企業理念の実践を通して持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方とその枠組み並びに取組方針をまとめた「コーポレートガバナンス基本方針」()を制定しています。
- ・当社は、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うため、以下の基本的な考え方に沿ってコーポレート・ガバナンスの充実に向けて継続的な取り組みを行なっています。

株主の権利・平等性を確保する

株主以外のさまざまなステークホルダーと適切に協働する

法令に基づく開示情報やそれ以外の企業情報の提供について適切に行い、透明性を確保する

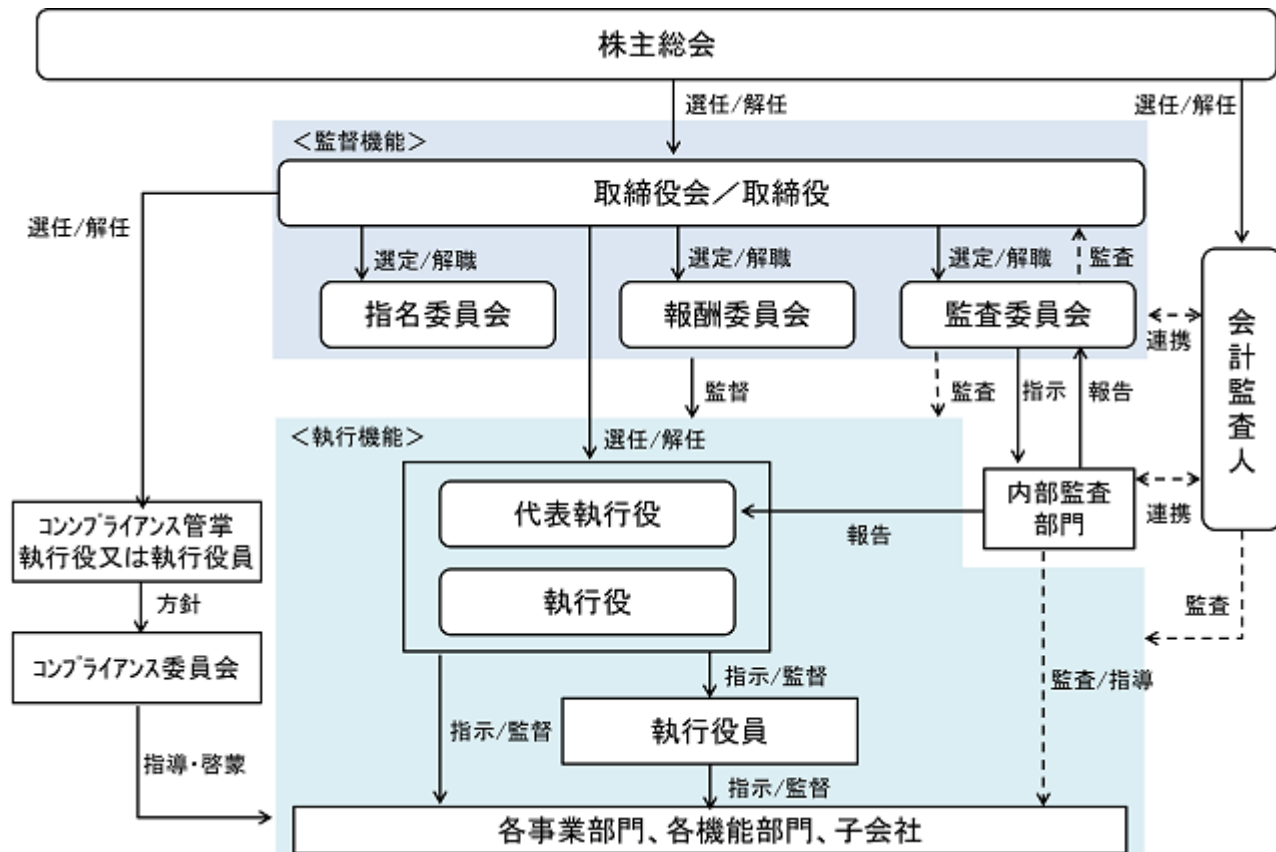
指名委員会等設置会社として、経営の監督と業務執行を分離し、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、事業を迅速に運営できる執行体制を確立するとともに、執行側から独立した社外取締役が過半数を占める取締役会による経営監督機能の実効性を確保する

当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主との間で建設的な対話を行う

()当社ホームページにて公開しています。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、会社法に規定する指名委員会等設置会社として、経営の監督と業務執行を分離することにより、事業を迅速に運営できる執行体制の確立と経営監督機能の実効性の確保に努めています。社外取締役が過半数を占める取締役会において、指名委員会、報酬委員会及び監査委員会の各委員会を活用しながら、経営に対する実効性の高い監督を行い、健全かつ透明性のある経営の仕組みを構築・維持します。取締役会において、経営の基本方針その他重要事項を決定するとともに、執行役に対してその責任範囲を明確にした上で、法令、定款及び当社取締役会規則で定められた事項を除き、業務執行に関する決定権限を委譲します。



イ．取締役会

取締役会は株主からの委託を受け、効率的かつ実効的なコーポレート・ガバナンスの実現を通して、当社が持続的に成長し中長期的な企業価値の最大化を図ることについて責任を負っており、本有価証券報告書提出日現在、取締役会は7名の取締役(任期1年間)で構成されています。

取締役の過半数(5名)が社外取締役(内、4名が独立社外取締役)となっており、グローバルな企業経営に関する豊富な経験及び見識を有する取締役の意見を当社の経営に適切に反映させる体制を整えています。

取締役会は原則毎月1回開催され、重要事項の提案に対し多面的かつ十分な検討を行い、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するような建設的な議論を尽くすとともに、取締役、執行役の職務の執行状況を監督しています。

ロ．委員会

(a) 監査委員会

社外取締役が過半数を占める監査委員会において、独立した客観的な立場から、取締役及び執行役の職務の執行の監査、会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使等の役割・責務を負っています。

監査委員会の選定した常勤の監査委員会委員は、全社の重要課題を議論する重要会議等に参加し、また執行役や事業部門、本社機能部門他からの定期的なヒアリング等を通じて必要な情報を収集するなどにより、コーポレート・ガバナンスの実現状況を把握しています。また、監査委員会は、内部監査部を監査委員会の直轄組織かつ監査委員会事務局とすることにより、内部監査部と緊密に連携して監査を実施し、また、原則毎月1回開催される監査委員会にて情報を共有することを通じて、実効性の高い監査委員会を維持しています。

(b) 指名委員会

社外取締役が過半数を占める指名委員会において、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定します。また、代表執行役、執行役及び執行役員員の選任・解任の基準、代表執行役、執行役等の選任・解任案、代表執行役、執行役等の後継者計画等に関する審議を行っています。

(c) 報酬委員会

社外取締役が過半数を占める報酬委員会において、取締役及び執行役の報酬等の決定に関する方針、並びに個人別の報酬等の内容等について審議・決定を行っています。

(d) 構成

	監査委員会	指名委員会	報酬委員会
委員長	植木 俊博	スコット キャロン	スコット キャロン
委員	中野 伸之(社外)	栗田 良輔(社外)	栗田 良輔(社外)
	伊藤 志保(社外)	東 伸之(社外)	東 伸之(社外)
		小関 珠音(社外)	小関 珠音(社外)

ハ．執行役

当社は、指名委員会等設置会社として、取締役会の決議により、本有価証券報告書提出日現在、執行役2名(ともに代表執行役)を選任しています。執行役は、取締役会から業務執行決定権限を委譲された代表執行役会長CEOを執行部門の長として、法令、定款及び当社取締役会規則で定められた事項を除き、業務に関する事項の決定を行うとともに、業務を執行しています。

ニ．執行役員

当社は、業務執行に係る迅速な意思決定を図るため、執行役員制度を採用しています。取締役会又は代表執行役、執行役の委任により、各執行役員は代表執行役、執行役の監督下で、担当する領域において、当社の業務を執行しています。

ホ．コンプライアンス委員会

子会社を含めた当社グループのコンプライアンスの徹底を図るため、コンプライアンス関連規則を整備するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、当社グループにおけるコンプライアンス違反の防止及び早期発見、自浄プロセスの機動性の向上を図っています。

コンプライアンス委員会の委員長は、取締役会で選任されたコンプライアンス管掌執行役又は執行役員がこれに当たり、コンプライアンス体制の整備を図っています。

コンプライアンス管掌執行役又は執行役員は、通報先として社内通報窓口、社外通報窓口及び監査委員会窓口から構成される内部通報制度及び海外子会社の従業員が違法・不正に関して当社の内部通報窓口(社内窓口又は監査委員会窓口)に対して直接通報できるグローバル内部通報制度を設け、法令違反その他コンプライアンス違反の予防、発見に努めています。

ヘ．内部監査部

内部監査部は本有価証券報告書提出日現在において、専任者6名であります。内部監査部は、監査委員会

の直轄組織となっており、これにより執行と監督を分離し、内部監査部が定期的実施する当社グループにおけるコンプライアンス遵守状況の監査等が実効的に行われる体制を構築しております。また実務面からも、常勤の監査委員との定期的な情報共有や社外取締役である監査委員を含めたミーティング等により監査の実効性を確保しています。内部監査部は、内部監査の基本方針、年度計画、予算等について監査委員会の指示に従うとともに、監査委員会に対して継続的に職務の執行状況及び発見事項等を報告しております。加えて内部監査部は、内部監査結果を監査委員会に定期的に報告するとともに、監査委員会の指示がある場合、代表執行役に内部監査の結果を報告しています。

企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システムの整備の状況

当社では、監査委員会の職務の執行のため必要な事項並びに執行役の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の方針を「内部統制システムの基本方針」として取締役会で決議しており、その内容は以下のとおりであります。

1．監査委員会の職務の執行のために必要な事項

(1) 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

当社の監査委員会の職務を補助するため、内部監査部を監査委員会事務局とし、スタッフを必要数配置する。

(2) 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の執行役からの独立性及び当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査委員会は、内部監査部を監査委員会の直轄組織とする。監査委員会は、内部監査部長及び内部監査部に所属する使用人の人事承認権及び解任請求権・解任拒否権を有し、内部監査部長は監査委員会の指揮に服する。内部監査部に所属する使用人は、監査委員会及び内部監査部長の指揮に服する。

(3) 当社の取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び会計参与並びに使用人が当社の監査委員会に報告をするための体制並びに当社子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告をするための体制

当社グループの取締役、監査役、執行役、執行役員及び使用人（以下、総称して「役職員」という。）は、あらかじめ監査委員会と協議した決定事項に基づき、職務執行等の状況を定期又は不定期に監査委員又は監査委員会に報告する。その他、法令及び定款に違反する重大な事実、不正行為の事実又は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、速やかに、当該事実を監査委員又は監査委員会に報告する。また、法令及び監査委員会規則等に基づき、監査委員会が役職員に対して報告を求めたときは、当該役職員は速やかに監査委員会に報告する。

コンプライアンス管掌執行役もしくは執行役員は、内部通報制度に寄せられた情報のうち、違法・不正に関するものを取締役会及び監査委員会に報告する。また、監査委員会の選定した監査委員は、子会社を含めて、執行側の内部通報窓口に通報された全ての内部通報にアクセスできる。

(4) 監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、内部通報規則等の会社規則を定め、監査委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として、当社グループにおいて不利益な扱い（解雇、降格、減給等の懲戒処分や不利益な配置転換等の人事上の対抗措置の他、業務に従事させない、専ら雑務に従事させる等の事実上の措置を含む。）を受けないことを確保するための体制を整備する。

(5) 監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査委員による職務の遂行について生じる費用の前払又は償還の請求があった場合には、当該監査委員の職務の遂行に必要なと明らかに認められる場合を除き、速やかにこれに応じる。

(6) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社グループの役職員は、監査委員会によるヒアリングや往査等の調査に応じることで、監査の実効性を確保する。

当社は、監査委員会が取締役、執行役及び会計監査人、その他必要な者との十分な意見交換を行う機会を確保する。

当社は、監査委員会が選定した監査委員が重要会議等に出席して意見を述べる機会を確保するほか、監査委員会が選定した監査委員が決裁書、その他の重要書類の閲覧や役職員の説明又は報告を求める場合にはこれに応じる。

監査委員会は、内部監査部を監査委員会の直轄組織とする。内部監査部は、内部監査の基本方針、年度計画、予算等について監査委員会の指示に従うとともに、監査委員会に対して継続的に職務の執行状況及び発見事項等を報告する。

監査委員会は、内部監査部長及び内部監査部に所属する使用人の人事承認権及び解任請求権・解任拒否権を有し、内部監査部長は監査委員会の指揮に服する。内部監査部に所属する使用人は、監査委員会及び内部監査部長の指揮に服する。

監査委員会は、必要に応じ、指名委員会及び報酬委員会との間で、相互に情報・意見交換等を行う等、随時連携を行う。

2. 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務及び当社グループの業務の適正を確保するために必要な体制

(1) 当社の執行役、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役等（取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員その他これらの者に相当する者を総称した意味を有する。以下同じ。）及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の執行役、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、JDI倫理規範（JDI Ethics）及びコンプライアンスの取り組みの基本事項を定めた規則を策定し、執行役及び執行役員自らが率先して遵守するとともに、当社グループの役職員に対して必要なコンプライアンスの教育・研修等を継続的に実施してその内容の浸透を図り、当社グループにおけるコンプライアンス意識の向上を推進する。

当社は、当社グループのコンプライアンスの推進を図るための委員会を設置するとともに、委員長となるコンプライアンス管掌執行役もしくは執行役員を選任し、当社グループにおけるコンプライアンス体制を整備する。

コンプライアンス管掌執行役もしくは執行役員は、通報先として社内通報窓口と社外通報窓口（法律事務所）から構成される内部通報制度を設け、法令違反その他コンプライアンス違反の予防、発見に努めるとともに、執行役等（当社並びに子会社の取締役、執行役及び執行役員をいう。以下同じ。）のマネジメントの関与の疑義がある案件については、通報先を監査委員会として、関係する執行役等が通報者及び通報内容を知りえない体制とする。

監査委員会の選定した監査委員は、当社の重要な会議に出席して情報を集めるとともに必要な場合に意見を申し述べ、定期的に執行役等をヒアリングするなど、当社グループにおける執行役等の職務状況を把握する。

当社は、当社の執行役等を当社子会社の役員として選任し、選任された執行役等は各当社子会社の業務執行の状況を把握するとともに、当社は、会議や個別の報告等を通じて各当社子会社における業務概況の報告を受け、当社グループ全体の経営の健全化を維持・向上するため、当社子会社に対し適正な助言や指導を行う。

当社グループにおける経営上の重要事項は、当社にて制定した当社子会社を含む決裁権限等を定めた社内規則及び取締役会規則に基づき、当社の承認のもとに実施することにより、当社子会社における業務の適正性を確保する。

内部監査部を監査委員会の直轄組織とすることで、執行と監督を分離し、内部監査部が定期的実施する当社グループにおけるコンプライアンスの遵守状況の監査等が実効的に行われる体制を構築する。内部監査部は、内部監査結果を監査委員会に定期的に報告するとともに、監査委員会の指示がある場合、代表執行役に報告する。

(2) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録、各委員会議事録、その他重要な意思決定に関する重要書類（電磁的情報を含む。）は、法令及び社内規則に従い、適切に保存管理を行うとともに、取締役及び執行役が必要に応じて随時閲覧できる環境を整備する。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループの企業活動に潜在するリスクへの対策を講ずるための当社の取組み方針等を定めた規則を策定するとともに、事業計画の策定にあたっては当社グループにおける事業活動に影響を及ぼすリスクを低減させるための活動を定める。

当社各部署は、当社グループにおけるそれぞれの担当業務の領域に関し、リスク評価を行い、リスク評価の結果、その重要度に合わせ、関連規則の制定、教育の実施など、リスク低減の施策に取り組む。

(4) 当社の執行役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、法令、定款、取締役会規則等に従い、当社グループの経営目標を定めた中長期の経営基本計画及びその実行計画である年度事業計画その他の経営に係わる重要な方針を決定し、取締役会で決定すべき事項以外の業務執行事項は、意思決定の迅速化及び効率化を図るため、執行役に委任する。取締役会は、年度事業計画の進捗評価のため、業績等について少なくとも四半期に1回報告を受け、執行役の職務の執行を監督する。

取締役会は、執行役の権限、責任の分配を適正に決定する。また、その業務執行状況等について、執行役から少なくとも四半期に1回報告を受ける。

社内意思決定の迅速化を図り、意思決定プロセスを明確にするため、明確で透明性の高い、各執行役、執行役員及び使用人の権限と責任を定める決定権限基準を整備する。各執行役、執行役員及び使用人は、取締役会決議及び社内規則等により設置された機関や手続に従い、当社グループの業務執行に関する重要事項について、迅速に審議・決定する。

執行役の職務分掌及び当社子会社運営に関する社内規則に基づき、当社各部署の責任分担に従って各当社子会社の運営全般に関する責任を有する主管責任者及び主管部署を定め、主管責任者又は主管部署は、関連部署との連携のもと、当社子会社に対する助言や指導を行う。

(5) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、当社子会社の運営に関する社内規則等を整備し、当社子会社の管理対象事項、管理方法及び当社管理部署を定め、管理対象部署は、当社子会社の取締役等から管理対象事項に関する必要な連絡等を受ける。

当社は、当社子会社の財務状況及び業績について、当社社内規則等により当社子会社から定期的に報告を受けるとともに、当社子会社の経営上の重要事項は、当社にて制定した当社子会社を含む決裁権限等を定めた社内規則等に基づき、当社の承認のもとに実施する。

ロ．取締役の定数

当社の取締役は3名以上10名以内とする旨を定款に定めております。

ハ．取締役の選任の決議要件

当社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数による決議をもって行う旨、また、累積投票によらない旨を定款に定めております。

ニ．株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を可能にするため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めています。

ホ．自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を目的として、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めています。

ヘ．中間配当

当社は機動的な配当を行うことを目的として、定款に取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定めております。

ト．取締役及び執行役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)及び執行役(執行役であった者を含む。)の損害賠償責任を、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び執行役が、期待される役割を十分に発

揮することを目的とするものであります。

チ．責任限定契約の内容の概要

当社の取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は法令に定める最低責任限度額としています。当該契約により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）がその任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合でかつ、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって当社に対する損害賠償責任を負うものとしております。

リ．役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、全ての取締役及び執行役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。

当該保険契約は、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。但し、2014年4月から2020年3月期にかけての不適切な会計処理に起因した損害等については填補の対象外となっております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

ヌ．種類株式の議決権の有無の差異及び内容の差異並びにその理由

普通株式は、株主としての権利内容に制限のない株式であります。

A種優先株主、D種優先株主及びE種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しません。これは、資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

B種優先株主は、株主総会において議決権を有します。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性6名 女性2名 (役員のうち女性の比率25.0%)

イ. 取締役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)	
取締役 取締役会議長 指名委員会委員長 報酬委員会委員長	スコット キャロン	1964年12月6日生	1988年4月	MIPS Computer Systems, Inc.	(注) 2	
			1991年9月	スタンフォード大学 アジアパシフィックリサーチセンター		
			1994年3月	日本開発銀行 設備投資研究所 客員研究員		
			1994年8月	バンカーズ・トラスト・アジア証券会社 東京支店		
			1997年3月	モルガン・スタンレー証券会社		
			2000年6月	ブルデンシャルplc 日本駐在員事務所 駐日代表		
			2001年5月	PCAアセット・マネジメント(株)(ブルデンシャルplc傘下) 代表取締役		
			2002年4月	モルガン・スタンレー証券会社		
			2003年1月	同社 株式統括本部長		
			2006年5月	いちごアセットマネジメント(株) 代表取締役社長(現任)		
			2008年10月	いちご(株) 代表執行役会長		
			2008年11月	同社 取締役会議長 兼 代表執行役会長(現任)		
			2012年5月	(株)チヨダ 社外監査役		
			2014年3月	CaaStile Inc. Independent Director (現任)		
			2015年5月	(株)チヨダ 社外取締役		
			2017年7月	いちご投資顧問(株) 執行役会長		
			2020年3月	当社 代表取締役会長		
2020年6月	当社 代表取締役会長 兼 会長執行役員					
2020年6月	富士通(株) 社外取締役(現任)					
2020年8月	当社 取締役 兼 代表執行役会長					
2021年1月	当社 取締役 兼 代表執行役会長CEO (現任)					

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)	
取締役 監査委員会委員長	植木 俊博	1956年3月1日生	1981年4月	大日本インキ化学工業(株)(現DIC(株)) 入社	(注)2	
			1981年11月	日本アイ・ピー・エム(株) 入社		
			1998年4月	同社 Display Business Unit 液晶開発製造担当		
			2000年6月	米IBM本社 Distinguished Engineer		
			2001年4月	日本アイ・ピー・エム(株) 技術理事		
			2004年8月	NVTech(株) 取締役 研究開発担当		
			2004年8月	InfoVision Optoelectronics株式会社 CTO		
			2007年3月	Videocon Displays Research(株) 代表取締役社長		
			2010年4月	(株)ブイ・テクノロジー 執行役員 兼 技術開発部長		
			2012年4月	AvanStrate(株) CTO		
			2012年10月	同社 代表取締役社長 兼 CEO		
			2016年9月	日本電解株式会社 代表取締役社長 兼 CEO		
			2019年5月	当社 社長室 特命担当		
			2019年10月	当社 執行役員 COO 兼 前工程生産本部長		
			2020年6月	当社 執行役員		
2020年8月	当社 取締役(現任)					
2021年6月	(株)JOLED 社外取締役(現任)					

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 指名委員会委員 報酬委員会委員 (非常勤)	栗田 良輔	1958年5月29日生	1984年4月 デュボンジャパンリミテッド 入社 1998年4月 同社 Display Materials グローバル ビジネスマネージャー 2001年12月 E Ink Corporation Business Director 2004年4月 同社 Global Sales/Marketing Vice President 2010年10月 凸版印刷(株) 経営企画本部 副本部 長 2013年4月 Innova Dynamics, Inc. Global Sales/Marketing Vice President 2016年2月 (株)Project Far East 代表取締役 社長(現任) 2019年6月 当社 取締役(現任) 2022年3月 (株)RS Technologies 社外取締役 (現任)	(注) 2	
取締役 指名委員会委員 報酬委員会委員 (非常勤)	東 伸之	1964年3月31日生	1987年4月 (株)野村総合研究所 入社 1998年4月 野村證券(株) 入社 2000年7月 野村プリンシパル・ファイナンス (株) 出向 2011年12月 野村證券(株) 復帰 2012年4月 (株)産業革新機構(現(株)産業革新 投資機構) 入社 投資事業グルー プマネージングディレクター 2017年4月 (株)JOLED 社外取締役(現任) 2017年6月 当社 取締役 就任 2018年6月 当社 取締役 退任 2018年9月 (株)INCJ 出向 執行役員 投資事業 グループマネージングディレクター 2020年3月 当社 取締役(現任) 2020年8月 (株)INCJ 転籍 執行役員 投資事業 グループマネージングディレクター 2021年6月 同社 常務執行役員 投資事業グ ループマネージングディレクター (現任)	(注) 2	

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)	
取締役 指名委員会委員 報酬委員会委員 (非常勤)	小関 珠音	1965年10月30日生	1989年 3月	一橋大学 経済学部卒業 学士(経済学)	(注) 2	普通株式 55,500
			1989年 4月	(株)日本興業銀行(現(株)みずほ フィナンシャルグループ)		
			2003年 3月	一橋大学大学院 国際企業戦略研究 科 経営・金融専攻(修士課程)修了 修士(経営)		
			2004年 3月	ペリングポイント(株)(現PwCコンサ ルティング合同会社)		
			2005年 3月	一橋大学大学院 国際企業戦略研究 科 公共政策専攻(修士課程)修了 修 士(経営法)		
			2005年 4月	GCA(株)		
			2006年 8月	(株)dimmi 代表取締役		
			2012年 2月	イノベーションドライブ合同会社		
			2012年 4月	横浜市立大学 国際総合科学部 特 別契約准教授		
			2013年 3月	東京大学大学院 工学系研究科 先端 学際工学専攻(博士課程)修了 博士 (学術)		
			2013年12月	山形大学工学部 産学連携准教授		
			2014年 1月	(株)幹細胞イノベーション研究所 取締役		
			2014年 4月	山形大学工学部 客員准教授(現任)		
			2014年 5月	(株)幹細胞&デバイス研究所 取締役		
			2016年 4月	大阪市立大学 大学院創造都市研究 科 准教授		
			2018年 2月	(株)幹細胞&デバイス研究所 顧問 (現任)		
			2018年 4月	大阪市立大学 大学院都市経営研究 科兼商学部 准教授		
2020年 8月	当社 取締役(現任)					
2022年 4月	大阪公立大学(旧大阪市立大学)大 学院都市経営研究科 准教授(現 任)					

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 監査委員会委員 (非常勤)	中野 伸之	1959年1月13日生	1983年4月 伊藤忠商事(株) 入社 2002年4月 同社 航空宇宙部 部長代行 2005年5月 ROHM Semiconductor U.S.A LLC 代表取締役社長 2013年1月 サンデン(株)入社 グローバル経営 企画管理担当 2014年2月 (株)産業革新機構(現(株)産業革新投資 機構) 入社 執行役員Value Enhancement Group マネージング ディレクター 2015年6月 ルネサスエレクトロニクス(株) 社 外取締役 2018年6月 当社 取締役 2018年9月 (株)INCJ 執行役員 2020年3月 当社 取締役 退任 2020年6月 (株)INCJ 退社 2020年8月 当社 取締役(現任) 2021年1月 (株)Kyulux 代表取締役社長 兼 最 高経営責任者 兼 最高事業責任者 (現任)	(注) 2	
取締役 監査委員会委員 (非常勤)	伊藤 志保	1963年12月27日生	1987年4月 東洋信託銀行(株)(現三菱UFJ信託銀 行(株))入行 1991年10月 中央新光監査法人(後のみずず監査 法人)入所 2005年7月 中央青山監査法人(後のみずず監査 法人)社員 2007年8月 新日本監査法人(現EY新日本有限責 任監査法人)入所(2022年6月退職予 定) 2022年6月 当社 取締役(現任)	(注) 2	
計					普通株式 55,500

(注) 1 . 取締役栗田良輔、東伸之、小関珠音、中野伸之及び伊藤志保は、社外取締役であります。

2 . 2022年6月25日開催の定時株主総会終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

ロ．執行役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表執行役会長 CEO	スコット キャロン	1964年12月6日生	イ．取締役の状況に記載のとおり	(注)	
代表執行役 CFO	大河内 聡人	1968年3月12日生	1990年4月 三井住友信託銀行(株) 入社 2001年7月 (株)KPMG FAS 2003年7月 (株)産業再生機構 2006年9月 日本GE(株) GEキャピタル事業開発本部 ディレクター 2014年6月 日本電産(株) CFO戦略室 室長 2016年2月 当社 戦略本部ビジネスアライアンス部 SGM 2017年10月 当社 経営戦略統括部 ビジネスアライアンス部 部長 2018年4月 当社 経営改革推進室 2018年11月 当社 事業改革統括部 統括部長 2019年5月 当社 執行役員 事業改革統括部 統括部長 2019年6月 当社 執行役員 事業開発統括部 統括部長 2019年10月 当社 執行役員 経営企画本部長 兼 ファイナンス本部長 2020年6月 当社 執行役員 CFO 2020年8月 当社 執行役員 兼 CFO 2021年1月 当社 代表執行役CFO(現任)	(注)	普通株式 23,945
計					普通株式 23,945

(注) 選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会最終後最初に招集される取締役会最終の時までであります。

社外役員の状況

イ．社外取締役に関する当社の考え方

当社は、取締役の候補者の指名にあたって、社外取締役が過半数を占める指名委員会にて当社の取締役に求められる基本的資質及び知識・実績・スキルなどの人材要件に基づいて候補者としての適切性を審議し、特に社外取締役候補者については独立性、多様性の観点からも評価し、選定しています。

社外取締役の独立性については、当社が定めた基準のもと、会社法に定める社外取締役の要件を満たして社外取締役として選任された者の中から、一般株主と利益相反が生ずるおそれがない者を独立社外取締役(具体的には次の要件に該当しない者)として選定しており、本有価証券報告書提出日現在の社外取締役5名のうち4名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しています。

- a．当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- b．当社の主要な取引先又はその業務執行者
- c．当社から役員報酬以外に多額の金銭その他財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
- d．最近において上記のa、b又はcのいずれかに該当していた者
- e．次の()から()までのいずれかに掲げる者の二親等内の親族
 - () 上記aからdまでに掲げる者
 - () 当社の子会社の業務執行者
 - () 当社の子会社の業務執行者でない取締役
 - () 最近において()～()又は当社の業務執行者に該当していた者

社外取締役は、その高度な経営的見識、豊富な経験又は専門的な知識等に基づき、取締役会並びに監査委員会、指名委員会及び報酬委員会において積極的に意見を述べ、経営を監督するとともに、経営全般について客観的かつ広い視野に立った助言・提言を行っており、当社グループの持続的成長と企業価値向上、グローバル事業の観点での成長戦略の策定、リスク管理をはじめとした経営監督機能の強化のため尽力しています。

ロ．社外取締役と当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係

- ・社外取締役栗田良輔は、(株)Project Far Eastの代表取締役社長及び(株)RS Technologiesの社外取締役を兼務しています。当社と(株) Project Far Eastとの間には特別の関係はなく、当社と(株)RS Technologiesとの間には当社設備売上の取引関係があります。
- ・社外取締役東伸之氏は、(株)INCJの常務執行役員及び(株)JOLEDの社外取締役を兼務しています。(株)INCJは、

当社発行済株式に係る議決権数の12.83%に相当する普通株式214,000,000株及びA種優先株式1,020,000,000株を保有する大株主であり、当社と(株)JOLEDとの間には、同社製品の販売に関する販売店契約及び同社に対する技術支援契約等に基づく取引関係があります。

- ・ 社外取締役小関珠音氏は、大阪公立大学大学院都市経営研究科の准教授、(株)幹細胞&デバイス研究所の顧問、を兼務しています。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。
- ・ 社外取締役中野伸之氏は、(株)Kyuluxの代表取締役社長兼最高経営責任者兼最高事業責任者を兼務しています。当社は、(株)Kyuluxの発行済株式に係る議決権数の0.75%に相当するA種優先株式6,666株を保有するとともに、同社との間で有機ELディスプレイに用いる材料サンプルの提供に関する契約を締結しておりますが、2022年3月期において有償の取引は発生しておりません。
- ・ 社外取締役伊藤志保氏と当社との間には取引関係その他特別な利害関係はありません。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

内部監査部を監査委員会の直轄組織かつ監査委員会事務局とすることにより、内部監査部が委員会の職務を補助し、内部監査部は、内部監査の基本方針、年度計画、予算等について監査委員会へ事前に報告し、監査委員会からの意見を求めるとともに、監査委員会に対して継続的に職務の執行状況及び発見事項等を報告するなど、監査委員会と情報交換及び緊密な連携を図ります。また、監査委員会は、必要に応じ、指名委員会及び報酬委員会との間で、相互に情報・意見交換等を行うなど、随時連携を図ります。

また、会計監査人は内部統制部門と連携して、子会社を含む内部統制監査を行い、その監査結果を監査委員会に対して報告します。内部監査部は、会計に関しては子会社を含む内部統制システムの中で会計監査人と連携して監査を行い、会計以外の事項に関しては、内部統制システムの中で独自に監査を行い、その結果を監査委員会に報告します。

(3) 【監査の状況】

監査委員会監査の状況

当社の監査委員会は社外取締役2名を含む3名の取締役から構成されており、委員長の植木俊博が常勤の委員を務めております。なお、監査委員川嶋俊昭は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

また、2021年11月にはガバナンス強化にむけ内部監査部を代表執行役会長CEOの直轄組織から監査委員会の直轄組織へ組織変更し、執行と監督を分離して内部監査部が実施する監査が実効的に行われる体制を構築しました。

当事業年度において当社は監査委員会を15回開催しており、個々の監査委員の出席状況については以下のとおりであります。

役職名	氏名	出席状況	出席率
取締役（監査委員長）	植木 俊博	15/15回	100%
社外取締役（委員）	川嶋 俊昭	15/15回	100%
社外取締役（委員）	中野 伸之	15/15回	100%

(注) 川嶋俊昭氏は、2022年6月25日開催の第20期定時株主総会の終結の時をもって社外取締役を退任しております。また、同定時株主総会にて伊藤志保氏が後任として社外取締役に選任されております。伊藤志保氏は公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度の監査委員会の主要な活動内容は、監査方針、監査計画に基づき以下のとおりです。

- ・ 内部統制上の監査
 - 「不適切な会計処理に対する体制再構築・運用についてのモニタリング継続、再発防止策の継続的運用の検証」
 - 「本社統制部門のモニタリング等の実施状況」
 - 「グループ会社管理強化状況」
- ・ 財務報告等の信頼性確保についての監査
 - 「経理財務体制/人材強化と会計処理プロセス見直し状況」
 - 「J-SOX体制再構築後の運用状況」

- 「情報開示委員会による適時開示プロセスの運用状況」
- ・業務執行の妥当性及び効率性確保についての監査
 - 「全社、事業部/製造本部等での事業推進及び統制状況」
 - 「キャッシュ・フロー強化状況」

監査委員会の活動状況は、監査委員会運営のための組織・規則の整備、CEOをはじめとする執行役との定期的な会合・意見交換、社内の重要な会議への出席、重要書類の閲覧、重要な財産の調査、事業部門などへのヒアリング、子会社調査等であり、内部監査部及び会計監査人と連携をとりながら、監査の実効性、効率性を高めています。内部監査部とは月次で打合せを行い、監査結果の確認及び意見交換を行っています。また、会計監査人からは監査計画についての説明を受けるとともに、四半期ごとに意見交換を実施し、連携を行っています。なお、新型コロナウイルスの感染拡大によって、監査委員会の監査もリモートのウェブ会議で実施せざるを得なくなったものの、当初の監査計画に沿った活動を行うことができています。

内部監査の状況

当社における内部監査は、内部監査部（専任6名体制）が、当社グループを対象に実施しています。内部監査部は、監査の効果的、効率的な実施に努め、当社グループ会社に対し内部統制システムの整備、コンプライアンス、リスク管理体制の遵守、整備状況を監査し、その結果に対し必要な改善事項を指摘し、改善状況のフォローアップを行います。内部監査に関する計画については、監査委員会と協議し承認を得るとともに、監査の結果を監査委員会に対して報告します。また、必要に応じてCEO、CFOへの報告も実施しています。監査委員会とは月次で打合せを行い、監査結果の報告及び意見交換を行い、密接な連携を保っています。また、会計監査人とは、内部監査で把握した内部統制に関する重要な事象について情報を提供し必要に応じて意見交換をおこなっております。なお、新型コロナウイルスの感染拡大により、内部監査の対象拠点への訪問が困難となりましたが、ウェブ会議などのIT技術の活用による対応を推進しています。

会計監査の状況

a．監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b．継続監査期間

11年間

c．業務を執行した公認会計士

塚原 克哲

田中 敦

佐藤 和充

d．監査業務に係る補助者の構成

有限責任あずさ監査法人に所属する公認会計士10名及びその他20名の職員等が、会計監査業務の執行を補助しております。

e．監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定及び評価に際しては、当社の広範な業務内容に対応して効率的な監査業務を実施することができる一定の規模と世界的なネットワークを持つこと、審査体制が整備されていること、監査日数、監査期間及び具体的な監査実施要領並びに監査費用が合理的かつ妥当であること、さらに監査実績などにより総合的に判断いたします。また、日本公認会計士協会の定める「独立性に関する指針」に基づき独立性を有することを確認するとともに、必要な専門性を有することについて検証し、確認いたします。

f．監査委員及び監査委員会による監査法人の評価

当社の監査委員会は、監査法人に対して、その独立性及び専門性、監査品質、監査活動の状況、監査報告の相当性などについて評価を行っており、同法人による会計監査は適正に行われていることを確認しております。

また、監査委員会は会計監査人の再任に関する確認決議をしており、その際には日本監査役協会が公表する

「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき、総合的に評価しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	160		157	
連結子会社				
計	160		157	

(注) 当連結会計年度において上記報酬額とは別に、前連結会計年度にかかる監査証明業務に基づく追加報酬15百万円を支払っております。

b. 監査公認会計士等と同一ネットワークに属するKPMGに対する報酬(aを除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社				
連結子会社	42	32	44	27
計	42	32	44	27

(連結子会社における非監査業務の内容)

前連結会計年度・・・税務業務等に基づくものであります。

当連結会計年度・・・税務業務等に基づくものであります。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社は、事業規模や業務の特性等を勘案して監査日数等を検討し、監査報酬を決定しております。

監査報酬の決定にあたり、監査委員会の同意を得ております。

e. 監査委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りなどが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

報酬等の額の決定に関する方針

<方針の決定の方法>

当社は、会社法の規定により、報酬委員会が取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めています。

<基本方針>

中長期的な業績向上と企業価値向上に対する意欲を高めるため、執行役の報酬には業績連動報酬分を設け、会社業績・個人業績の結果が反映される体系とします。また、必要と認められる場合、ストック・オプションを付与します。社外取締役を除く取締役についてはその役位や担う役割・責務等、社外取締役についてはその役割と独立性の観点から、固定報酬にて決定します。

<報酬体系>

()取締役

(a)社外取締役

月例の固定報酬のみとし、人材獲得の困難さ、時間的拘束、委員会等の参加状況等に基づき、報酬委員会において審議し、決定します。

(b)社外取締役を除く取締役

月例の固定報酬のみとし、その役位や担う役割・責務等に基づき、報酬委員会において審議し、決定します。尚、執行役を兼務する取締役に対しては、取締役としての報酬は支給しません。

()執行役

(a)基本報酬

月例の固定報酬とし、その役位や担う役割・責務等に基づき、報酬委員会において審議し、決定します。

(b)業績連動報酬

連結会計年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各連結会計年度において目標となる業績指標に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給します。目標となる業績指標及びその値は、当該連結会計年度における事業計画と整合するよう計画策定時に設定するものとし、報酬委員会において、審議し、決定します。

当連結会計年度の業績連動報酬決定にかかる指標は、事業活動の成果を反映する親会社株主に帰属する当期純利益及びEBITDAを採用しており、各指標の達成度合いに応じて支給額を算定する仕組みとしております。

(c)報酬割合

報酬等種類ごとの比率目安は、基本報酬：業績連動報酬 = 7 : 3を目安としています。

(d)ストック・オプション(非金銭報酬)

中長期的な業績向上及び企業価値向上並びに株価上昇に対するインセンティブ付与の観点から、必要と認められる場合、対象者、付与数、付与時期等について、報酬委員会において審議し、決定します。

当連結会計年度にかかる取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由

取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、報酬委員会において決定方針との整合性を含めて総合的に検討しており、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

報酬委員会の権限・役割と活動内容

当社は指名委員会等設置会社として、社外取締役が過半数を占め透明性・客観性が確保された報酬委員会が取締役及び執行役の報酬決定に関する法定権限を有しております。具体的には、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に関わる決定に関する方針を定め、当該方針に基づいて取締役及び執行役の個人別の報酬内容を決定する権限を有しています。

当連結会計年度は合計2回開催し、取締役及び執行役の個別報酬の内容等について審議しました。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	18	18	-	-	1
執行役	24	16	8	-	1
社外役員	34	34	-	-	4

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、もっぱら株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式について、当該株式が安定的な取引関係の構築や成長戦略に則った業務提携関係の維持・強化に繋がり、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断した場合について、保有していく方針です。

この方針に則り、当社は所管の部門にて当該株式の重要性についての確認を継続的に行っており、保有の必要性が低くなった株式については、売却等の施策を採ることとしております。当連結会計年度末に保有している株式については、安定的な取引関係の構築等に向けた保有の必要性が高いものと認識しております。

b．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計額 (百万円)
非上場株式	2	17
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成していません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について適切に対応できる体制を整備するため、監査法人等の行うセミナー等にも参加し、情報収集に努めるとともに、決算業務体制の強化を図っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	55,705	52,247
売掛金	31,213	56,341
未収入金	15,332	23,508
商品及び製品	15,452	19,418
仕掛品	11,047	13,218
原材料及び貯蔵品	13,248	16,415
その他	4,382	5,472
貸倒引当金	79	92
流動資産合計	146,304	186,529
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	4 134,365	4 134,927
減価償却累計額	89,800	92,216
建物及び構築物(純額)	1 44,565	1 42,710
機械装置及び運搬具	4 346,666	4 336,975
減価償却累計額	336,762	328,649
機械装置及び運搬具(純額)	1 9,904	1 8,326
土地	1 6,661	1 6,663
リース資産	2,426	1,628
減価償却累計額	967	1,091
リース資産(純額)	1,458	536
建設仮勘定	3,795	1,836
その他	4 33,586	4 29,374
減価償却累計額	31,496	27,268
その他(純額)	2,090	2,105
有形固定資産合計	68,475	62,179
無形固定資産		
のれん	550	412
その他	4 1,230	4 1,016
無形固定資産合計	1,780	1,429
投資その他の資産		
投資有価証券	33	17
繰延税金資産	405	385
その他	8,001	7,735
貸倒引当金	2	2
投資その他の資産合計	8,438	8,136
固定資産合計	78,694	71,745
資産合計	224,998	258,275

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	36,567	58,266
電子記録債務	844	691
短期借入金	1, 3 21,424	-
1年内返済予定の長期借入金	-	1, 3 20,000
未払金	13,748	14,477
未払法人税等	2,161	764
賞与引当金	1,675	2,906
前受金	1,884	3,330
その他	11,055	14,373
流動負債合計	89,361	114,811
固定負債		
長期借入金	1, 3 73,680	1, 3 53,680
退職給付に係る負債	13,247	10,060
その他	6,879	6,954
固定負債合計	93,807	70,695
負債合計	183,168	185,507
純資産の部		
株主資本		
資本金	202,757	100
資本剰余金	101,996	54,525
利益剰余金	275,400	3,688
自己株式	0	0
株主資本合計	29,353	58,314
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2	0
為替換算調整勘定	9,804	13,552
退職給付に係る調整累計額	352	859
その他の包括利益累計額合計	10,158	14,413
新株予約権	40	40
非支配株主持分	2,277	-
純資産合計	41,829	72,768
負債純資産合計	224,998	258,275

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)		当連結会計年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月 31日)	
売上高		341,694		295,946
売上原価	1, 3	336,553	1, 3	276,255
売上総利益		5,141		19,691
販売費及び一般管理費	2, 3	31,368	2, 3	28,268
営業損失()		26,226		8,576
営業外収益				
受取利息		92		68
為替差益		-		1,604
業務受託料		1,009		470
受取賃貸料		543		524
補助金収入		93		105
その他		647		1,260
営業外収益合計		2,387		4,034
営業外費用				
支払利息		1,351		1,283
為替差損		447		-
減価償却費		987		54
業務委託費		1,104		571
資産保全費用		2,168		-
支払補償費		1,119		326
その他		1,637		1,186
営業外費用合計		8,816		3,421
経常損失()		32,656		7,964
特別利益				
固定資産売却益	4	19,097	4	417
関係会社株式売却益		-	5	5,378
事業構造改善費用戻入益	6	934	6	571
為替差益	7	5,629		-
その他	8	36		-
特別利益合計		25,697		6,367
特別損失				
減損損失	9	23,976	9	3,478
事業構造改善費用	10	10,543		-
訴訟損失引当金繰入額		-	11	724
その他	12	238	12	13
特別損失合計		34,758		4,215
税金等調整前当期純損失()		41,716		5,812
法人税、住民税及び事業税		960		2,304
法人税等調整額		38		177
法人税等合計		922		2,126
当期純損失()		42,639		7,938
非支配株主に帰属する当期純利益		57		157
親会社株主に帰属する当期純損失()		42,696		8,096

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月 31日)
当期純損失()	42,639	7,938
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2	1
為替換算調整勘定	3,446	3,748
退職給付に係る調整額	3,266	507
その他の包括利益合計	6,715	4,255
包括利益	35,923	3,683
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	35,982	3,841
非支配株主に係る包括利益	58	157

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	190,562	307,348	450,251	0	47,659
会計方針の変更による累積的影響額					-
会計方針の変更を反映した当期首残高	190,562	307,348	450,251	0	47,659
当期変動額					
新株の発行	12,195	12,195			24,390
減資					-
欠損填補		217,547	217,547		-
親会社株主に帰属する当期純損失()			42,696		42,696
自己株式の取得				0	0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	12,195	205,352	174,850	0	18,306
当期末残高	202,757	101,996	275,400	0	29,353

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	0	6,357	2,913	3,444	40	2,219	53,363
会計方針の変更による累積的影響額							-
会計方針の変更を反映した当期首残高	0	6,357	2,913	3,444	40	2,219	53,363
当期変動額							
新株の発行							24,390
減資							-
欠損填補							-
親会社株主に帰属する当期純損失()							42,696
自己株式の取得							0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2	3,446	3,265	6,714	0	58	6,772
当期変動額合計	2	3,446	3,265	6,714	0	58	11,534
当期末残高	2	9,804	352	10,158	40	2,277	41,829

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	202,757	101,996	275,400	0	29,353
会計方針の変更による累積的影響額			1,008		1,008
会計方針の変更を反映した当期首残高	202,757	101,996	276,408	0	28,344
当期変動額					
新株の発行	18,005	18,005			36,010
減資	220,662	220,662			-
欠損填補		288,193	288,193		-
親会社株主に帰属する当期純損失()			8,096		8,096
自己株式の取得				0	0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		2,055			2,055
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	202,657	47,470	280,097	0	29,969
当期末残高	100	54,525	3,688	0	58,314

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	2	9,804	352	10,158	40	2,277	41,829
会計方針の変更による累積的影響額							1,008
会計方針の変更を反映した当期首残高	2	9,804	352	10,158	40	2,277	40,821
当期変動額							
新株の発行							36,010
減資							-
欠損填補							-
親会社株主に帰属する当期純損失()							8,096
自己株式の取得							0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							2,055
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1	3,748	507	4,255	-	2,277	1,977
当期変動額合計	1	3,748	507	4,255	-	2,277	31,946
当期末残高	0	13,552	859	14,413	40	-	72,768

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	41,716	5,812
減価償却費	13,258	8,654
のれん償却額	1,452	137
減損損失	23,976	3,478
貸倒引当金の増減額(は減少)	13	58
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	912	2,732
支払利息	1,351	1,283
為替差損益(は益)	5,014	947
補助金収入	93	105
固定資産売却損益(は益)	19,074	408
関係会社株式売却損益(は益)	-	5,378
事業構造改善費用戻入益	934	571
事業構造改善費用	10,543	-
売上債権の増減額(は増加)	40,233	26,876
棚卸資産の増減額(は増加)	243	13,947
仕入債務の増減額(は減少)	52,200	26,150
未収入金の増減額(は増加)	32,804	8,384
未収消費税等の増減額(は増加)	2,937	189
未払金の増減額(は減少)	1,314	1,401
未払費用の増減額(は減少)	12,708	2,019
前受金の増減額(は減少)	10,262	1,027
その他	453	6,784
小計	19,804	18,397
利息及び配当金の受取額	92	68
利息の支払額	1,319	1,205
法人税等の支払額	2,009	2,139
特別退職金の支払額	81	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	23,121	21,673
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	7,039	7,163
固定資産の売却による収入	523	440
固定資産の売却による支出	2,556	-
定期預金の増減額(は増加)	-	949
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	-	² 7,630
補助金の受取額	93	105
その他	167	32
投資活動によるキャッシュ・フロー	9,145	95

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	700	20,136
株式の発行による収入	24,234	35,883
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	-	380
割賦債務の返済による支出	2,705	-
リース債務の返済による支出	298	598
借入手数料の支払額	300	-
その他	-	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	20,230	14,769
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,004	2,400
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	11,033	4,407
現金及び現金同等物の期首残高	66,380	55,347
現金及び現金同等物の期末残高	1 55,347	1 50,939

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社グループは、当連結会計年度において5期連続で営業損失及び重要な減損損失を、8期連続で親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、対前連結会計年度で営業損失を縮小したものの、重要な営業損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上したことにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当該状況を解消するため、当社グループは、全社的な事業構造改革として、設備稼働効率の改善、資産規模の適正化による生産性向上及びサプライチェーンの見直し等によるコストの更なる削減に取り組んでおります。当連結会計年度における戦略的取組みの一環として、2021年12月1日付で製造連結子会社Kaohsiung Opto-Electronics Inc. (以下、「KOE」といいます。)の全株式を譲渡いたしました。当該グループ再編を主とした費用削減により損益分岐点が低減した結果、第4四半期連結会計期間においては営業損益が黒字転換しております。また、(重要な後発事象)に記載のとおり、2022年5月10日開催の取締役会において、小型のガラス基板で液晶ディスプレイを生産する東浦工場について、2023年3月を目途に生産終了することを決議いたしました。今後も既存事業の選択と集中を進め、収益性の更なる向上に向けた経営資源の最適化に引き続き取り組んでまいります。

当該施策に加え、高付加価値技術の製品化及び拡販、成長基盤の創出に向けた新規事業への戦略投資をより強化し推進すべく、2022年5月13日付で今後5年間の経営方針に基づく成長戦略「METAGROWTH 2026」を策定・公表いたしました。本成長戦略における主な事業戦略として、同年3月30日に对外発表した超高移動度酸化物半導体を含むOLED、LTPS等のバックプレーン技術のほか、車載、VR及びコミュニケーション分野における高付加価値デバイス製品、並びにそれらに関連する知的財産権の積極活用等を中心に製品・事業ポートフォリオを再編し、早期の黒字体質の安定化と事業成長を図っていく方針であります。

財務面では、当連結会計年度においてIchigo Trust (以下、「いちごトラスト」といいます。)による第12回新株予約権の一部行使に伴うE種優先株式発行により、総額で約360億円を調達いたしました。今後も、株式会社INCJ (以下、「INCJ」といいます。)からの2019年9月2日付当社借入金(元本総額200億円、返済期限2022年9月3日)返済対応を含め、当社の資金需要に応じて、主に低効率資産の売却又は流動化、金融投資家等によるファイナンスの実行により長期安定資金を確保することで、財務体質の強化に向けて適時適切な資金調達策を講じてまいります。

一方で、昨今のウクライナをめぐる国際情勢等を背景とした世界的な原材料費の高騰、エネルギー需給の逼迫による動力費や輸送費の負担増加のほか、半導体の需給逼迫継続による部材調達の一部制約等の影響により、早期の業績回復による黒字転換が遅延し、当社グループ資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性を勘案すると、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、このような継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しておりません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

(1) 連結子会社の数 9社

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

また、連結子会社であったKOEについては、当連結会計年度において全株式を売却したことに伴い、連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 0社

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、JDI China Inc.、 Suzhou JDI Electronics Inc.、 JDIT Asia Pacific Pte. Ltd.の決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

棚卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3年～50年

機械装置及び運搬具 4年～7年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零(残価保証がある場合には残価保証額)とする定額法によっております。

なお、一部の国際財務報告基準を適用している連結子会社については、国際財務報告基準第16号「リース」(以下、「IFRS第16号」という。)を適用しております。IFRS第16号により、リースの借手については、原則として全てのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上された使用権資産の減価償却方法は定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、ディスプレイ及び関連製品の開発、設計、製造及び販売事業を主な事業内容としております。これらの製品の販売については、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客への製品の引渡時点、又は出荷時点と引渡時点に重要な相違がない場合には製品の引渡時点で収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は次のとおりであります。

ヘッジ手段...為替予約

ヘッジ対象...商品輸出入による外貨建債権債務及び外貨建予定取引

ヘッジ方針

社内規程に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

ヘッジ有効性の評価

為替予約については、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約を振り当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は確保されており、決算日における有効性の評価を省略しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年以内の一定の期間にわたり定額法により償却を行っております。

(9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(10) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

資産に係る控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 棚卸資産の評価損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
棚卸資産 評価損計上前金額	52,348	60,282
棚卸資産の評価損	12,599	11,230
棚卸資産 連結貸借対照表価額	(1) 39,749	(2) 49,052

(1) 前連結会計年度末における商品及び製品15,452百万円、仕掛品11,047百万円並びに原材料及び貯蔵品13,248百万円の合計であり、個別財務諸表上の棚卸資産18,290百万円(連結総資産額の8%)を含んでおります。

(2) 当連結会計年度末における商品及び製品19,418百万円、仕掛品13,218百万円並びに原材料及び貯蔵品16,415百万円の合計であり、個別財務諸表上の棚卸資産28,178百万円(連結総資産額の11%)を含んでおります。

(2) その他の情報

連結財務諸表「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4.会計方針に関する事項(1)重要な資産の評価基準及び評価方法 棚卸資産」に記載のとおり、棚卸資産の連結貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定し、棚卸資産の評価損を計上しております。

棚卸資産に対して、一次的には機械的な評価損の計算を実施しております。機械的な評価損の計算においては評価の前提となる基礎情報を正確に適用する必要があると考えており、手作業が介在する余地を限定することが重要であるため、一定の回転期間を超える場合に定期的に帳簿価額を引き下げの方法(過剰評価損計算)について、基幹業務システムと財務報告に係るシステムとの連携体制を構築しております。

一方で、二次的に行われる個別的な評価損の計算として、販売計画又は需要見込に変動が生じた品目及び品質懸念品の評価については、転用、修復又は廃棄の可能性等を勘案して、個別に収益性の低下を適切に反映する価額を見積もっております。

今後の競争条件の改善又は悪化に伴い、一部の製品における販売量の増減や販売価格の変動が生じた場合、棚卸資産評価損の計上額及び連結貸借対照表における棚卸資産残高に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
減損損失	23,976	3,478
固定資産 連結貸借対照表価額	(1) 76,800	(2) 69,891

(1) 前連結会計年度末における有形固定資産68,475百万円、無形固定資産1,780百万円及び一部の投資その他の資産6,544百万円の合計であります。

(2) 当連結会計年度末における有形固定資産62,179百万円、無形固定資産1,429百万円及び一部の投資その他の資産6,282百万円の合計であります。

(2) その他の情報

連結財務諸表「注記事項(連結損益計算書関係)9 減損損失」に記載のとおり、収益性が低下した資産グループにつき、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。

その際、回収可能価額は、主に不動産鑑定評価額に基づく正味売却価額と使用価値のいずれが高い方で算定しております。使用価値の算定は、過去の経験と外部からの情報を反映した今後5年分の事業計画を基礎としたキャッシュ・フローの見積額を、割引率12.5%(前連結会計年度は7.8%)により現在価値に割引いて算定しております。

また、最小キャッシュ・フロー生成単位として、各工場ライン(製造子会社含む)を設定しており、各工場ラインに対する製品区分毎の予測営業損益の配分及び工場別の投資予算額も勘案したうえで、将来キャッシュ・フローを見積もっております。その他、予測収益及び営業損益については各工場ラインにおける主要な資産の残存耐用年数を対象期間として見積り、業界の技術革新の程度又は製品ライフサイクル等に応じて一定の補正計算を勘案したうえで算定しております。

これらの仮定は、経営者の最善の見積りによって決定されますが、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には、減損損失の計上額及び連結貸借対照表におけるのれ

んを含む固定資産残高に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、顧客と約束した対価のうち変動する可能性のある部分を売上高から控除しております。また、有償支給取引については、従来は有償支給先への有償支給時に在庫の消滅を認識しておりましたが、支給品を買い戻す義務を負っている場合、当該有償支給取引を金融取引として棚卸資産を引き続き認識するとともに、有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高について金融負債を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は10百万円増加し、売上原価は198百万円増加し、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失が188百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は1,008百万円減少しております。1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

なお、収益認識会計基準第89 - 3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針19号 2019年7月4日)第7 - 4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度にかかるものについては記載しておりません。

(連結貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
建物及び構築物	40,243百万円	38,537百万円
機械装置及び運搬具	6,342 "	5,977 "
土地	2,937 "	2,935 "
合計	49,523百万円	47,449百万円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
短期借入金	20,000百万円	- 百万円
1年内返済予定の長期借入金	- "	20,000 "
長期借入金	73,680 "	53,680 "
合計	93,680百万円	73,680百万円

2 偶発債務

前連結会計年度(2021年3月31日)

(1)債務保証

当社は、従前グループ外事業者との間で、白山工場における生産に不可欠なユーティリティの設備管理を目的とする長期業務委託契約(以下「委託契約」という。)を締結しておりましたが、2020年10月1日付で同工場の資産を第三者に譲渡したことにより、当該譲渡先が委託契約を承継した結果、同年10月1日を効力発生日として、グループ外事業者において発生する損害を、当社が当該譲渡先と連帯して保証する旨の合意をいたしました。これに伴う当連結会計年度末における債務保証見込額は、2,408百万円であります。なお、今後新たな事象の発生等により、当該見込額に変更が生じる可能性があります。

(2)重要な訴訟

2020年7月16日付で、過年度決算における不適切な会計処理により損害を被ったとして、当社の株主1名及び当該株主が代表取締役を務める国内法人株主2名から、当社並びに当社の元取締役及び現取締役合計10名に対し、連帯して約3,858百万円の損害賠償を請求する訴訟が提起されました。当社といたしましては、今後、訴訟における原告の主張を踏まえて適切に対応してまいります。

当連結会計年度(2022年3月31日)

(1)債務保証

当社は、従前グループ外事業者との間で、白山工場における生産に不可欠なユーティリティの設備管理を目的とする長期業務委託契約(以下「委託契約」という。)を締結しておりましたが、2020年10月1日付で同工場の資産を第三者に譲渡したことにより、当該譲渡先が委託契約を承継した結果、同年10月1日を効力発生日として、グループ外事業者において発生する損害を、当社が当該譲渡先と連帯して保証する旨の合意をいたしました。これに伴う当連結会計年度末における債務保証見込額は、1,662百万円であります。なお、今後新たな事象の発生等により、当該見込額に変更が生じる可能性があります。

(2)重要な訴訟

2020年7月16日付で、過年度決算における不適切な会計処理により損害を被ったとして、当社の株主1名及び当該株主が代表取締役を務める国内法人株主2名から、当社並びに当社の元取締役及び現取締役合計10名に対し、連帯して約3,858百万円の損害賠償を請求する訴訟が提起されました。当社といたしましては、今後、訴訟における原告の主張を踏まえて適切に対応してまいります。

3 財務制限条項等

前連結会計年度(2021年3月31日)

INCJとの間で締結している借入金契約には、以下の財務制限条項等が付されております。対象となる借入金契約の残高は次のとおりです。

短期借入金	20,000百万円	(1)
長期借入金	20,000 "	(2)
長期借入金(劣後特約付借入)	3,680 "	(3)
長期借入金(シニア・ローン)	50,000 "	(4)

(1、 2) 以下の財務制限条項等が付されております。

借入人が債務超過となってはならない

借入人は、各事業年度の連結貸借対照表における純資産価額が、前期比75%を下回ってはならない

(3) 上記 及び以下 の財務制限条項が付されております。

支配権変動事由が生じた場合に期限の利益を喪失する(チェンジ・オブ・コントロール条項)

(4) 上記 及び以下 の財務制限条項が付されております。

以下の事由に該当した場合、併記金額の期限前弁済充当を要する

- (a) 白山工場に係る固定資産の売却 ... 総売却価額の40%
- (b) 2020年3月26日付資金調達以降の新株発行、社債発行又は借入 ... 調達額の20%
- (c) INCJ担保物件の売却(上記(a)を除く) ... 純売却価額の50%

なお、(3)につき、当社は前連結会計年度において、いちごトラストに対してB種優先株式を発行したことにより の条項に抵触しておりますが、INCJより当該条項等を行使しない旨の合意を得ております。

また、(4)に係る条項のうち上記 (a)(b)に関し、以下(i)()については、INCJより当該条項を行使しない旨の合意を得ております。

- ()2020年3月31日付及び同年8月28日付最終契約に基づき実行された、当社顧客及び国内事業会社への白山工場の固定資産の譲渡
- ()2020年7月21日付資本提携契約に基づく、当社のいちごトラストに対する第三者割当の方法による新株式及び新株予約権の発行に係る追加の資金調達

当連結会計年度(2022年3月31日)

INCJとの間で締結している借入金契約には、以下の財務制限条項等が付されております。対象となる借入金契約の残高は次のとおりです。

1年内返済予定の長期借入金	20,000百万円	(1)
長期借入金(劣後特約付借入)	3,680 "	(2)
長期借入金(シニア・ローン)	50,000 "	(3)

(1) 以下の財務制限条項等が付されております。

借入人が債務超過となってはならない

借入人は、各事業年度の連結貸借対照表における純資産価額が、前期比75%を下回ってはならない

(2) 上記 及び以下 の財務制限条項が付されております。

支配権変動事由が生じた場合に期限の利益を喪失する(チェンジ・オブ・コントロール条項)

(3) 上記 及び以下 の財務制限条項が付されております。

以下の事由に該当した場合、併記金額の期限前弁済充当を要する

- (a) 2020年3月26日付資金調達以降の新株発行、社債発行又は借入 ... 調達額の20%
- (b) INCJ担保物件の売却 ... 純売却価額の50%

なお、(3)に係る条項のうち上記 (a)に関し、2020年7月21日付資本提携契約に基づく、当社のいちごトラストに対する第三者割当の方法による新株式及び新株予約権の発行に係る追加の資金調達については、INCJより当該条項を行使しない旨の合意を得ております。

4 国庫補助金等により固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳累計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
建物及び構築物	245百万円	245百万円
機械装置及び運搬具	15,512 "	15,510 "
その他(有形固定資産)	388 "	388 "
その他(無形固定資産)	69 "	69 "
合計	16,215百万円	16,213百万円

(連結損益計算書関係)

1 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額(は戻入益)は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
売上原価	6,056百万円	22百万円
合計	6,056百万円	22百万円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
荷造及び発送費	3,944百万円	5,273百万円
給料諸手当	5,658 "	5,455 "
賞与引当金繰入額	717 "	671 "
退職給付費用	655 "	349 "
外注費	2,190 "	1,924 "
研究開発費	4,273 "	4,453 "

3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
7,969百万円	9,630百万円

4 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
白山工場固定資産の売却益	18,595百万円	貸与設備等の売却益 417百万円
その他	502 "	
合計	19,097百万円	合計 417百万円

5 関係会社株式売却益

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

連結子会社であるKOEの全株式を売却したことにより発生したものであります。

6 事業構造改善費用戻入益

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

事業構造改善費用戻入益は、負担すべき補償責任が消滅したことによる戻入額657百万円、設備撤去及び工場売却準備に係る費用の節減に伴う戻入額276百万円であります。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

構造改革の一環で評価切下げを行った債権につき、譲渡契約の締結により回収可能性が回復したことに伴うものであります。

7 為替差益

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当社白山工場の資産の譲渡に伴い、外貨建前受金の減額を対価としたことにより生じた為替差益であります。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

8 その他特別利益

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

課徴金の確定により見込額との差額を戻し入れたものであります。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

9 減損損失

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当社グループでは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
事業用資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、建設仮勘定、 その他有形固定資産、その他無形固定資産	茂原工場 千葉県茂原市	10,278
	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、建設仮勘定、 その他有形固定資産、その他無形固定資産	東浦工場 愛知県知多郡東浦町	273
	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、土地、 その他有形固定資産、その他無形固定資産	中国	4,481
	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、 その他有形固定資産	台湾	2,354
	建物及び構築物	フィリピン	744
遊休資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、 その他有形固定資産	鳥取工場 鳥取県鳥取市	255
	建設仮勘定	東浦工場 愛知県知多郡東浦町	111
	機械装置及び運搬具、建設仮勘定、 その他有形固定資産	茂原工場 千葉県茂原市	71
	建設仮勘定、 その他有形固定資産	石川工場 石川県能美郡川北町	16
	機械装置及び運搬具、 その他有形固定資産	中国	126
	機械装置及び運搬具	台湾	1
のれん		東京都港区	5,260
合計			23,976

原則として事業用資産については管理会計上の区分を基礎とし、製造工程等の関連性を加味してグルーピング

しておりますが、遊休状態の資産については他の資産グループから独立したキャッシュ・フローを生み出す単位として個別にグルーピングしています。また、のれんについては、関連する事業用資産を含むより大きな単位でグルーピングを行っております。

事業用資産及びのれんについては、ディスプレイ業界において、海外ディスプレイメーカーの生産能力拡大や顧客の有機EL（OLED）ディスプレイ採用拡大などを背景に厳しい競争環境が継続し、収益性が低下したことにより当連結会計年度において帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額23,393百万円（主として機械装置及び運搬具13,721百万円及びのれん5,260百万円）を特別損失に計上いたしました。また、当連結会計年度において計上した減損損失は主に茂原工場で発生しております。茂原工場では事業用資産を液晶ディスプレイ（LCD）製造ラインとOLED製造ラインの2つにグルーピングしており、いずれのラインも減損の兆候が認められたため、減損損失の認識の要否を判定しています。OLED製造ラインについては固定資産の帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額）が下回ったことから、第2四半期連結会計期間において帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額10,278百万円を減損損失として認識しました。一方、LCD製造ラインについては固定資産の帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額）が上回っていることから、減損損失の計上は行っておりません。なお、当連結会計年度末における茂原工場の2ラインに関する事業用資産の帳簿価額は43,120百万円となり、連結総資産額の19%を占めています。

事業用資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額は当社グループが評価を委託した外部の評価会社から入手した鑑定評価書（不動産及び動産）を利用し算出した鑑定評価額により評価しております。また、のれんを含むより大きな単位の回収可能価額は、割引後の将来キャッシュ・フローに基づく使用価値（割引率7.8%）により測定しております。

遊休資産については、将来の使用が見込まれなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少582百万円（主として機械装置及び運搬具320百万円）を特別損失に計上いたしました。

なお、遊休資産の回収可能価額は零としております。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

当社グループでは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
事業用資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、土地、建設仮勘定、その他有形固定資産、その他無形固定資産	茂原工場 千葉県茂原市	2,539
	リース資産	海外販売子会社	387
	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、土地、建設仮勘定、その他有形固定資産、その他無形固定資産	石川工場 石川県能美郡川北町	321
	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、その他有形固定資産	フィリピン	46
遊休資産	機械装置及び運搬具、建設仮勘定、その他有形固定資産	鳥取工場 鳥取県鳥取市	66
	建設仮勘定	茂原工場 千葉県茂原市	54
	建設仮勘定、その他有形固定資産	石川工場 石川県能美郡川北町	36
	建設仮勘定	東浦工場 愛知県知多郡東浦町	18
	建設仮勘定	本社 東京都港区	5
合計			3,478

原則として事業用資産については管理会計上の区分を基礎とし、製造工程等の関連性を加味してグルーピングしておりますが、遊休状態の資産については他の資産グループから独立したキャッシュ・フローを生み出す単位として個別にグルーピングしています。

事業用資産及びのれんについては、ディスプレイ業界において、海外ディスプレイメーカーの生産能力拡大や顧客の有機EL（OLED）ディスプレイ採用拡大などを背景に厳しい競争環境が継続し、収益性が低下したことによ

り当連結会計年度において帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額3,296百万円（主として建設仮勘定1,491百万円及び機械装置及び運搬具1,334百万円）を特別損失に計上いたしました。また、当連結会計年度において計上した減損損失は主に茂原工場で発生しております。茂原工場では事業用資産を液晶ディスプレイ（LCD）製造ラインとOLED製造ラインの2つにグルーピングしており、いずれのラインも減損の兆候が認められたため、減損損失の認識の要否を判定しています。OLED製造ラインについては固定資産の帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額）が下回ったことから、第4四半期連結会計期間において帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額2,539百万円を減損損失として認識しました。一方、LCD製造ラインについては固定資産の帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額）が上回っていることから、減損損失の計上は行っておりません。なお、当連結会計年度末における茂原工場の2ラインに関する事業用資産の帳簿価額は39,385百万円となり、連結総資産額の15%を占めています。

事業用資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額は当社グループが評価を委託した外部の評価会社から入手した鑑定評価書（不動産及び動産）を利用し算出した鑑定評価額により評価しております。遊休資産については、将来の使用が見込まれなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少181百万円（主として建設仮勘定168百万円）を特別損失に計上いたしました。

なお、遊休資産の回収可能価額は零としております。

10 事業構造改善費用

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当社グループでは、抜本的な構造改革の実施により経営の合理化を行うことで収益の改善を目指しており、本構造改革に伴う費用を事業構造改善費用として計上しております。

事業構造改善費用の内訳は、以下のとおりであります。

付帯設備に係る契約解約費用	6,351	百万円
工場売却準備に係る費用	3,757	"
その他	434	"
計	10,543	百万円

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

11 訴訟損失引当金繰入額

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

現在係争中の助成金返還訴訟案件について、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を訴訟損失引当金繰入額として計上しております。

12 その他特別損失

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

過年度において発覚した不適切会計に関連する調査費用238百万円であります。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

投資有価証券評価損13百万円であります。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	2	1
組替調整額	-	-
税効果調整前	2	1
税効果額	-	-
その他有価証券評価差額金	2	1
為替換算調整勘定		
当期発生額	3,446	5,207
組替調整額	-	1,458
税効果調整前	3,446	3,748
税効果額	-	-
為替換算調整勘定	3,446	3,748
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	1,301	41
組替調整額	1,965	656
税効果調整前	3,266	614
税効果額	0	106
退職給付に係る調整額	3,266	507
その他の包括利益合計	6,715	4,255

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	846,165,800	-	-	846,165,800
A種優先株式	1,020,000,000	-	-	1,020,000,000
B種優先株式	672,000,000	-	-	672,000,000
D種優先株式	-	500	-	500
E種優先株式	-	1,939	-	1,939
合計	2,538,165,800	2,439	-	2,538,168,239
自己株式				
普通株式	3	1	-	4
合計	3	1	-	4

(注) 1. D種優先株式の発行済株式の株式数増加500株は、第三者割当増資に伴う新株式発行による増加であります。また、E種優先株式の発行済株式の株式数増加1,939株は、第12回新株予約権の一部行使に伴う新株式発行による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数増加1株は、単元未満株の買取によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての 新株予約権						40
	第11回新株予約 権	C種優先株式	672,000,000		672,000,000		
	第12回新株予約 権	E種優先株式		5,540	1,939	3,601	
合計			672,000,000	5,540	672,001,939	3,601	40

(注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2. 目的となる株式の数の変動事由の概要

第11回新株予約権の減少は、いちごトラストの権利放棄によるものであります。

第12回新株予約権の増加は、いちごトラストに対する第三者割当による新規発行によるものであります。

第12回新株予約権の減少は、いちごトラストによる一部行使によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	846,165,800	450,000,000	-	1,296,165,800
A種優先株式	1,020,000,000	-	-	1,020,000,000
B種優先株式	672,000,000	-	300,000,000	372,000,000
D種優先株式	500	-	-	500
E種優先株式	1,939	3,601	-	5,540
合計	2,538,168,239	450,003,601	300,000,000	2,688,171,840
自己株式				
普通株式	4	63	-	67
B種優先株式	-	300,000,000	300,000,000	-
合計	4	300,000,063	300,000,000	67

(注) 1. 普通株式の発行済株式の株式数増加450,000,000株は、いちごトラストが2022年3月25日付で取得請求権を行使し、B種優先株式を普通株式へ転換したことに伴うものであります。また、E種優先株式の発行済株式の株式数増加3,601株は、第12回新株予約権の一部行使に伴う新株式発行による増加であります。一方で、B種優先株式の発行済株式の株式数減少300,000,000株は、同株式の転換により当社が取得した自己株式を同年3月31日付で消却したことに伴うものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数増加63株は、単元未満株の買取によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての 新株予約権						40
	第12回新株予約 権	E種優先株式	3,601		3,601		
合計			3,601		3,601		40

(注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載してあります。

2. 目的となる株式の数の変動事由の概要

第12回新株予約権の減少は、いちごトラストによる一部行使によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
現金及び預金	55,705百万円	52,247百万円
預入期間が3ヶ月を超える預金	357 "	1,307 "
現金及び現金同等物	55,347百万円	50,939百万円

2 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

株式の売却によりKOEが連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに株式の売却価額と売却による収入は次のとおりであります。

流動資産	12,045 百万円
固定資産	1,170 "
流動負債	8,586 "
固定負債	321 "
為替換算調整勘定	1,424 "
退職給付に係る調整累計額	319 "
株式の売却益	5,378 "
株式の売却価額	8,582 百万円
現金及び現金同等物	951 "
差引：売却による収入	7,630 百万円

3 重要な非資金取引の内容

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

2020年10月1日付で、当社白山工場の資産を当社顧客及び国内事業者に譲渡いたしました。当該取引の譲渡対価相当額675百万米ドルを、当社顧客から受領している前受金のうち675百万米ドルと相殺しております。

そのため、当連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書上、当該外貨建取引を一連の非資金取引として、固定資産の売却による収入相当額と為替差損益の影響を除く前受金の支払相当額を相殺しております。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

(借主側)

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産並びにIFRS第16号(リース)を適用している連結子会社における使用権資産

リース資産の内容

有形固定資産

当社グループの国際財務報告基準を適用している子会社は、IFRS第16号(リース)を適用しております。本会計基準の適用により、当該子会社のオフィス賃貸料等を使用権資産として計上しております。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については新株発行、金融機関等との契約に基づく借入及び新株予約権付社債の発行等により調達しております。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じる外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、電子記録債務及び未払金は、6ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建のものについては、為替の変動リスクに晒されております。

借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、一部は金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、主として外貨建債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、与信管理規則に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに取引先ごとの信用状況を定期的に把握する体制をとっております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループは、外貨建の営業債権債務について、通貨別、時系列に把握された為替の変動リスクに対して、先物為替予約を利用してヘッジする場合がありますが、同じ通貨建の営業債権債務をネットした場合、為替の変動リスクは限定的であります。また、一部の借入金に係る金利変動リスクに対しては、適切な資金計画の作成により対処しております。

デリバティブ取引は、内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2021年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 長期借入金	73,680	73,497	182
負債計	73,680	73,497	182

(注) 1. 「現金及び預金」「売掛金」「未収入金」「買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

区分	前連結会計年度(百万円)
非上場株式	33

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象には含めておりません。

当連結会計年度(2022年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 長期借入金	73,680	74,079	399
負債計	73,680	74,079	399

(注) 1. 「現金及び預金」「売掛金」「未収入金」「買掛金」「電子記録債務」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(百万円)
非上場株式	17

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	55,705	-	-	-
売掛金	31,213	-	-	-
未収入金	15,332	-	-	-
合計	102,251	-	-	-

当連結会計年度(2022年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	52,247	-	-	-
売掛金	56,341	-	-	-
未収入金	23,508	-	-	-
合計	132,096	-	-	-

4. 社債、長期借入金及びその他有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	21,424	-	-	-	-	-
長期借入金	-	20,000	3,680	50,000	-	-
合計	21,424	20,000	3,680	50,000	-	-

当連結会計年度(2022年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	20,000	3,680	50,000	-	-	-
合計	20,000	3,680	50,000	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度(2022年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	73,680	-	73,680
負債計	-	73,680	-	73,680

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

借入契約毎に分類した当該長期借入金の元利金を同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度(2021年3月31日)

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	通貨スワップ取引				
	受取台湾ドル、 支払ユーロ	33	-	0	0
	受取米ドル、 支払ユーロ	-	-	-	-
	合計	33	-	0	0

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(2022年3月31日)

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

前連結会計年度(2021年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2022年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、規約型確定給付企業年金制度、確定拠出型の制度として、企業型確定拠出年金制度と退職金前払い制度の選択制を備えたジャパンディスプレイ退職金・年金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

連結子会社は、確定給付型及び確定拠出型の制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
退職給付債務の期首残高	31,442	30,555
勤務費用	1,006	926
利息費用	44	35
数理計算上の差異の発生額	836	229
退職給付の支払額	1,259	1,253
連結除外による減少額(注)	-	1,340
その他	158	82
退職給付債務の期末残高	30,555	28,776

(注)連結除外による減少額は、当社の連結子会社であったKOE全株式の譲渡によるものであります。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
年金資産の期首残高	15,862	17,308
期待運用収益	299	323
数理計算上の差異の発生額	482	274
事業主からの拠出額	1,744	3,580
退職給付の支払額	1,259	1,257
連結除外による減少額(注)	-	1,058
その他	178	95
年金資産の期末残高	17,308	18,718

(注)連結除外による減少額は、当社の連結子会社であったKOE全株式の譲渡によるものであります。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	30,555	28,776
年金資産	17,308	18,718
	13,247	10,058
非積立型制度の退職給付債務	-	-
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	13,247	10,058
退職給付に係る負債	13,247	10,060
退職給付に係る資産	-	2
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	13,247	10,058

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
勤務費用	1,006	926
利息費用	44	35
期待運用収益	299	323
数理計算上の差異の費用処理額	1,559	245
過去勤務費用の費用処理額	399	-
確定給付制度に係る 退職給付費用	2,710	883

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
過去勤務費用	399	-
数理計算上の差異	2,867	614
合計	3,266	614

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
未認識数理計算上の差異	246	861
合計	246	861

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	(%)	
	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
債券	50	42
株式	14	8
生保一般勘定	17	16
その他	19	34
合計	100	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	(%)	
	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
割引率	0.0	0.1
長期期待運用収益率	2.0	2.0

3. 確定拠出制度

当社グループの確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度651百万円、当連結会計年度624百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2013年3月27日(臨時株主総会決議)	2013年3月27日(臨時株主総会決議)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1 当社従業員 66 子会社取締役 10 (当社取締役、当社従業員を兼任している者を除く) 子会社従業員 3	当社取締役 1 当社従業員 9
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 8,525,000株(注)4	普通株式 1,340,000株(注)4
付与日	2013年4月1日	2013年4月1日
権利確定条件	<p>新株予約権者は、その保有するベスティング済み新株予約権につき、以下のいずれかに該当する場合にのみ、行使することができる。</p> <p>当社の発行済株式に係る議決権の総数に占めるINCJが保有する当社の株式に係る議決権の数の比率が33%以下になった場合 INCJが当社の筆頭株主でなくなった場合 当社の普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合</p> <p>なお、新株予約権は、下記記載の割合でベスティングされることとする。</p> <p>2013年4月1日 20% 2014年4月1日 20% 2015年4月1日 20% 2016年4月1日 20% 2017年4月1日 20%</p>	<p>新株予約権者は、その保有するベスティング済み新株予約権につき、以下のいずれかに該当する場合にのみ、行使することができる。</p> <p>当社の発行済株式に係る議決権の総数に占めるINCJが保有する当社の株式に係る議決権の数の比率が33%以下になった場合 INCJが当社の筆頭株主でなくなった場合 当社の普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合</p> <p>なお、新株予約権は、下記記載の割合でベスティングされることとする。</p> <p>2013年4月1日 20% 2014年4月1日 20% 2015年4月1日 20% 2016年4月1日 20% 2017年4月1日 20%</p>
対象勤務期間		
権利行使期間	2014年6月28日から 2022年6月27日まで	2014年6月28日から 2022年6月27日まで
新株予約権の数(個) (注)2、5	66,700	12,560
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (注)2、5	普通株式 6,670,000株(注)4	普通株式 1,256,000株(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2、6	500(注)4	500(注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 500 資本組入額 250(注)4	発行価格 500 資本組入額 250(注)4
新株予約権の行使の条件 (注)2	(注)7	(注)7
新株予約権の譲渡に関する事項 (注)2	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 (注)2	(注)8	(注)8

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	2013年3月27日(臨時株主総会決議)	2013年3月27日(臨時株主総会決議)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 4	当社従業員 1
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 320,000株(注)4	普通株式 150,000株(注)4
付与日	2013年4月1日	2013年4月1日
権利確定条件	<p>新株予約権者は、その保有するベスティング済み新株予約権につき、以下のいずれかに該当する場合にのみ、行使することができる。</p> <p>当社の発行済株式に係る議決権の総数に占めるINCJが保有する当社の株式に係る議決権の数の比率が33%以下になった場合</p> <p>INCJが当社の筆頭株主でなくなった場合</p> <p>当社の普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合</p> <p>なお、新株予約権は、下記記載の割合でベスティングされることとする。</p> <p>2013年10月1日 20%</p> <p>2014年4月1日 20%</p> <p>2015年4月1日 20%</p> <p>2016年4月1日 20%</p> <p>2017年4月1日 20%</p>	<p>新株予約権者は、その保有するベスティング済み新株予約権につき、以下のいずれかに該当する場合にのみ、行使することができる。</p> <p>当社の発行済株式に係る議決権の総数に占めるINCJが保有する当社の株式に係る議決権の数の比率が33%以下になった場合</p> <p>INCJが当社の筆頭株主でなくなった場合</p> <p>当社の普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合</p> <p>なお、新株予約権は、下記記載の割合でベスティングされることとする。</p> <p>2013年10月1日 20%</p> <p>2014年4月1日 20%</p> <p>2015年4月1日 20%</p> <p>2016年4月1日 20%</p> <p>2017年4月1日 20%</p>
対象勤務期間		
権利行使期間	2015年1月31日から 2023年1月30日まで	2015年2月28日から 2023年2月27日まで
新株予約権の数(個) (注)2、5	2,000	750
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (注)2、5	普通株式 200,000株(注)4	普通株式 75,000株(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2、6	500(注)4	500(注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 500 資本組入額 250(注)4	発行価格 500 資本組入額 250(注)4
新株予約権の行使の条件 (注)2	(注)7	(注)7
新株予約権の譲渡に関する事項 (注)2	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 (注)2	(注)8	(注)8

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	2013年7月19日(取締役会決議)	2013年10月18日(取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 6 子会社取締役 1	当社従業員 73
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 560,000株(注)4	普通株式 2,596,000株(注)4
付与日	2013年8月2日	2013年10月31日
権利確定条件	<p>新株予約権者は、その保有するベスティング済み新株予約権につき、以下のいずれかに該当する場合にのみ、行使することができる。</p> <p>当社の発行済株式に係る議決権の総数に占めるINCJが保有する当社の株式に係る議決権の数の比率が33%以下になった場合 INCJが当社の筆頭株主でなくなった場合 当社の普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合 なお、新株予約権は、下記記載の割合でベスティングされることとする。</p> <p>2014年4月1日 20% 2015年4月1日 20% 2016年4月1日 20% 2017年4月1日 20% 2018年4月1日 20%</p>	<p>新株予約権者は、その保有するベスティング済み新株予約権につき、以下のいずれかに該当する場合にのみ、行使することができる。</p> <p>当社の発行済株式に係る議決権の総数に占めるINCJが保有する当社の株式に係る議決権の数の比率が33%以下になった場合 INCJが当社の筆頭株主でなくなった場合 当社の普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合 なお、新株予約権は、下記記載の割合でベスティングされることとする。</p> <p>2014年10月1日 20% 2015年4月1日 20% 2016年4月1日 20% 2017年4月1日 20% 2018年4月1日 20%</p>
対象勤務期間		
権利行使期間	2015年8月1日から 2023年7月31日まで	2015年10月31日から 2023年10月30日まで
新株予約権の数(個) (注)2、5	4,000	18,810
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (注)2、5	普通株式 400,000株(注)4	普通株式 1,881,000株(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2、6	530(注)4	650(注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 530 資本組入額 265(注)4	発行価格 650 資本組入額 325(注)4
新株予約権の行使の条件 (注)2	(注)7	(注)7
新株予約権の譲渡に関する事項 (注)2	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 (注)2	(注)8	(注)8

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
決議年月日	2013年10月18日(取締役会決議)	2015年6月23日(取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1	当社取締役 2
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 34,000株(注)4	普通株式 500,000株
付与日	2013年10月31日	2015年7月10日
権利確定条件	<p>新株予約権者は、その保有するベスティング済み新株予約権につき、以下のいずれかに該当する場合にのみ、行使することができる。</p> <p>当社の発行済株式に係る議決権の総数に占めるINCJが保有する当社の株式に係る議決権の数の比率が33%以下になった場合</p> <p>INCJが当社の筆頭株主でなくなった場合</p> <p>当社の普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合</p> <p>なお、新株予約権は、下記記載の割合でベスティングされることとする。</p> <p>2014年10月1日 20%</p> <p>2015年4月1日 20%</p> <p>2016年4月1日 20%</p> <p>2017年4月1日 20%</p> <p>2018年4月1日 20%</p>	<p>新株予約権は、下記記載の割合でベスティングされることとする。ただし、新株予約権の全部又は一部がベスティングされた場合であっても、本新株予約権の行使の条件を充足し、かつ、本新株予約権を行使することができる期間内でない限り、当該ベスティングされた新株予約権を行使することはできない。</p> <p>2016年4月1日 20%</p> <p>2017年4月1日 20%</p> <p>2018年4月1日 20%</p> <p>2019年4月1日 20%</p> <p>2020年4月1日 20%</p>
対象勤務期間		
権利行使期間	2015年10月31日から 2023年10月30日まで	2017年6月24日から 2025年6月23日まで
新株予約権の数(個) (注)2、5	340	2,600
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (注)2、5	普通株式 34,000株(注)4	普通株式 260,000株
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2、6	650(注)4	542
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 650 資本組入額 325(注)4	発行価格 542 資本組入額 271
新株予約権の行使の条件 (注)2	(注)7	(注)7
新株予約権の譲渡に関する事項 (注)2	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 (注)2	(注)8	(注)8

	第9回新株予約権	第10回新株予約権
決議年月日	2015年9月16日(取締役会決議)	2017年6月21日(取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 2	当社取締役 1
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 208,000株	普通株式 400,000株
付与日	2015年10月5日	2017年7月11日
権利確定条件	<p>新株予約権は、下記記載の割合でベスティングされることとする。ただし、新株予約権の全部又は一部がベスティングされた場合であっても、本新株予約権の行使の条件を充足し、かつ、本新株予約権を行使することができる期間内でない限り、当該ベスティングされた新株予約権を行使することはできない。</p> <p>2016年4月1日 20% 2017年4月1日 20% 2018年4月1日 20% 2019年4月1日 20% 2020年4月1日 20%</p>	<p>新株予約権は、下記記載の割合でベスティングされることとする。ただし、新株予約権の全部又は一部がベスティングされた場合であっても、本新株予約権の行使の条件を充足し、かつ、本新株予約権を行使することができる期間内でない限り、当該ベスティングされた新株予約権を行使することはできない。</p> <p>2018年4月1日 20% 2019年4月1日 20% 2020年4月1日 20% 2021年4月1日 20% 2022年4月1日 20%</p>
対象勤務期間		
権利行使期間	2017年9月17日から 2025年9月16日まで	2019年6月22日から 2027年6月21日まで
新株予約権の数(個) (注)2、5	728	800
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (注)2、5	普通株式 72,800株	普通株式 80,000株
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2、6	468	268
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 468 資本組入額 234	発行価格 268 資本組入額 134
新株予約権の行使の条件 (注)2	(注)7	(注)7
新株予約権の譲渡に関する事項(注)2	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(注)2	(注)8	(注)8

(注)1. 株式数に換算して記載している。

- 当連結会計年度末における内容を記載している。なお、有価証券報告書提出日の属する月の前月末(2022年5月31日)現在において、これらの事項に変更はない。
- 第1回～第4回新株予約権については、2013年4月1日の合併により、旧株式会社ジャパンディスプレイ新株予約権者に対し割当交付されたものである。
- 2013年12月19日開催の取締役会及び2014年1月27日のA種優先株主による種類株主総会決議により、2014年1月28日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行った。これにより、第1回～第7回新株予約権の「株式の種類別のストック・オプションの数」、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。
- 本新株予約権1個の行使により新たに発行又はこれに代えて当社の保有する自己株式を移転する株式は、100株とする。

第1回～7回は本新株予約権の各割当日以降、第8回～第10回は各取締役会決議日以降、当社普通株式の分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は併合を行う場合には、次の算式によって調整され、本新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後割当株式数に本新株予約権(当該時点までに行使され、消却され又は消滅した本新株予約権を除く。)の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

さらに、上記のほか、第1回～7回は本新株予約権の各割当日以降、第8回～第10回は各取締役会決議日以降、当社が資本の減少、合併、会社分割又は株式交換を行う場合等、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、資本の減少、合併、会社分割又は株式交換の条件等を勘案の上、合理

的な範囲内で割当株式数の調整を行うものとする。

6. 本新株予約権の割当日以降に、当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整する。調整後行使価額は、株式の分割に係る基準日(基準日を定めないときは、その効力発生日)の翌日以降又は株式の併合の効力が生ずる日以降、これを適用する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \div \text{分割・併合の比率}$$

第1回～第7回では、上記に定める以外にも、次に掲げる場合には、取締役会の決議により、必要な行使価額の調整を行うものとする。

当社を吸収合併存続会社とする吸収合併、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割、又は当社を株式交換完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とする場合。

その他普通株式数の変更等により行使価額の調整を必要とする場合。

第8回～第10回では、上記に定める以外にも、次に掲げる場合には、取締役会の決議により、必要な行使価額の調整を行うものとする。

当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で募集株式を発行(自己株式を処分する場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債も含む。))の行使による場合、公正な価額による新株式の発行の場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。)する場合。

当社が資本の減少、合併、株式分割又は株式交換を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合。

7. 新株予約権行使の条件

(1) ベスティング

新株予約権者に発行する新株予約権は、上記記載の割合で5回ベスティングされることとする。ただし、新株予約権の全部又は一部がベスティングされた場合であっても、本新株予約権の行使の条件を充足し、かつ、本新株予約権を行使することができる期間内でない限り、当該ベスティングされた新株予約権を行使することはできない。

(注1) ベスティングされる新株予約権の数については、本割当日に新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算出するものとし、1個未満の端数は、これを切り捨てる。ただし、ベスティングされる各日において切り捨てられた1個未満の新株予約権の端数が合計して1個以上となる場合は、当該1個についてはベスティングされるものとする。

(注2) 第1回～第7回については、上記のベスティング規定にかかわらず、以下のいずれかに該当した場合には、本新株予約権者に発行された本新株予約権のうち当該時点においてベスティングされていない残りの本新株予約権は、当該時点において全てベスティングされるものとする(ただし、当該時点においてベスティングが行われないことが確定した部分を除く。)

当社の発行済株式に係る議決権の総数に占めるINCJが保有する当社の株式に係る議決権の数の比率が33%以下になった場合

INCJが当社の筆頭株主でなくなった場合

当社の普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合

(注3) 第8回～第10回については、上記のベスティング規定にかかわらず、本新株予約権者が、いかなる理由による場合であるかを問わず、当社又は当社の子会社を退職等(当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれでもなくなることを意味し、本新株予約権者が死亡したことによりこれらの地位を失った場合を含む。以下同じ。)した場合、当該時点以降のベスティング割合は0%とする。

(注4) ベスティングとは、定められた期限が到来し、又は条件が成就して、本新株予約権を行使することができる権利が本新株予約権者に付与されることをいう。

- (2) 第1回～第7回の新株予約権者は、その保有するベスティング済み新株予約権につき、以下のいずれかに該当する場合にのみ、行使することができる。

当社の発行済株式に係る議決権の総数に占めるINCJが保有する当社の株式に係る議決権の数の比率が33%以下になった場合

INCJが当社の筆頭株主でなくなった場合

当社の普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合

- (3) 新株予約権者が、当社又は当社の子会社を退職等した場合における新株予約権の行使の条件は、以下の区分に従う。

当社又は当社の子会社を懲戒解雇され、又は諭旨退職の処分を受け、若しくはそれらに準じた懲戒処分を受けた場合、その保有する全ての新株予約権を行使することができない。ただし、第8回～第10回の新株予約権者は、当社の取締役会の決議により特に行使が認められた場合は、この限りではない。

自己都合により退職等した場合には、その時点でベスティングされている部分の半数を行使することができない。ただし、第8回～第10回の新株予約権者は、当社の取締役会の決議により特に行使が認められた場合は、この限りではない。

- (4) 第1回～第7回については、当社の普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合、当該上場日から1年が経過する日まで、新株予約権を行使することができない。

- (5) 新株予約権者が、当社と実質的に競業する会社の役職員に就いた場合には、当社の書面による承諾を事前に得た場合を除き、新株予約権を行使することはできない。
 - (6) 取締役会の承認により、新株予約権者の死亡後も新株予約権を相続した者による新株予約権の行使を認めることができる。
 - (7) 第1回、第3回～第6回、及び第8回～第10回の新株予約権者は、権利行使価額の1暦年間の合計額が1,200万円を超えることとなる新株予約権の行使をしてはならない。
 - (8) 新株予約権者は、新株予約権の全部又は一部並びに契約上の地位及び権利義務について、譲渡、担保権の設定その他の一切の処分を行うことが出来ない。
8. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の次の各号に定める内容の新株予約権(以下「承継新株予約権」という。)を交付する。ただし、以下の条件に合致する再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 承継新株予約権の数
本新株予約権に代えて交付する承継新株予約権の数は、本新株予約権1個につき1個とする。
 - (2) 承継新株予約権の目的たる株式の種類及び数
承継新株予約権の目的たる株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。
承継新株予約権の目的たる株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)4に定める株式数(調整がなされた場合には調整後の株式の数)につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。
 - (3) 承継新株予約権の行使に際して出資する財産の価額
承継新株予約権の行使に際して出資する財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)5に定める行使価格(調整がなされた場合には調整後行使価額)につき合理的な調整がなされた価額に、上記(2)に従って決定される承継新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (4) 承継新株予約権を行使することができる期間(行使期間)
上記に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (5) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額(ただし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額)とし、残部を資本準備金の額とする。
 - (6) 譲渡による承継新株予約権の取得の制限
譲渡による承継新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (7) 承継新株予約権の行使の条件及び取得条項
承継新株予約権の行使の条件については、(注)6の定めるところに準じて決定する。
再編対象会社は、再編対象会社取締役会が別途定める日に、承継新株予約権の全部又は一部を無償にて取得することができる。なお、承継新株予約権の一部を取得する場合には、再編対象会社取締役会の決議により、その取得する承継新株予約権を定めるものとする。

(追加情報)

「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ストック・オプション制度の内容」に記載すべき事項をストック・オプション等関係注記に集約して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2022年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	6,710,000	1,256,000	200,000
権利確定			
権利行使			
失効	40,000		
未行使残	6,670,000	1,256,000	200,000

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	75,000	400,000	1,881,000
権利確定			
権利行使			
失効			
未行使残	75,000	400,000	1,881,000

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	34,000	260,000	72,800
権利確定			
権利行使			
失効			
未行使残	34,000	260,000	72,800

	第10回新株予約権
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	
付与	
失効	
権利確定	
未確定残	
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	80,000
権利確定	
権利行使	
失効	
未行使残	80,000

(注) 2014年1月28日付株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格 (円)	500	500	500
行使時平均株価 (円)			
付与日における公正な評価単価 (円)			

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格 (円)	500	530	650
行使時平均株価 (円)			
付与日における公正な評価単価 (円)			

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利行使価格 (円)	650	542	468
行使時平均株価 (円)			
付与日における公正な評価単価 (円)		107	102

	第10回新株予約権
権利行使価格 (円)	268
行使時平均株価 (円)	
付与日における公正な評価単価 (円)	73

(注) 2014年1月28日付株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

第1回から第7回新株予約権の公正な評価単価については、ストック・オプションを付与した日時点において、当社は未公開企業であったため、公正な評価単価の見積り方法を、単位当たりの本源的価値の見積りによって算定しております。また、単位当たりの本源的価値を算定するために簿価純資産法を用いております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 - 百万円
- (2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 - 百万円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)2	164,468百万円	185,488百万円
減損損失	16,985 "	14,093 "
退職給付に係る負債	4,240 "	3,682 "
棚卸資産評価損	3,201 "	3,372 "
事業構造改善費用	997 "	566 "
賞与引当金	319 "	826 "
その他	3,570 "	3,173 "
繰延税金資産小計	193,783百万円	211,204百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	164,459 "	185,487 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	28,918 "	25,331 "
評価性引当額小計(注)1	193,377 "	210,818 "
繰延税金資産合計	405百万円	385百万円
繰延税金負債		
土地時価評価	1,158百万円	1,166百万円
特許権時価評価	0 "	0 "
その他	173 "	76 "
繰延税金負債合計	1,332百万円	1,243百万円
繰延税金資産(負債)の純額	926百万円	857百万円

(注)1. 評価性引当額が17,441百万円増加しております。この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額を21,028百万円追加的に認識した一方で、減損損失に係る評価性引当額の減少2,892百万円をはじめ、将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額が3,587百万円減少したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 *1	5,824	4	-	14,154	9,846	134,638	164,468 百万円
評価性引当額	5,819	-	-	14,154	9,846	134,638	164,459 "
繰延税金資産	4	4	-	-	-	-	9 "

*1 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

当連結会計年度(2022年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 *1	1	-	15,542	10,598	36,328	123,017	185,488 百万円
評価性引当額	-	-	15,542	10,598	36,328	123,017	185,487 "
繰延税金資産	1	-	-	-	-	-	1 "

*1 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度及び当連結会計年度は、税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

当社において2022年3月31日付の資本金減少により法人事業税の外形標準課税が不適用となったことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する当社の法定実効税率を30.6%から33.5%に変更しております。この結果、当連結会計年度の繰延税金負債及び法人税等調整額がいずれも14百万円増加しております。

(企業結合等関係)

事業分離

子会社株式の譲渡

(1) 事業分離の概要

分離先企業の名称

Wise Cap Limited Company

分離した連結子会社の名称及び事業の内容

名称 : Kaohsiung Opto-Electronics Inc.

事業の内容 : 当社の液晶モジュールの製造事業

事業分離を行った主な理由

競争力向上と事業の成長に向け、アセットの適正化、コスト競争力の強化及びサプライチェーンの多様化を図るため。

事業分離日

2021年12月1日(株式売却日)

2021年11月30日(みなし売却日)

法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

(2) 実施した会計処理の概要

移転損益の金額

関係会社株式売却益 5,378百万円

移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	12,045	百万円
固定資産	1,170	"
資産合計	13,216	"
流動負債	8,586	"
固定負債	321	"
負債合計	8,907	"

会計処理

当該譲渡株式の売却価額と連結上の帳簿価額との差額を「関係会社株式売却益」として特別利益に計上しております。

(3) 当連結会計年度に係る連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

	当連結会計年度
売上高	- 百万円
営業利益	14,683 "

(4) 継続的関与の概要

車載及び産業機器用ディスプレイモジュールの製造に関する製造委託契約を締結しております。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当社は、石川県において遊休不動産(土地含む。)を有しておりましたが、当連結会計年度中にその全てを譲渡いたしました。なお、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額(百万円)			当連結会計年度末の時価 (百万円)
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
50,925	50,925		

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額の主な要因は、第三者への譲渡による減少であります。

また、当該賃貸等不動産に関する2021年3月期における損益は、次のとおりであります。

連結損益計算書における金額(百万円)			
賃貸収益	賃貸原価	賃貸損益	その他損益
			12,782

- (注) その他損益の主な内容は、遊休不動産に係る固定資産売却益18,595百万円(特別利益に計上)、付帯設備に係る契約解約費用6,351百万円(特別損失の事業構造改善費用に計上)であります。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループのアプリケーション分野別に分解した売上高は次のとおりであります。

アプリケーション分野	売上高(百万円)
モバイル	117,632
車載	106,919
ノンモバイル	71,394
合計	295,946

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)「4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債の残高等

(単位: 百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	31,213
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	56,341
契約負債(期首残高)	1,884
契約負債(期末残高)	3,330

契約負債は、契約に基づく履行に先立って受領した対価に関連する前受金であり、当社グループが契約に基づき履行義務を充足した時点で収益に振り替えられます。また、契約負債の増減は、主として前受金の受取りによる増加、収益認識による減少であります。

() 当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,635百万円であり、過去の期間に充足した履行義務又は部分的に充足した履行義務から当連結会計年度に認識した収益の額に

重要性はありません。

残存履行義務に配分した取引価格

未充足の履行義務に配分した取引価格の総額及び当該履行義務の充足が見込まれる時期は、以下のとおりであります。なお、実務上の便法を適用し、当初予想される契約期間が1年以内の契約について、下表に含めておりません。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2022年3月31日)
1年以内	2,100
1年超	9,002
合計	11,102

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、ディスプレイ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アイルランド	中国	米国	その他	合計
25,399	182,199	53,307	21,004	59,783	341,694

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	その他	合計
61,420	7,055	68,475

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
Apple Inc.グループ	182,874	ディスプレイ事業

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アイルランド	中国	米国	その他	合計
28,799	104,240	64,893	30,543	67,468	295,946

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
Apple Inc.グループ	104,265	ディスプレイ事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループは、ディスプレイ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループは、ディスプレイ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 (会社等)	いちご トラスト	英国領 ケイマン 諸島	956,490	日本企業への投資に特化した資産運用	(被所有) 直接44.2	資金の援助	第三者割当増資 (注1)	24,390	-	-
主要株主 (会社等)	INCJ	東京都 港区	500	特定事業活動に対し資金供給その他の支援等	(被所有) 直接14.0	資金の援助、役員の兼任、担保提供	資金の借入 (注2)	-	短期借入金	20,000
									長期借入金	73,680
							利息の支払 (注2)	1,231	前払費用	362
									未払費用	36
						借入金に対する担保差入	49,523	-	-	

(注) 1. 2020年8月26日開催の定時株主総会決議に基づく同8月28日付の第三者割当による当社D種優先株式500株の発行、2021年3月25日付の新株予約権の一部権利行使に基づく同日付の当社E種優先株式1,939株の発行を、いずれも1株につき10百万円で引き受けたものであります。発行価額はいずれも、外部の第三者による価値算定書を勘案して合理的に決定しております。

2. 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を決定しております。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 (会社等)	いちご トラスト	英国領 ケイマン 諸島	979,289	日本企業への投資に特化した資産運用	(被所有) 直接49.2	資金の援助	第三者割当増資 (注1)	36,010	-	-
主要株主 (会社等)	INCJ	東京都 港区	500	特定事業活動に対し資金供給その他の支援等	(被所有) 直接12.8	資金の援助、役員の兼任、担保提供	資金の返済 (注2)	20,000	1年内返済予定の長期借入金	20,000
									長期借入金	53,680
							利息の支払 (注2)	1,165	前払費用	197
									未払費用	114
						借入金に対する担保差入	47,449	-	-	

(注) 1. 2021年7月30日付、同9月22日付及び2022年3月4日付の新株予約権の一部権利行使に基づき当社E種優先株式を計3,601株発行し、いずれも第三者割当増資の方法により1株につき10百万円で引き受けたものであります。発行価額はいずれも、外部の第三者による価値算定書を勘案して合理的に決定しております。

2. 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を決定しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり純資産額	42.70円	24.93円
1株当たり当期純損失()	17.93円	2.08円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. (会計方針の変更)に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」等を適用しております。
この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額は0.25円減少し、1株当たり当期純損失は0.05円増加しております。

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	41,829	72,768
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	179,108	190,340
(うち優先株式の払込額(百万円))	(176,790)	(190,300)
(うち新株予約権(百万円))	(40)	(40)
(うち非支配株主持分(百万円))	(2,277)	(-)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	137,278	117,572
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	3,214,962,461	4,715,379,062
(うちA種優先株式(株))	(452,880,000)	(452,880,000)
(うちB種優先株式(株))	(1,008,000,000)	(558,000,000)
(うちD種優先株式(株))	(100,000,000)	(100,000,000)
(うちE種優先株式(株))	(807,916,665)	(2,308,333,329)

(注) A種優先株式、B種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式は、残余財産分配について普通株式より優先される株式であるため、1株当たり純資産額の算定にあたって、A種優先株式、B種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式に優先して配分される残余財産額を純資産の部の合計額から控除しております。また、A種優先株式、B種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式は、残余財産を優先して配分された後の残余財産の分配について普通株式と同順位であるため、1株当たり純資産額の算定上、その普通株式相当数を期末の普通株式の数に含めて計算しております。

4. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純損失()(百万円)	42,696	8,096
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失()(百万円)	42,696	8,096
期中平均株式数(株)	2,381,718,171	3,896,395,052
(うちA種優先株式(株))	(452,880,000)	(452,880,000)
(うちB種優先株式(株))	(1,008,000,000)	(999,369,863)
(うちD種優先株式(株))	(59,178,082)	(100,000,000)
(うちE種優先株式(株))	(15,494,292)	(1,489,349,312)

(注) A種優先株式、B種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式は剰余金の配当請求権について、普通株式と同順位であるため、1株当たり当期純損失の算定上、その普通株式相当数を期中平均株式数に含めて計算しております。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
希薄化効果を有しないため、 潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額の算定に含めな かった潜在株式の概要	<p>第1回新株予約権 新株予約権の数 67,100個 新株予約権の目的となる株式の種類及 び数 普通株式 6,710,000株</p> <p>第2回新株予約権 新株予約権の数 12,560個 新株予約権の目的となる株式の種類及 び数 普通株式 1,256,000株</p> <p>第3回新株予約権 新株予約権の数 2,000個 新株予約権の目的となる株式の種類及 び数 普通株式 200,000株</p> <p>第4回新株予約権 新株予約権の数 750個 新株予約権の目的となる株式の種類及 び数 普通株式 75,000株</p> <p>第5回新株予約権 新株予約権の数 4,000個 新株予約権の目的となる株式の種類及 び数 普通株式 400,000株</p> <p>第6回新株予約権 新株予約権の数 18,810個 新株予約権の目的となる株式の種類及 び数 普通株式 1,881,000株</p> <p>第7回新株予約権 新株予約権の数 340個 新株予約権の目的となる株式の種類及 び数 普通株式 34,000株</p> <p>第8回新株予約権 新株予約権の数 2,600個 新株予約権の目的となる株式の種類及 び数 普通株式 260,000株</p> <p>第9回新株予約権 新株予約権の数 728個 新株予約権の目的となる株式の種類及 び数 普通株式 72,800株</p> <p>第10回新株予約権 新株予約権の数 800個 新株予約権の目的となる株式の種類及 び数 普通株式 80,000株</p>	<p>第1回新株予約権 新株予約権の数 66,700個 新株予約権の目的となる株式の種類及 び数 普通株式 6,670,000株</p> <p>第2回新株予約権 新株予約権の数 12,560個 新株予約権の目的となる株式の種類及 び数 普通株式 1,256,000株</p> <p>第3回新株予約権 新株予約権の数 2,000個 新株予約権の目的となる株式の種類及 び数 普通株式 200,000株</p> <p>第4回新株予約権 新株予約権の数 750個 新株予約権の目的となる株式の種類及 び数 普通株式 75,000株</p> <p>第5回新株予約権 新株予約権の数 4,000個 新株予約権の目的となる株式の種類及 び数 普通株式 400,000株</p> <p>第6回新株予約権 新株予約権の数 18,810個 新株予約権の目的となる株式の種類及 び数 普通株式 1,881,000株</p> <p>第7回新株予約権 新株予約権の数 340個 新株予約権の目的となる株式の種類及 び数 普通株式 34,000株</p> <p>第8回新株予約権 新株予約権の数 2,600個 新株予約権の目的となる株式の種類及 び数 普通株式 260,000株</p> <p>第9回新株予約権 新株予約権の数 728個 新株予約権の目的となる株式の種類及 び数 普通株式 72,800株</p> <p>第10回新株予約権 新株予約権の数 800個 新株予約権の目的となる株式の種類及 び数 普通株式 80,000株</p>

(重要な後発事象)

(重要な事業部門の操業停止)

当社は、2022年5月10日開催の取締役会において、東浦工場（愛知県知多郡）での液晶ディスプレイの生産を2023年3月に終了することを決議いたしました。

1．生産終了の理由

主に、東浦工場における生産ラインは生産性及びコスト競争力が大型基板ラインに劣ること、同工場で生産する液晶ディスプレイの需要が減少していることを受けて、今般、当社の取り組む競争力強化と収益力向上施策の一環として、同ラインにおける生産を終了することとしたものです。

2．東浦工場の概要

名称	東浦工場（第3.5世代ライン）
所在地	愛知県知多郡東浦町大字緒川字上舟木50
事業内容	液晶ディスプレイ生産
従業員数	259名（2022年4月30日現在）

3．今後の日程

東浦工場の生産終了時期につきましては、2023年3月を予定しております。

4．当該事象の営業活動等に及ぼす影響

当該事象による当連結会計年度の業績への影響は軽微であります。また、翌連結会計年度以降の業績影響については詳細を精査中であり、現時点においては未確定です。

5．その他

同工場で生産中の製品の一部（VR、車載及び新規事業等）は、当社の他工場に生産移管いたします。また、同工場の従業員については他事業所への配置転換を予定しており、生産終了後の同工場の建屋等については、譲渡も含め活用を協議・検討中です。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	21,424	-	-	
1年以内に返済予定の長期借入金	-	20,000	2.3	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	73,680	53,680	1.1	2023年～2025年
合計	95,104	73,680	-	

(注) 1. 平均利率については、期末借入金に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は次のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	3,680	50,000	-	-

(2) 【その他】

1. 当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	65,961	137,860	209,518	295,946
税金等調整前四半期 (当期)純損失() (百万円)	6,673	8,009	5,173	5,812
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純損失() (百万円)	6,992	8,753	6,330	8,096
1株当たり四半期 (当期)純損失() (円)	2.68	2.96	1.70	2.08

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益又は 1株当たり 四半期純損失() (円)	2.68	0.47	0.57	0.40

2. 重要な訴訟について

重要な訴訟につきましては「第2 事業の状況 2 事業等のリスク (5)法務リスク」に記載のとおりであります。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	35,117	25,990
売掛金	4 41,992	4 69,655
未収入金	4 19,263	4 25,651
製品	2,342	3,452
仕掛品	6,865	12,296
原材料及び貯蔵品	9,081	12,430
前払費用	1,610	1,559
関係会社短期貸付金	10,255	-
その他	2,575	2,817
貸倒引当金	4,174	1,237
流動資産合計	124,931	152,616
固定資産		
有形固定資産		
建物	1, 5 40,290	1, 5 38,572
構築物	5 2,249	5 2,185
機械及び装置	1, 5 9,509	1, 5 7,263
車両運搬具	5 0	5 1
工具、器具及び備品	5 1,761	5 1,445
土地	1 3,076	1 3,068
建設仮勘定	3,773	1,698
有形固定資産合計	60,663	54,236
無形固定資産		
特許権	37	23
借地権	0	0
ソフトウェア	5 269	5 214
その他	529	449
無形固定資産合計	837	688
投資その他の資産		
投資有価証券	33	17
関係会社株式	1,805	2,185
関係会社出資金	9,796	9,796
長期貸付金	1	1
長期前払費用	7,567	7,328
その他	186	279
貸倒引当金	2	2
投資その他の資産合計	19,388	19,606
固定資産合計	80,888	74,531
資産合計	205,820	227,148

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)		当事業年度 (2022年3月31日)	
負債の部				
流動負債				
買掛金	4	65,446	4	84,158
電子記録債務		844		691
短期借入金	1, 3	20,128		-
1年内返済予定の長期借入金		-	1, 3	20,000
未払金	4	13,676	4	12,922
未払費用	4	10,889	4	6,848
未払法人税等		1,666		24
賞与引当金		1,037		2,462
前受金		357		1,285
前受収益		5		1
有償支給取引に係る負債		-	4	9,749
その他		375		1,435
流動負債合計		114,426		139,578
固定負債				
長期借入金	1, 3	73,680	1, 3	53,680
退職給付引当金		13,592		10,880
訴訟損失引当金		-		1,124
繰延税金負債		134		159
その他		3,874		3,426
固定負債合計		91,281		69,270
負債合計		205,708		208,848
純資産の部				
株主資本				
資本金		202,757		100
資本剰余金				
資本準備金		12,195		-
その他資本剰余金		73,310		35,979
資本剰余金合計		85,505		35,979
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		288,193		17,821
利益剰余金合計		288,193		17,821
自己株式		0		0
株主資本合計		69		18,258
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		2		0
評価・換算差額等合計		2		0
新株予約権		40		40
純資産合計		112		18,299
負債純資産合計		205,820		227,148

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)		当事業年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日)	
売上高	1	331,174	1	285,873
売上原価	1	339,804	1	279,776
売上総利益又は売上総損失()		8,629		6,096
販売費及び一般管理費	2	24,418	2	22,994
営業損失()		33,048		16,898
営業外収益				
受取利息	1	101		52
為替差益		604		2,166
業務受託料		1,009		470
受取賃貸料		543		524
補助金収入		46		2
貸倒引当金戻入額		1,587		3,367
その他		635		404
営業外収益合計		4,528		6,988
営業外費用				
支払利息		1,272		1,197
減価償却費	3	987	3	54
業務受託費		1,104		571
資産保全費用		2,168		-
支払補償費		1,119		326
その他		1,605		1,069
営業外費用合計		8,257		3,217
経常損失()		36,778		13,127
特別利益				
固定資産売却益	4	19,096	4	413
為替差益	5	5,629		-
事業構造改善費用戻入益	6	934	6	979
その他	7	36		-
特別利益合計		25,697		1,392
特別損失				
減損損失	10	10,987	10	3,099
事業構造改善費用	9	10,543		-
訴訟損失引当金繰入額		-	8	724
その他	11	238	11	13
特別損失合計		21,769		3,836
税引前当期純損失()		32,850		15,571
法人税、住民税及び事業税		206		600
法人税等調整額		16		25
法人税等合計		189		625
当期純損失()		33,040		16,197

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
材料費	1	153,224	45.2	114,949	41.0
労務費		19,634	5.8	18,699	6.7
経費		165,848	49.0	146,850	52.3
当期総製造費用		338,706	100.0	280,500	100.0
期首仕掛品棚卸高	2	8,586		12,680	
合計		347,293		293,180	
期末仕掛品棚卸高		6,865		12,296	
当期製造原価		340,427		280,884	

(原価計算の方法)

原価計算の方法は、標準原価による総合原価計算であり、原価差額は期末において棚卸資産及び売上原価に配賦しております。

(注) 1 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
外注加工費(百万円)	117,435	100,826

2 後述の「注記事項(会計方針の変更)」に記載のとおり、当事業年度の期首から収益認識に関する会計基準等を適用いたしました。この結果、当事業年度の期首仕掛品棚卸高は、5,814百万円増加しております。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	190,562	217,547	73,310	290,857	472,699	472,699	0	8,720	
会計方針の変更による累積的影響額								-	
会計方針の変更を反映した当期首残高	190,562	217,547	73,310	290,857	472,699	472,699	0	8,720	
当期変動額									
新株の発行	12,195	12,195		12,195				24,390	
減資								-	
欠損填補		217,547		217,547	217,547	217,547		-	
当期純損失()					33,040	33,040		33,040	
自己株式の取得							0	0	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	12,195	205,352	-	205,352	184,506	184,506	0	8,650	
当期末残高	202,757	12,195	73,310	85,505	288,193	288,193	0	69	

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	0	40	8,761
会計方針の変更による累積的影響額			-
会計方針の変更を反映した当期首残高	0	40	8,761
当期変動額			
新株の発行			24,390
減資			-
欠損填補			-
当期純損失()			33,040
自己株式の取得			0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2	0	1
当期変動額合計	2	0	8,648
当期末残高	2	40	112

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	202,757	12,195	73,310	85,505	288,193	288,193	0	69
会計方針の変更による累積的影響額					1,624	1,624		1,624
会計方針の変更を反映した当期首残高	202,757	12,195	73,310	85,505	289,817	289,817	0	1,554
当期変動額								
新株の発行	18,005	18,005		18,005				36,010
減資	220,662	30,200	250,862	220,662				-
欠損填補			288,193	288,193	288,193	288,193		-
当期純損失()					16,197	16,197		16,197
自己株式の取得							0	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	202,657	12,195	37,330	49,525	271,996	271,996	0	19,812
当期末残高	100	-	35,979	35,979	17,821	17,821	0	18,258

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	2	40	112
会計方針の変更による累積的影響額			1,624
会計方針の変更を反映した当期首残高	2	40	1,511
当期変動額			
新株の発行			36,010
減資			-
欠損填補			-
当期純損失()			16,197
自己株式の取得			0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1	-	1
当期変動額合計	1	-	19,811
当期末残高	0	40	18,299

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社は、当事業年度において5期連続で営業損失及び重要な減損損失を、8期連続で当期純損失を計上しており、対前事業年度で営業損失を縮小したものの、重要な営業損失及び当期純損失を計上したことにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当該状況を解消するため、当社は、全社的な事業構造改革として、設備稼働効率の改善、資産規模の適正化による生産性向上及びサプライチェーンの見直し等によるコストの更なる削減に取り組んでおります。当事業年度における戦略的取組みの一環として、2021年12月1日付で製造連結子会社KOEの全株式を譲渡いたしました。また、(重要な後発事象)に記載のとおり、2022年5月10日開催の取締役会において、小型のガラス基板で液晶ディスプレイを生産する東浦工場について、2023年3月を目的に生産終了することを決議いたしました。今後も既存事業の選択と集中を進め、収益性の更なる向上に向けた経営資源の最適化に引き続き取り組んでまいります。

当該施策に加え、高付加価値技術の製品化及び拡販、成長基盤の創出に向けた新規事業への戦略投資をより強化し推進すべく、2022年5月13日付で今後5年間の経営方針に基づく成長戦略「METAGROWTH2026」を策定・公表いたしました。本成長戦略における主な事業戦略として、同年3月30日に对外発表した超高移動度酸化物半導体を含むOLED、LTPS等のバックプレーン技術のほか、車載、VR及びコミュニケーション分野における高付加価値デバイス製品、並びにそれらに関連する知的財産権の積極活用等を中心に製品・事業ポートフォリオを再編し、早期の黒字体質の安定化と事業成長を図っていく方針であります。

財務面では、当事業年度においていちごトラストによる第12回新株予約権の一部行使に伴うE種優先株式発行により、総額で約360億円を調達いたしました。今後も、INCJからの2019年9月2日付当社借入金(元本総額200億円、返済期限2022年9月3日)返済対応を含め、当社の資金需要に応じて、主に低効率資産の売却又は流動化、金融投資家等によるファイナンスの実行により長期安定資金を確保することで、財務体質の強化に向けて適時適切な資金調達策を講じてまいります。

一方で、昨今のウクライナをめぐる国際情勢等を背景とした世界的な原材料費の高騰、エネルギー需給の逼迫による動力費や輸送費の負担増加のほか、半導体の需給逼迫継続による部材調達の一部制約等の影響により、早期の業績回復による黒字転換が遅延し、当社資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性を勘案すると、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、このような継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しておりません。

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法

その他有価証券
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品
移動平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～50年
構築物	7～50年
機械及び装置	4～7年
工具、器具及び備品	2～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零(残価保証がある場合には残価保証額)とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理方法

過去勤務費用については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 訴訟損失引当金

係争中の訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる金額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、ディスプレイ及び関連製品の開発、設計、製造及び販売事業を主な事業内容としております。これらの製品の販売については、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客への製品の引渡時点、又は出荷時点と引渡時点に重要な相違がない場合には製品の出荷時点で収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は次のとおりであります。

- ・ヘッジ手段...為替予約
- ・ヘッジ対象...商品輸出入による外貨建債権債務及び外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

社内規程に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約を振り当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は確保されており、決算日における有効性の評価を省略しております。

7. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年以内の一定の期間にわたり定額法により償却を行っております。

8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税は、発生年度の費用として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 棚卸資産の評価損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
棚卸資産 評価損計上前金額	28,212	38,032
棚卸資産の評価損	9,921	9,853
棚卸資産 貸借対照表価額	(1) 18,290	(2) 28,178

(1) 前事業年度末における製品2,342百万円、仕掛品6,865百万円並びに原材料及び貯蔵品9,081百万円の合計であります。

(2) 当事業年度末における製品3,452百万円、仕掛品12,296百万円並びに原材料及び貯蔵品12,430百万円の合計であります。

(2) その他の情報

連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載した内容と同一であります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
減損損失	10,987	3,099
固定資産 貸借対照表価額	(1) 68,045	(2) 61,207

(1) 前事業年度末における有形固定資産60,663百万円、無形固定資産837百万円及び一部の投資その他の資産6,544百万円の合計であります。

(2) 当事業年度末における有形固定資産54,236百万円、無形固定資産688百万円及び一部の投資その他の資産6,282百万円の合計であります。

(2) その他の情報

連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載した内容と同一であります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、顧客と約束した対価のうち変動する可能性のある部分を売上高から控除しております。また、有償支給取引については、従来は有償支給先への有償支給時に在庫の消滅を認識しておりましたが、支給品を買い戻す義務を負っている場合、当該有償支給取引を金融取引として棚卸資産を引き続き認識するとともに、有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高について金融負債を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は10百万円増加し、売上原価は417百万円減少し、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失が428百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は1,624百万円減少しております。当事

業年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失は、それぞれ0.25円及び0.11円減少しております。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
建物	40,259百万円	38,545百万円
機械及び装置	7,364 "	6,249 "
土地	2,984 "	2,982 "
合計	50,608百万円	47,777百万円

(2) 担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
短期借入金	20,000百万円	- 百万円
1年内返済予定の長期借入金	- "	20,000 "
長期借入金	73,680 "	53,680 "
合計	93,680百万円	73,680百万円

2 偶発債務

前事業年度(2021年3月31日)

(1) 債務保証

当社は、従前グループ外事業者との間で、白山工場における生産に不可欠なユーティリティの設備管理を目的とする長期業務委託契約(以下「委託契約」という。)を締結しておりましたが、2020年10月1日付で同工場の資産を第三者に譲渡したことにより、当該譲渡先が委託契約を承継した結果、同年10月1日を効力発生日として、グループ外事業者において発生する損害を、当社が当該譲渡先と連帯して保証する旨の合意をいたしました。これに伴う当事業年度末における債務保証見込額は、2,408百万円であります。なお、今後新たな事象の発生等により、当該見込額に変更が生じる可能性があります。

(2) 重要な訴訟

2020年7月16日付で、過年度決算における不適切な会計処理により損害を被ったとして、当社の株主1名及び当該株主が代表取締役を務める国内法人株主2名から、当社並びに当社の元取締役及び現取締役合計10名に対し、連帯して約3,858百万円の損害賠償を請求する訴訟が提起されました。当社といたしましては、今後、訴訟における原告の主張を踏まえて適切に対応してまいります。

当事業年度(2022年3月31日)

(1) 債務保証

当社は、従前グループ外事業者との間で、白山工場における生産に不可欠なユーティリティの設備管理を目的とする長期業務委託契約(以下「委託契約」という。)を締結しておりましたが、2020年10月1日付で同工場の資産を第三者に譲渡したことにより、当該譲渡先が委託契約を承継した結果、同年10月1日を効力発生日として、グループ外事業者において発生する損害を、当社が当該譲渡先と連帯して保証する旨の合意をいたしました。これに伴う当事業年度末における債務保証見込額は、1,662百万円であります。なお、今後新たな事象

の発生等により、当該見込額に変更が生じる可能性があります。

(2) 重要な訴訟

2020年7月16日付で、過年度決算における不適切な会計処理により損害を被ったとして、当社の株主1名及び当該株主が代表取締役を務める国内法人株主2名から、当社並びに当社の元取締役及び現取締役合計10名に対し、連帯して約3,858百万円の損害賠償を請求する訴訟が提起されました。当社といたしましては、今後、訴訟における原告の主張を踏まえて適切に対応してまいります。

3 財務制限条項等

前事業年度(2021年3月31日)

INCJとの間で締結している借入金契約には、以下の財務制限条項等が付されております。対象となる借入金契約の残高は次のとおりです。

短期借入金	20,000百万円	(1)
長期借入金	20,000 "	(2)
長期借入金(劣後特約付借入)	3,680 "	(3)
長期借入金(シニア・ローン)	50,000 "	(4)

(1、 2) 以下の財務制限条項等が付されております。

借入人が債務超過となってはならない

借入人は、各事業年度の連結貸借対照表における純資産価額が、前期比75%を下回ってはならない

(3) 上記 及び以下 の財務制限条項が付されております。

支配権変動事由が生じた場合に期限の利益を喪失する(チェンジ・オブ・コントロール条項)

(4) 上記 及び以下 の財務制限条項が付されております。

以下の事由に該当した場合、併記金額の期限前弁済充当を要する

- (a) 白山工場に係る固定資産の売却 ... 総売却価額の40%
- (b) 2020年3月26日付資金調達以降の新株発行、社債発行又は借入 ... 調達額の20%
- (c) INCJ担保物件の売却(上記(a)を除く) ... 純売却価額の50%

なお、(3)につき、当社は前事業年度において、いちごトラストに対してB種優先株式を発行したことにより の条項に抵触しておりますが、INCJより当該条項等を行使しない旨の合意を得ております。

また、(4)に係る条項のうち上記 (a)(b)に関し、以下(i)(ii)については、INCJより当該条項を行使しない旨の合意を得ております。

()2020年3月31日付及び同年8月28日付最終契約に基づき実行された、当社顧客及び国内事業会社への白山工場の固定資産の譲渡

()2020年7月21日付資本提携契約に基づく、当社のいちごトラストに対する第三者割当の方法による新株式及び新株予約権の発行に係る追加の資金調達

当事業年度(2022年3月31日)

INCJとの間で締結している借入金契約には、以下の財務制限条項等が付されております。対象となる借入金契約の残高は次のとおりです。

1年内返済予定の長期借入金	20,000百万円	(1)
長期借入金(劣後特約付借入)	3,680 "	(2)
長期借入金(シニア・ローン)	50,000 "	(3)

(1) 以下の財務制限条項等が付されております。

借入人が債務超過となってはならない

借入人は、各事業年度の連結貸借対照表における純資産価額が、前期比75%を下回ってはならない

(2) 上記 及び以下 の財務制限条項が付されております。

支配権変動事由が生じた場合に期限の利益を喪失する(チェンジ・オブ・コントロール条項)

(3) 上記 及び以下 の財務制限条項が付されております。

以下の事由に該当した場合、併記金額の期限前弁済充当を要する

- (a) 2020年3月26日付資金調達以降の新株発行、社債発行又は借入 ... 調達額の20%
(b) INCJ担保物件の売却 ... 純売却価額の50%

また、(3)に係る条項のうち上記(a)に関し、2020年7月21日付資本提携契約に基づく、当社のいちご
トラストに対する第三者割当の方法による新株式及び新株予約権の発行に係る追加の資金調達については、
INCJより当該条項を行使しない旨の合意を得ております。

4 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
短期金銭債権	40,924百万円	63,039百万円
短期金銭債務	39,476 "	46,383 "

5 国庫補助金等により固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
建物	244百万円	244百万円
構築物	0 "	0 "
機械及び装置	15,511 "	15,509 "
車両運搬具	0 "	0 "
工具、器具及び備品	388 "	388 "
ソフトウェア	69 "	69 "
合計	16,215百万円	16,213百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	303,439百万円	250,941百万円
仕入高	65,703 "	71,722 "

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
荷造及び発送費	2,529百万円	3,906百万円
給料諸手当	2,642 "	2,511 "
賞与引当金繰入額	613 "	565 "
退職給付費用	548 "	264 "
外注費	2,719 "	2,435 "
減価償却費	235 "	196 "
研究開発費	4,138 "	4,260 "
おおよその割合		
販売費	35.4%	42.3%
一般管理費	64.6 "	57.7 "

3 減価償却費

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

非稼働資産に係る減価償却費を営業外費用として計上したものであります。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

非稼働資産に係る減価償却費を営業外費用として計上したものであります。

4 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
白山工場固定資産の売却益	18,594百万円	貸与設備等の売却益 413百万円
その他	502 "	
合計	19,096百万円	合計 413百万円

5 為替差益

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

白山工場の資産の譲渡に伴い、外貨建前受金の減額を対価としたことにより生じた為替差益であります。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

6 事業構造改善費用戻入益

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

事業構造改善費用戻入益は、負担すべき補償責任が消滅したことによる戻入額657百万円、設備撤去及び工場売却準備に係る費用の節減に伴う戻入額276百万円であります。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

構造改革の一環で評価切下げを行った債権につき、譲渡契約の締結により回収可能性が回復したことに伴うものであります。

7 その他特別利益

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

課徴金の確定により見込額との差額を戻し入れたものであります。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

8 訴訟損失引当金繰入額

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

現在係争中の助成金返還訴訟案件について、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を訴訟損失引当金繰入額として計上しております。

9 事業構造改善費用

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当社は、抜本的な構造改革の実施により経営の合理化を行うことで収益の改善を目指しており、本構造改革に伴う費用を事業構造改善費用として計上しております。

事業構造改善費用の内訳は、以下のとおりであります。

付帯設備に係る契約解約費用	6,351百万円
工場売却準備に係る費用	3,757 "
その他	434 "
計	10,543百万円

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

10 減損損失

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当社では、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
事業用資産	建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具、器具及び備品、建設仮勘定、特許権、借地権、その他無形固定資産、ソフトウェア	茂原工場 千葉県茂原市	10,164
	建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具、器具及び備品、建設仮勘定、特許権、借地権、その他無形固定資産、ソフトウェア	東浦工場 愛知県知多郡東浦町	273
遊休資産	建物、機械及び装置、工具、器具及び備品	鳥取工場 鳥取県鳥取市	255
	建設仮勘定	東浦工場 愛知県知多郡東浦町	111
	機械及び装置、工具、器具及び備品、建設仮勘定	茂原工場 千葉県茂原市	71
	工具、器具及び備品、建設仮勘定	石川工場 石川県能美郡川北町	16
	機械及び装置、工具、器具及び備品	中国	93
合計			10,987

原則として事業用資産については管理会計上の区分を基礎とし、製造工程等の関連性を加味してグルーピングしておりますが、遊休状態の資産については他の資産グループから独立したキャッシュ・フローを生み出す単位として個別にグルーピングしております。

事業用資産については、ディスプレイ業界において、海外ディスプレイメーカーの生産能力拡大や顧客の有機EL(OLED)ディスプレイ採用拡大などを背景に厳しい競争環境が継続し、収益性が低下したことにより当事業年度において帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額10,438百万円(主として機械及び装置9,806百万円)を特別損失に計上いたしました。また、当事業年度において計上した減損損失は主に茂原工場で発生しております。茂原工場では事業用資産を液晶ディスプレイ(LCD)製造ラインとOLED製造ラインの2つにグルーピングしており、いずれのラインも減損の兆候が認められたため、減損損失の認識の要否を判定しています。OLED製造ラインについては固定資産の帳簿価額を回収可能価額(正味売却価額)が下回ったことから、第2四半期会計期間において帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額10,164百万円を減損損失として認識しました。一方、LCD製造ラインについては固定資産の帳簿価額を回収可能価額(正味売却価額)が上回っていることから、減損損失の計上は行っておりません。なお、当事業年度末における茂原工場の2ラインに関する事業用資産の帳簿価額は40,917百万円となり、総資産の20%を占めています。

事業用資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額は当社が評価を委託した外部の評価会社から入手した鑑定評価書(不動産及び動産)を利用し算出した鑑定評価額により評価しております。

遊休資産については、将来の使用が見込まれなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少548百万円(主として機械及び装置等289百万円)を特別損失に計上いたしました。

なお、遊休資産の回収可能価額は零としております。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

当社では、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
事業用資産	建物、構築物、機械及び装置、工具、器具及び備品、土地、建設仮勘定、特許権、借地権、ソフトウェア	茂原工場 千葉県茂原市	2,595
	建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具、器具及び備品、土地、建設仮勘定、特許権、借地権、施設利用権、ソフトウェア	石川工場 石川県能美郡川北町	321
遊休資産	機械及び装置、工具、器具及び備品、建設仮勘定	鳥取工場 鳥取県鳥取市	66
	建設仮勘定	茂原工場 千葉県茂原市	54
	工具、器具及び備品、建設仮勘定	石川工場 石川県能美郡川北町	36
	建設仮勘定	東浦工場 愛知県知多郡東浦町	18
	建設仮勘定	本社 東京都港区	5
合計			3,099

原則として事業用資産については管理会計上の区分を基礎とし、製造工程等の関連性を加味してグルーピングしておりますが、遊休状態の資産については他の資産グループから独立したキャッシュ・フローを生み出す単位として個別にグルーピングしております。

事業用資産については、ディスプレイ業界において、海外ディスプレイメーカーの生産能力拡大や顧客の有機EL(OLED)ディスプレイ採用拡大などを背景に厳しい競争環境が継続し、収益性が低下したことにより当事業年度において帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額2,917百万円(主として建設仮勘定1,493百万円及び機械及び装置1,383百万円)を特別損失に計上いたしました。また、当事業年度において計上した減損損失は主に茂原工場が発生しております。茂原工場では事業用資産を液晶ディスプレイ(LCD)製造ラインとOLED製造ラインの2つにグルーピングしており、いずれのラインも減損の兆候が認められたため、減損損失の認識の要否を判定しています。OLED製造ラインについては固定資産の帳簿価額を回収可能価額(正味売却価額)が下回ったことから、第4四半期会計期間において帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額2,595百万円を減損損失として認識しました。一方、LCD製造ラインについては固定資産の帳簿価額を回収可能価額(正味売却価額)が上回っていることから、減損損失の計上は行っておりません。なお、当事業年度末における茂原工場の2ラインに関する事業用資産の帳簿価額は36,177百万円となり、総資産の16%を占めています。

事業用資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額は当社が評価を委託した外部の評価会社から入手した鑑定評価書(不動産及び動産)を利用し算出した鑑定評価額により評価しております。

遊休資産については、将来の使用が見込まれなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少181百万円(主として建設仮勘定168百万円)を特別損失に計上いたしました。

なお、遊休資産の回収可能価額は零としております。

11 その他特別損失

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

過年度において発覚した不適切会計に関連する調査費用238百万円であります。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

投資有価証券評価損13百万円であります。

(有価証券関係)

前事業年度(2021年3月31日)

関係会社株式及び関係会社出資金は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、関係会社株式及び関係会社出資金の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる関係会社株式及び関係会社出資金の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	前事業年度 (百万円)
関係会社株式	1,805
関係会社出資金	9,796
計	11,602

当事業年度(2022年3月31日)

関係会社株式及び関係会社出資金は、市場価格のない株式等のため、関係会社株式及び関係会社出資金の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の関係会社株式及び関係会社出資金の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	当事業年度 (百万円)
関係会社株式	2,185
関係会社出資金	9,796
計	11,982

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	162,175百万円	183,226百万円
減損損失	16,806 "	13,874 "
退職給付引当金	4,161 "	3,653 "
関係会社株式評価損	4,116 "	4,514 "
棚卸資産評価損	3,038 "	3,308 "
事業構造改善費用	997 "	566 "
賞与引当金	317 "	826 "
前受金	104 "	365 "
その他	3,477 "	2,707 "
繰延税金資産小計	195,196百万円	213,043百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	162,175 "	183,226 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	33,020 "	29,817 "
評価性引当額小計	195,196 "	213,043 "
繰延税金資産合計	- 百万円	- 百万円
繰延税金負債		
特許権時価評価	0百万円	0百万円
土地時価評価	76 "	83 "
その他	57 "	74 "
繰延税金負債合計	134百万円	159百万円
繰延税金資産(負債)の純額	134百万円	159百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

当社において2022年3月31日付の資本金減少により法人事業税の外形標準課税が不適用となったことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を30.6%から33.5%に変更しております。この結果、当事業年度の繰延税金負債及び法人税等調整額がいずれも14百万円増加しております。

(収益認識関係)

収益を理解するための基礎となる情報は、(重要な会計方針)「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

(重要な事業部門の操業停止)

当社は、2022年5月10日開催の取締役会において、東浦工場（愛知県知多郡）での液晶ディスプレイの生産を2023年3月に終了することを決議いたしました。

1．生産終了の理由

主に、東浦工場における生産ラインは生産性及びコスト競争力が大型基板ラインに劣ること、同工場で生産する液晶ディスプレイの需要が減少していることを受けて、今般、当社の取り組む競争力強化と収益力向上施策の一環として、同ラインにおける生産を終了することとしたものです。

2．東浦工場の概要

名称	東浦工場（第3.5世代ライン）
所在地	愛知県知多郡東浦町大字緒川字上舟木50
事業内容	液晶ディスプレイ生産
従業員数	259名（2022年4月30日現在）

3．今後の日程

東浦工場の生産終了時期につきましては、2023年3月を予定しております。

4．当該事象の営業活動等に及ぼす影響

当該事象による当事業年度の業績への影響は軽微であります。また、翌事業年度以降の業績影響については詳細を精査中であり、現時点においては未確定です。

5．その他

同工場で生産中の製品の一部（VR、車載及び新規事業等）は、当社の他工場に生産移管いたします。また、同工場の従業員については他事業所への配置転換を予定しており、生産終了後の同工場の建屋等については、譲渡も含め活用を協議・検討中です。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	40,290	1,151	10 (1)	2,859	38,572	69,982
	構築物	2,249	76	8 (7)	132	2,185	8,562
	機械及び装置	9,509	3,363	1,398 (1,389)	4,211	7,263	324,947
	車両運搬具	0	1	0 (0)	0	1	82
	工具、器具及び備品	1,761	1,200	24 (20)	1,492	1,445	24,963
	土地	3,076	-	7 (5)	-	3,068	-
	建設仮勘定	3,773	5,465	7,541 (1,662)	-	1,698	-
	計	60,663	11,259	8,990 (3,087)	8,695	54,236	428,537
無形固定資産	のれん	0	-	-	0	-	-
	特許権	37	-	1 (1)	12	23	-
	借地権	0	-	0 (0)	-	0	-
	ソフトウェア	269	85	12 (9)	127	214	-
	その他	529	-	0 (0)	79	449	-
	計	837	85	14 (11)	219	688	-

(注) 1. 当期増加額の主なものは、次のとおりであります。

機械及び装置

石川工場の液晶ディスプレイ生産設備	1,869 百万円
茂原工場のOLEDディスプレイ生産設備	810 百万円
茂原工場の液晶ディスプレイ生産設備	355 百万円

建設仮勘定

石川工場の液晶ディスプレイ生産設備	1,893 百万円
茂原工場のOLEDディスプレイ生産設備	1,230 百万円
茂原工場の液晶ディスプレイ生産設備	1,051 百万円

2. 当期減少額の主なものは、次のとおりであります。

機械及び装置

茂原工場のOLEDディスプレイ生産設備の減損損失	1,135 百万円
石川工場の液晶ディスプレイ生産設備の減損損失	248 百万円

3. 当期減少額の欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	4,177	5,666	8,604	1,239
賞与引当金	1,037	2,462	1,037	2,462
訴訟損失引当金	-	1,124	-	1,124

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

重要な訴訟について

重要な訴訟につきましては「第2 事業の状況 2 事業等のリスク (5)法務リスク」に記載のとおりであります。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日 9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他のやむを得ない事由により電子公告ができないときは、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.j-display.com
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 定款の規定により、単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第19期)(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) 2021年6月28日関東財務局長に提出

(2)内部統制報告書及びその添付書類

2021年6月28日関東財務局長に提出

(3)四半期報告書及び確認書

第20期第1四半期(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日) 2021年8月6日関東財務局長に提出

第20期第2四半期(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日) 2021年11月12日関東財務局長に提出

第20期第3四半期(自 2021年10月1日 至 2021年12月31日) 2022年2月14日関東財務局長に提出

(4)臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書 2021年6月28日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第19号の規定(特定子会社の異動、提出会社及び提出会社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書 2021年7月8日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定(提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書 2021年11月12日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定(提出会社及び提出会社グループの財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの事象に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書 2022年2月14日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書 2022年3月28日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定(提出会社及び提出会社グループの財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの事象に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書 2022年5月6日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定(提出会社及び提出会社グループの財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの事象に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書 2022年5月10日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定(提出会社及び提出会社グループの財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの事象に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書 2022年5月13日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書 2022年6月27日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年6月27日

株式会社ジャパンディスプレイ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 塚原 克 哲

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 敦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 和 充

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジャパンディスプレイの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジャパンディスプレイ及び連結子会社の2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度において5期連続で営業損失及び重要な減損損失を、8期連続で親会社株主に帰属する当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。

茂原工場の事業用資産に関する減損損失の認識及び測定に用いる正味売却価額の合理性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社ジャパンディスプレイ（以下「会社」という。）の当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されている有形固定資産62,179百万円及び無形固定資産1,429百万円には、注記事項「（連結損益計算書関係）9 減損損失」に記載のとおり、茂原工場の2ライン（液晶ディスプレイ（以下「LCD」という。）製造ライン及び有機EL（以下「OLED」という。）製造ライン）に関する39,385百万円の事業用資産が含まれており、連結総資産の15%を占めている。また、当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている減損損失3,478百万円には、茂原工場のOLED製造ラインに関する減損損失2,539百万円が含まれている。</p> <p>固定資産に減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって減損損失の認識の要否を判定し、減損損失の認識が必要と判定され、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額は減損損失として認識される。また、注記事項「（連結損益計算書関係）9 減損損失」に記載のとおり、会社は、茂原工場の事業用資産をLCD製造ラインとOLED製造ラインの2つにグルーピングしている。</p> <p>当連結会計年度において、茂原工場の2ラインは減損の兆候があると認められたため、減損損失の認識の要否を判定している。</p> <p>LCD製造ラインでは、回収可能価額が固定資産の帳簿価額を上回っていることから、会社は当連結会計年度において減損損失の計上は不要と判断している。一方、OLED製造ラインでは、減損損失の計上が必要と判定され、回収可能価額が固定資産の帳簿価額を下回っていることから、会社は、当連結会計年度において帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識している。これら減損損失の認識及び測定において、回収可能価額はいずれも正味売却価額が用いられている。正味売却価額は、会社が評価を委託した外部の評価会社から入手した不動産鑑定評価書及び動産鑑定評価書を利用しており、評価の前提条件や固定資産情報が適切に反映されない場合には、当該評価結果が変動し、会社の減損損失の測定結果に重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、茂原工場の事業用資産に関する減損損失の認識及び測定に用いる正味売却価額の合理性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」の一つに該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、茂原工場の事業用資産に関する減損損失の認識及び測定に用いる正味売却価額の合理性を評価するため、主に以下の手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価 固定資産に関する減損損失の認識及び測定に関連する内部統制の整備及び運用の状況の有効性を評価した。評価に当たっては、減損損失の認識及び測定に用いる正味売却価額の合理性に関する統制に特に焦点を当てた。</p> <p>(2)茂原工場の事業用資産に関する減損損失の認識及び測定に用いる正味売却価額の合理性 正味売却価額的前提となる不動産鑑定評価書及び動産鑑定評価書について、当監査法人が属する国内ネットワークファームの評価の専門家を利用して、会社が評価を委託した外部の評価会社に対して質問したほか、主に以下の手続を実施した。</p> <p>評価の手法及び前提条件の適切性を、会計基準の要求事項に照らして検討した。 鑑定評価の前提となる評価基準日から減損損失の測定時点までの時点修正の方法について、その合理性を評価した。 鑑定評価の前提となる固定資産情報と対象資産の整合性を確認した。</p>

棚卸資産の機械的な評価損の計算における基礎情報の正確性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社の当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されている棚卸資産（商品及び製品、仕掛品並びに原材料及び貯蔵品の合計）49,052百万円（評価損計上前の帳簿価額60,282百万円）には、会社の個別財務諸表に計上されている棚卸資産28,178百万円（評価損計上前の帳簿価額38,032百万円）が含まれており、連結総資産の11%を占めている。</p> <p>注記事項「（重要な会計上の見積り）1. 棚卸資産の評価損」に記載のとおり、棚卸資産の貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。また、棚卸資産の収益性の低下を帳簿価額に反映するために、機械的な評価損の計算が行われている。機械的な評価損の計算には、一定の回転期間を超える場合に定期的に帳簿価額を引き下げる方法（以下「過剰評価損計算」という。）が含まれている。</p> <p>機械的な評価損の計算においては、評価の前提となる基礎情報を正確に反映する必要があり、手作業が介在する余地を限定することが重要である。会社は、過剰評価損計算に用いる基礎情報を棚卸資産の機械的な評価損の計算に反映するために、基幹業務システムと財務報告に係るシステムとの連携体制を構築している。当該システム連携を含め、評価の前提となる基礎情報が正確に評価損の計算に反映されない場合には、機械的な評価損の計算が適切に行われず、棚卸資産の評価に重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、棚卸資産の機械的な評価損の計算における基礎情報の正確性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」の一つに該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、棚卸資産の機械的な評価損の計算における基礎情報の正確性を検証するため、主に以下の手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価 棚卸資産の評価に関連する内部統制の整備及び運用の状況の有効性を評価した。評価に当たっては、以下に掲げる統制に特に焦点を当てた。 棚卸資産の評価に利用する情報の正確性を担保するための統制 財務報告に係るシステムのIT全般統制及び棚卸資産の機械的な評価損の計算に関連するIT業務処理統制</p> <p>(2)棚卸資産の機械的な評価損の計算における基礎情報の正確性の検証 棚卸資産の機械的な評価損の計算に用いられる基礎情報の正確性について検討し、機械的な評価損の計算が適切に行われていることを検証するため、主に以下の手続を実施した。 会社の財務報告に係るシステムを操作し、評価の前提となる基礎情報を直接入手した。 棚卸資産の機械的な評価損の計算を再現し、会社の作成した評価損の計算シートと計算結果とが一致することを確認した。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ジャパンディスプレイの2022年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ジャパンディスプレイが2022年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2022年6月27日

株式会社ジャパンディスプレイ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	塚原克哲
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中敦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤和充

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジャパンディスプレイの2021年4月1日から2022年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジャパンディスプレイの2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度において5期連続で営業損失及び重要な減損損失を、8期連続で当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。

(茂原工場の事業用資産に関する減損損失の認識及び測定に用いる正味売却価額の合理性)

財務諸表の監査報告書に記載すべき監査上の主要な検討事項「茂原工場の事業用資産に関する減損損失の認識及び測定に用いる正味売却価額の合理性」は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「茂原工場の事業用資産に関する減損損失の認識及び測定に用いる正味売却価額の合理性」と実質的に同一の内容である。このため、財務諸表の監査報告書では、これに関する記載を省略する。

(棚卸資産の機械的な評価損の計算における基礎情報の正確性)

財務諸表の監査報告書に記載すべき監査上の主要な検討事項「棚卸資産の機械的な評価損の計算における基礎情報の正確性」は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「棚卸資産の機械的な評価損の計算における基礎情報の正確性」と実質的に同一の内容である。このため、財務諸表の監査報告書では、これに関する記載を省略する。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2．XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。